

# 東京都の水産

平成27年版



東京都産業労働局

## まえがき

東京都には、東京湾から伊豆諸島・小笠原諸島など南北約2千キロにわたる広大な海域があります。この海域には、南鳥島（日本最東端）や沖ノ鳥島（日本最南端）があり、東京都に接する排他的経済水域（200海里）は、日本の水域の約38%を占めています。また、伊豆諸島・小笠原諸島は、複雑な海底地形と黒潮の流れにより、日本有数の好漁場となっており、漁業は地域の基幹産業となっています。

一方、都内を流れる多摩川などの河川は、マス類の養殖の場や、アユ、ヤマメなどの釣りをはじめとしたレクリエーションの場として、都民に潤いや安らぎを創出するなど、重要な役割を果たしております。

しかし、東京の水産業は、海や河川の環境変化や燃油高騰などの厳しい要因から、漁獲量の低迷や偏りがみられるとともに、漁業者の高齢化や減少が進行しています。

東京都では、これら水産業を取り巻く課題や情勢の変化に対して、より有効な施策を展開するために、平成26年3月に「水産業振興プラン」を改定し、持続可能な水産業を実現するため様々な施策を推進しております。

本書は、東京都の漁業動向を平成26年の水産統計や、26年度の事業結果を中心とりまとめたものです。本書が関係方面に広く利用され、東京都の水産業振興の一助となれば幸いです。

平成28年5月

東京都産業労働局農林水産部  
水産課長 中野卓



## 目 次

I	水産業の概要	1
1	平成27年の都の水産業をめぐる主な動き	3
2	我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域	4
3	現況	6
II	漁業調整対策	15
1	事業概要	17
2	漁業権	18
3	漁業許可	26
4	内水面漁業	28
5	海洋生物資源の保存と管理	32
6	自主的資源管理支援対策事業	34
7	遊漁船業の登録	38
8	漁業取締	38
III	水産業基盤整備	39
1	事業概要	41
2	水産経営構造改善事業	41
3	島しょ漁業振興施設整備事業	43
4	水産物供給基盤整備事業	45
5	内水面振興対策事業	49
6	小笠原漁業振興施設整備事業	50
7	硫黄島関連漁業対策事業	51
8	漁村地域防災力強化事業	52
9	栽培漁業	54
10	水産・観光ふれあい事業	56
11	沖ノ鳥島漁業操業支援対策事業	57
12	天然アユの釣れる川づくり事業	59
IV	漁業経営改善対策	61
1	水産業協同組合の育成	63
2	漁業金融	69
3	ぎょしょく普及事業	75
4	水産物加工・流通促進対策事業	76
5	離島漁業再生支援事業	77
V	漁業補償対策	79
1	漁業共済	81

2	漁船保険	85
3	漁業公害	88
4	東京産水産物の放射性物質検査	91
5	演習補償	92
VI	行政委員会	93
1	海区漁業調整委員会	95
2	内水面漁場管理委員会	99
VII	島しょ農林水産総合センター	101
1	島しょ農林水産総合センターの概要	103
2	漁業調査指導船	113
3	分掌事務	114
VIII	水産行政	117
1	組織	119
2	分掌事務	120
IX	資料	123
1	経営体・就業者	125
2	生産量・生産額	126
3	漁船	143
4	漁業制度と都の漁業	146

# I 水産業の概要

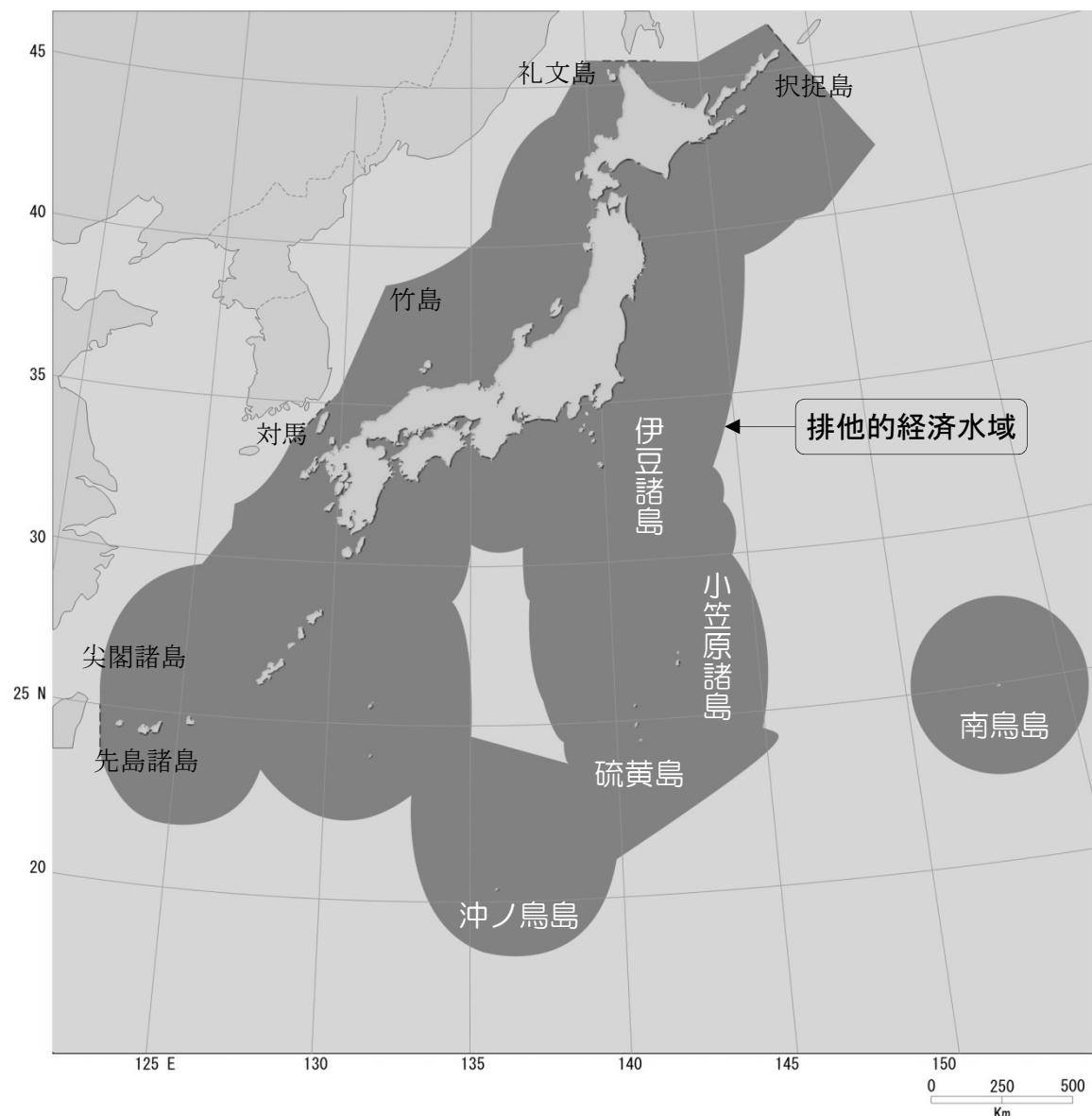


## 1 平成27年の都の水産業をめぐる主な動き

- 第9回沖ノ鳥島フォーラムの開催 206人参加 (1月)
- 水産庁により小笠原諸島周辺海域において宝石サンゴ調査が実施される (3月)
- 内水面漁業をハード・ソフト両面から支える新規の都単独事業である内水面漁業振興対策事業を開始 (4月)
- 小笠原諸島周辺海域における外国漁船を想定した東京都、水産庁、警視庁、第三管区海上保安本部、小笠原村による合同訓練を小笠原村父島で実施 (6月)
- 江戸前アユの遡上推計尾数は約435万尾  
・10年連続100万尾以上の遡上を記録 (6月)
- 東京味わいフェスタ 2015において東京産水産物が提供される (10月)
- 都庁45階南展望室において沖ノ鳥島パネル展を開催 (11月)
- 平成26年のキンメダイ生産量が過去最大の1,006トンを記録

## 2 我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域

### (1) 我が国の200海里水域（概念図）



排他的経済水域とは

国連海洋法条約に基づき、沿岸国が主権的権利を行使することができる海域。

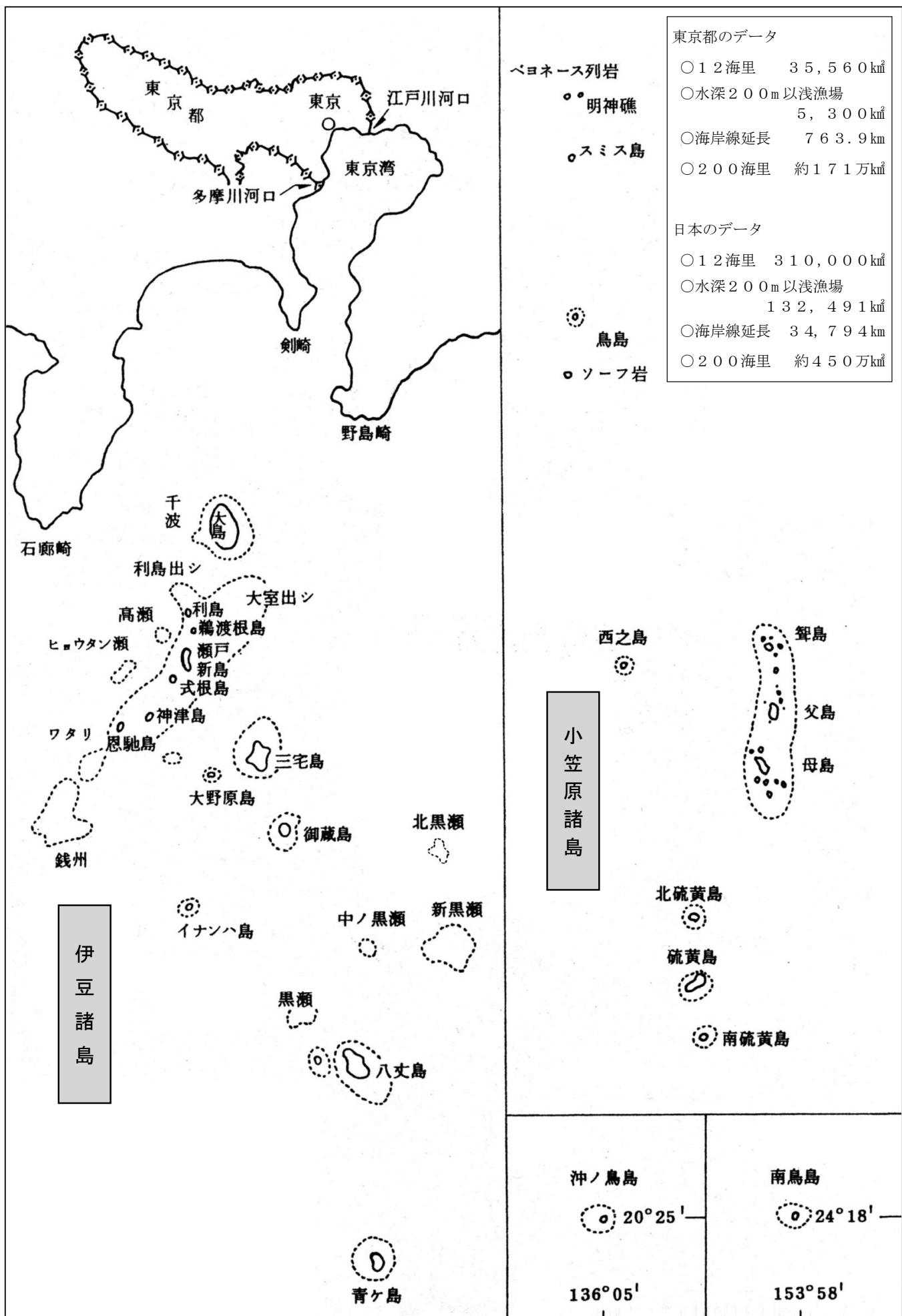
200海里（約370km）を超えない範囲で設定され、排他的に漁業を営む権利（外国人は許可を得なければ漁業を行うことができない）を得る一方、生物資源を保存・管理する義務を負う。

領海とは

領海の基線から、その外側12海里（約22km）の線までの海域。

沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下にも及ぶ。

(2) 都の水産行政区域



### 3 現況

東京都の水産業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を主漁場とする島しょ漁業、東京湾で行う内湾漁業、多摩川・江戸川を主な漁場とする内水面漁業がある。

また、都内の企業が行う遠洋・沖合漁業もある。

各漁業の特徴は、次のとおりである。

#### 【島しょ漁業】

島しょ周辺海域は、複雑な海底地形と黒潮などの海流と相まって、我が国有数の好漁場が形成され、多種多様な魚種が生息している。このため、漁業は伊豆・小笠原諸島における主要産業として発展してきた。しかし、近年では資源減少による漁獲量の低迷や輸入魚の増大による魚価の下落など、漁業を取り巻く厳しい情勢を背景に、漁業者は苦しい経営を余儀なくされている。

大島海域では、テングサやトコブシ、サザエを対象とした採介藻漁業やイセエビの刺網漁業を主体に、キンメダイやイサキ等の底魚一本釣り漁業やタカベの刺網漁業などの漁船漁業が営まれている。

利島海域では、トサカノリやイセエビ、サザエ等を対象とした採介藻漁業が主体的に営まれている。

新島・式根島海域では、タカベの刺網、イサキの建切網、キンメダイ等の底魚一本釣り漁業、イカ釣漁業、定置網漁業等、多様な漁船漁業が営まれているほか、トサカノリ等の採介藻漁業も営まれている。

神津島海域では、タカベの建切網、キンメダイ・メダイ等の底魚一本釣り漁業、テングサ・トサカノリなどの採藻漁業、イカ釣漁業、イセエビ刺網漁業の他、定置網漁業等、多様な漁業を組み合わせ、活発な漁業が営まれている。

三宅島海域では、平成12年の噴火による磯根漁場の被害が大きく、テングサやトサカノリ、イセエビなどの漁獲量が伸び悩んでいる。このため、マグロ・カツオを対象としたひき縄漁業、メダイ・キンメダイ等を対象とした底魚一本釣り漁業が主に営まれている。また、平成18年には定置網漁業も再開されている。

八丈海域では、カツオ・マグロを対象としたひき縄漁業、ムロアジの棒受網漁業、トビウオの流し刺網漁業、キンメダイ・メダイ・アオダイ等の底魚一本釣り漁業が盛んに営まれている。

小笠原海域は、ハタ類などの底魚一本釣り漁業やマグロ・カジキ類のはえ縄漁業などの漁船漁業が盛んに営まれている。また、シマアジ等の養殖用種苗の生産も行われている。

#### 【内湾漁業】

東京内湾には、かつて5,000人を超える漁業者が存在したが、昭和37年の漁業権等の廃止以降は、湾内の埋め立てや漁場環境の悪化などにより、多くの漁業者が転業を余儀なくされた。最近では、公害規制の強化や埋め立て工事の減少等によって湾内の水質も徐々に改善されたこと

から、スズキ・カレイ類を対象とした刺網漁業やアサリの採貝漁業、アナゴのせん漁業（かごや筒を使用する漁業）などが自由漁業として営まれ、漁獲した魚介類は江戸前ものとして人気が高い。

#### 【内水面漁業】

首都圏を流れる多摩川や江戸川などには漁業権が設定されており、漁業協同組合がアユやマス類などを放流して資源の維持増加に努めながら、遊漁の振興を通じた地域活性化に貢献している。最近では水質改善等により天然アユの遡上が確認されており、かつて多摩川の特産品として江戸幕府へ上納された「献上鮎」のような美味しい「江戸前アユ」の復活に、漁業関係者から大きな期待が寄せられている。また、下流域や河口部ではウナギ筒漁業やシジミ漁業が営まれている。

多摩地域では、山間部を中心にニジマスやヤマメ等の養殖が行われており、特に、平成10年に東京都水産試験場が開発した「奥多摩やまめ」は、さまざまな活用方法が試行され、特産品としての定着化が進んでいる。

## (1) 漁業生産構造

### ①漁業経営体（平成25年）

区分	漁船非使用	漁船使用						小型定置網	海面養殖	内水面養殖	合計	
		無動力漁船	船外機付漁船	1トン未満	1～3トン	3～5トン	5トン以上					
区部	9	0	6	14	38	18	18	94	0	0	3	106
市町村部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	23
	22	0	63	2	40	59	101	265	3	2	0	292
大島	22	0	50	0	7	21	7	85	1	1	0	109
利島～神津島	0	0	13	2	33	38	94	180	2	1	0	183
三宅島	0	0	18	2	8	10	21	59	1	0	0	60
三宅島	0	0	13	1	6	10	21	51	1	0	0	52
御藏島	0	0	5	1	2	0	0	8	0	0	0	8
八丈島	3	0	4	1	3	14	69	91	0	0	0	94
八丈島	3	0	4	1	1	9	68	83	0	0	0	86
青ヶ島	0	0	0	0	2	5	1	8	0	0	0	8
小笠原	0	0	1	0	1	16	36	54	0	1	0	55
合計	34	0	92	19	90	117	245	563	4	3	26	630

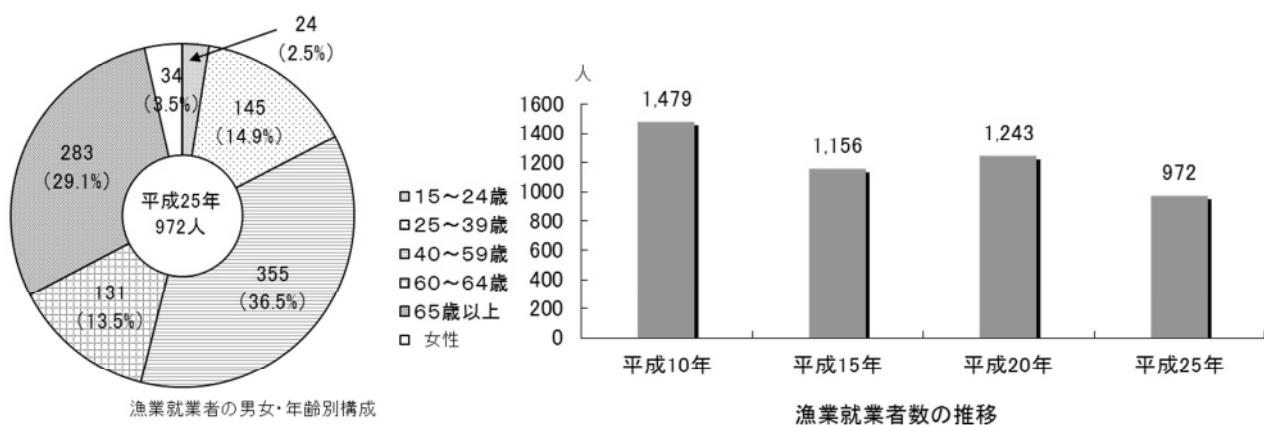
資料：2013年漁業センサス

漁業経営体：調査期日（平成25年10月31日）前1年間に海面において30日以上漁業を行った世帯または事業所をいう。

※船外機付漁船：これまで動力漁船の1トン未満に含まれていたが、平成20年より別階層として集計

### ②漁業就業者数

漁業就業者は、972人で5年前に比べ271人減少した。就業者内訳では、男性が938人、女性34人であり、男性就業者の44.1%が60歳以上と高齢化が進んでいる。



③漁船（小型漁船を含む）

漁船は、その所有者が東京都を主たる根拠地とする場合、漁船法に基づき、都に登録しなければならない。

平成26年12月末現在、内湾で210隻、島しょで814隻、会社等で40隻、計1,064隻が東京都に登録されている。

所属別登録漁船状況

（平成26年12月末現在）

漁船 所属	動 力 漁 船									合 計		
	100トン以上			5トン～100トン			5トン未満					
	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数
内湾	0	0	0	22	202.86	3,642	188	361.25	10,056	210	564.11	13,698
島しょ	0	0	0	279	2,691.37	59,484	535	1,044.19	32,436	814	3,735.56	91,920
会社	5	1,893.00	2,836	1	13.81	105	0	0.00	0	6	1,906.81	2,941
官公庁	25	29,162.70	41,512	5	212.00	2,757	4	7.87	195	34	29,382.57	44,464
その他	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0
合計	30	31,055.70	44,348	307	3,120.04	65,988	727	1,413.31	42,687	1,064	35,589.05	153,023

#### ④漁港

伊豆諸島には、第1種漁港が16港、第2種漁港が1港、第4種漁港が6港ある。また、小笠原諸島には、第4種漁港が2港ある。

また、地方港湾は16港湾あり、小型船係留施設で漁船を係留している。

臨海部には、漁港はない。



## 漁港・港湾一覧

島名	種類	漁港			港湾
		漁港種類	漁港名	管理者	漁港指定年月日
大島	第1種	泉津	都	S 26. 7. 10	元町岡田波浮港
		差木地	都	30. 10. 21	
		野増	都	27. 6. 23	
		元町	都	26. 7. 10	
		岡田	都	27. 7. 29	
利島	—	—	—	—	利島
新島	第1種	羽伏	都	27. 7. 29	新島
		若郷	都	27. 6. 23	
式根島	第1種	野伏	都	26. 7. 10	式根島
		小浜	都	27. 6. 23	
神津島	第4種	三浦	都	30. 10. 21	神津島
三宅島	第1種	大久保	都	27. 7. 29	三池大久保
		湯の浜	都	30. 10. 21	
		伊ヶ谷	都	27. 6. 23	
	第2種	坪田	都	26. 7. 10	
	第4種	阿古	都	26. 7. 10	
御藏島	—	—	—	—	御藏島
八丈島	第1種	出鼻	町	29. 10. 30	神湊八重根(洞輪沢)
		洞輪沢	都	27. 6. 23	
		中之郷	都	27. 6. 23	
		ナズマド	町	27. 6. 23	
	第4種	神湊	都	26. 7. 10	
		八重根	都	26. 7. 10	
青ヶ島	—	—	—	—	青ヶ島大千代
小笠原	父島	二見	都	45. 6. 15	二見
	母島	母島	都	63. 3. 31	沖
計	都営21漁港(第1種14港、第2種1港、第4種6港) 町営 2漁港(第1種2港)				町営16港

注:漁港種類

第1種：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

第2種：その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。

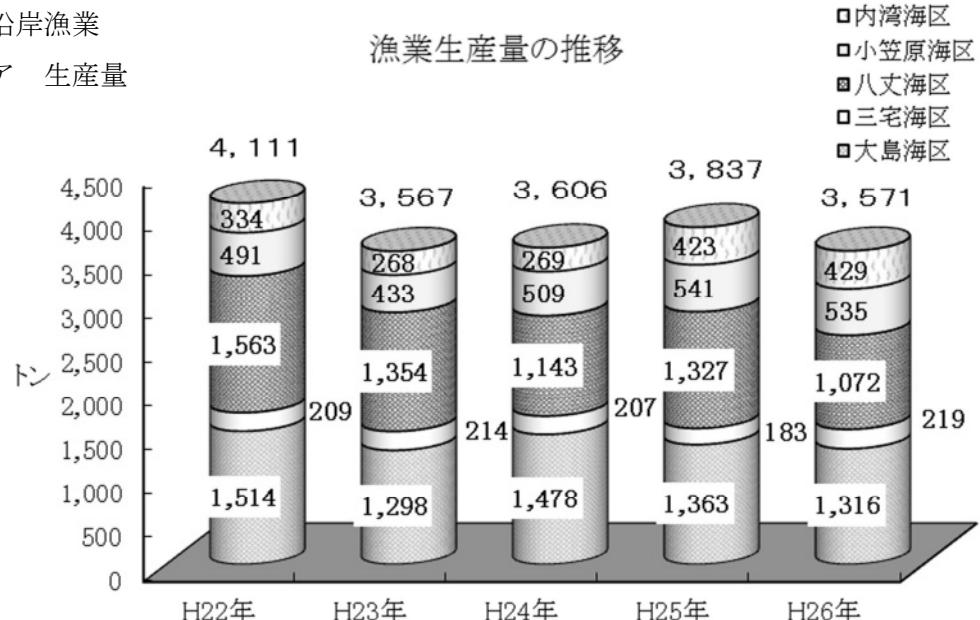
第3種：その利用範囲が全国的なもの。

第4種：離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

## (2) 漁業生産

### ①沿岸漁業

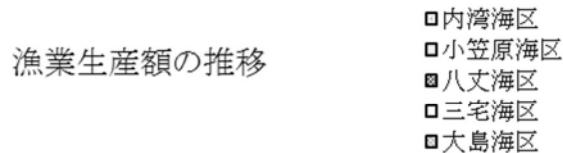
#### ア 生産量



生産量の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 めだい 第3位 とびうお

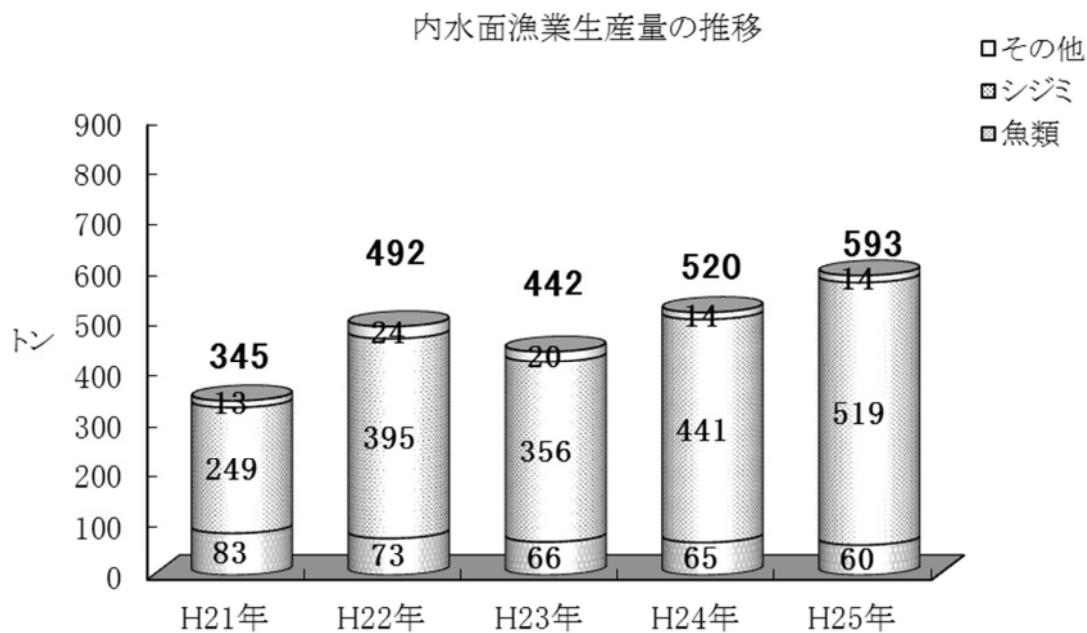
#### イ 生産額



生産額の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 かじき類 第3位 めだい

## ②内水面漁業



資料：東京農林水産統計年報（関東農政局東京農政事務所）  
内水面漁業生産統計調査（水産庁）

## ③養殖漁業

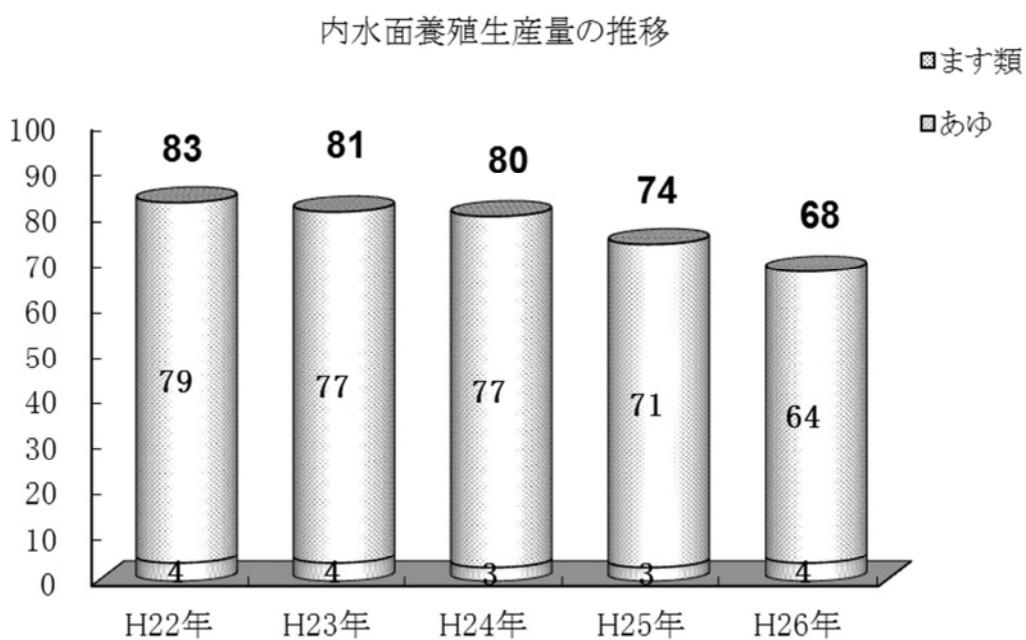
### ア 海面養殖

平成26年 海面養殖生産量・額

種別	漁協名	小笠原島	
		生産量	生産額（円）
養殖	しまあじ	327.4 kg	337,549
	まだい	239.2 kg	72,600
	あかはた	228.4 kg	337,650
	計	795.0 kg	747,799
種苗養殖	しまあじ	217,383 尾	48,215,110
	まだい	10,000 尾	1,500,000
	あかはた	20,000 尾	5,555,556
	計	247,383 尾	55,270,666

資料：水産課調べ

イ 内水面養殖



資料：水産課調べ

## II 漁業調整対策



## 1 事業概要

### 【伊豆諸島】

伊豆諸島では、てんぐさ等を対象とする採介藻漁業やたかべ建切網漁業等の漁業権漁業、あじ・さば等を対象とする知事許可漁業及び底魚一本釣り漁業等の自由漁業が行われている。

漁業権は、各島周囲 1,000～2,000 メートル以内の海域に第 1 種、第 2 種共同漁業権を設定している。

知事許可漁業のうち、火光利用さば漁業とあじ・さば棒受網漁業は、静岡県等 4 都県の漁業者が入会いで操業している。そのため、関係都県の漁業者による自主的な漁業調整の場として、一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）連合海区漁業調整委員会を設置し、漁業の許可隻数等の協議を行っている。都は、委員会の意見を尊重して許認可方針を定め、漁業間の調整を行っている。

### 【小笠原諸島】

小笠原諸島では、いせえびを対象とするかご漁業等の漁業権漁業、底魚一本釣り漁業、かつお・まぐろ漁業等の知事許可漁業が行われている。

返還後の昭和 47 年に小笠原海区漁業調整委員会が設置され、漁業権も同年から設定している。現在では、聟島列島、父島列島、母島列島、火山列島の各島周囲 2,000 メートル以内の海域に、第 1 種、第 2 種共同漁業権を設定している。さらに、しまあじ等の小割式養殖に係る第 1 種区画漁業権も設定している。

小笠原村地先海面におけるかつお・まぐろ漁業は、地元漁船の着業が増えたため、資源の有効利用等を考慮して、平成 7 年から定数制の知事許可漁業とした。

### 【内湾漁業】

内湾には漁業権や漁業許可による漁業はなく、自由漁業のみが行なわれている。しかし、内湾は都民が自然とふれ合うレクリエーションの場でもあるため、資源と漁場の有効利用を図り、漁業秩序の確立に努める必要がある。

### 【内水面漁業】

内水面の漁業権は、多摩川水系、中川・荒川水系、江戸川水系に計 15 件免許している。第 5 種共同漁業権漁場では、あゆ等の放流増殖を行なっている。遊漁者は、知事が認可する「遊漁規則」に基づいて遊漁を行なっている。また、第 1 種はしじみ等を内容とするものである。

### 【漁業と遊漁の調整】

近年、遊漁者の増加に伴い、漁場利用をめぐって漁業と遊漁の紛争が多発している。このため、水産基本法、沿岸漁場整備開発法及び遊漁船業の適正化に関する法律等の主旨に基づき、海面の合理的な利用を図るために調整指導等を行なっている。

2 漁業権

(1) 海面漁業権一覧

(平成27年4月1日)

区 分	免 許 番 号	共同漁業権の種別		漁業権者 の名 称 (漁業協同組合名略)	漁 場 の 区 域	漁 業 の 種 類	面 積 (ha)
		第一種	第二種				
大 島 支 庁 管 内	共1	○	○	伊豆大島、元町	大島地先距岸 1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7 たかべ刺網外2	6,450
	2	○	○	利島村	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7 たかべ刺網外2	6,450
	3	○	○	にいじま	利島地先距岸 1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7 たかべ建切網外3	1,308
	4	○	○	"	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7 たかべ建切網外3	1,308
	5	○	○	"	鵜渡根島地先距岸 1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7 たかべ建切網外3	680
	6	○	○	"	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	680
	7	○	○	"	新島、式根島及び地内島の地先距岸 2,000m	2,000m	9,593
大 島 支 庁 管 内	8	○	○	神津島	"	たかべ建切網外3	9,593
	9	○	○	神津島	神津島、祇苗島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10 たかべ建切網外2	5,685
	10	○	○	"	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10 たかべ建切網外2	5,685
	11	○	○	"	恩馳島地先距岸 2,000m	たかべ建切網外2	1,720
	12	○	○	"	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外3 たかべ建切網外3	1,720
	13	○	○	神津島、にいじま	神津島村錢洲地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外3 たかべ建切網外3	2,396
	14	○	○	神津島	"	2,396	2,396

(平成27年4月1日)

区 分	共同漁業権の種別		漁業権者 の名 称 (漁業協同組合名略)	漁 場 の 区 域	漁 業 の 種 類	面 積 (ha)
	免 許 番 号	第 一 種				
三宅支庁管内	共15	○	三宅島	三宅島地先距岸1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8 たかべ建切網外2	5,127
	16	○	三宅島、御蔵島村	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8 たかべ建切網外2	5,127
	17	○	三宅島	大野原島地先距岸1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8 たかべ建切網外2	1,027
	18	○	三宅島、御蔵島村	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外6 たかべ建切網外2	1,027
	19	○	御蔵島村	御蔵島地先距岸1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外6 たかべ建切網外2	2,135
	20	○	御蔵島村、三宅島	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外6 たかべ建切網外2	2,135
八丈支庁管内	21	○	八丈島	八丈島地先距岸1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10 いそ魚底刺網	5,119
	22	○	"	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10 いそ魚底刺網	5,119
	23	○	"	八丈小島地先距岸1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10 いそ魚底刺網	1,374
	24	○	"	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外2 いそ魚底刺網	1,374
	25	○	青ヶ島村	青ヶ島地先距岸1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外2 いそ魚底刺網	1,350
	26	○	"	"	いせえび、とこぶし、てんぐさ外2 いそ魚底刺網	1,350
	計	13	13			

免許年月日 平成25年9月1日 免許存続期間 10年(平成35年8月31日)

(平成27年4月1日)

区 分	免 許 番 号	共同漁業権の種別 第一種	区画漁業権 (漁業協同組合名略)	漁場の区域		漁業の種類	面積 (ha)
				漁業権者 の名稱	漁場の区域		
小笠原支庁管内	共62	○	小笠原島	一ノ岩、北之島、中之島、笛魚島、聟島、針之岩及び媒島地先距岸2,000m 嫁島、前島及び後島地先2,000m 孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島地先距岸2,000m 母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先距岸2,000m 小笠原母島	いせえび、しゃこがい外6 たかべ建切網、たかべ寄網 いせえび、しゃこがい外6 たかべ建切網、たかべ寄網 いせえび、しゃこがい外6 たかべ建切網、たかべ寄網 いせえび、しゃこがい外6 たかべ建切網、たかべ寄網 いせえび、まるさざえ、しゃこがい たかべ建切網、たかべ寄網 いせえび、まるさざえ、しゃこがい たかべ建切網、たかべ寄網 いせえび、まるさざえ、しゃこがい たかべ建切網、たかべ寄網	7,817 2,113 2,113 15,662 15,662 19,174 3,088 3,088 5,527 5,527 2,746 2,746	
	63	○		"			
	64	○		"			
	65	○		"			
	66	○		"			
	67	○		"			
	68	○		"			
	69	○		"			
	70	○	小笠原島、小笠原母島	北硫黃島地先距岸2,000m 硫黃島地先距岸2,000m 南硫黃島地先距岸2,000m			
	71	○		"			
	72	○		"			
	73	○		"			
	74	○		"			
	75	○		"			
計	7	7	○ 小笠原島	父島、二見湾東海岸	しまあじ、まだい小割式養殖業外3		
免許年月日	平成24年2月2日	免許存続期間	共同漁業	10年(平成34年2月1日)			
	"	"	区画漁業	5年(平成29年2月1日)			

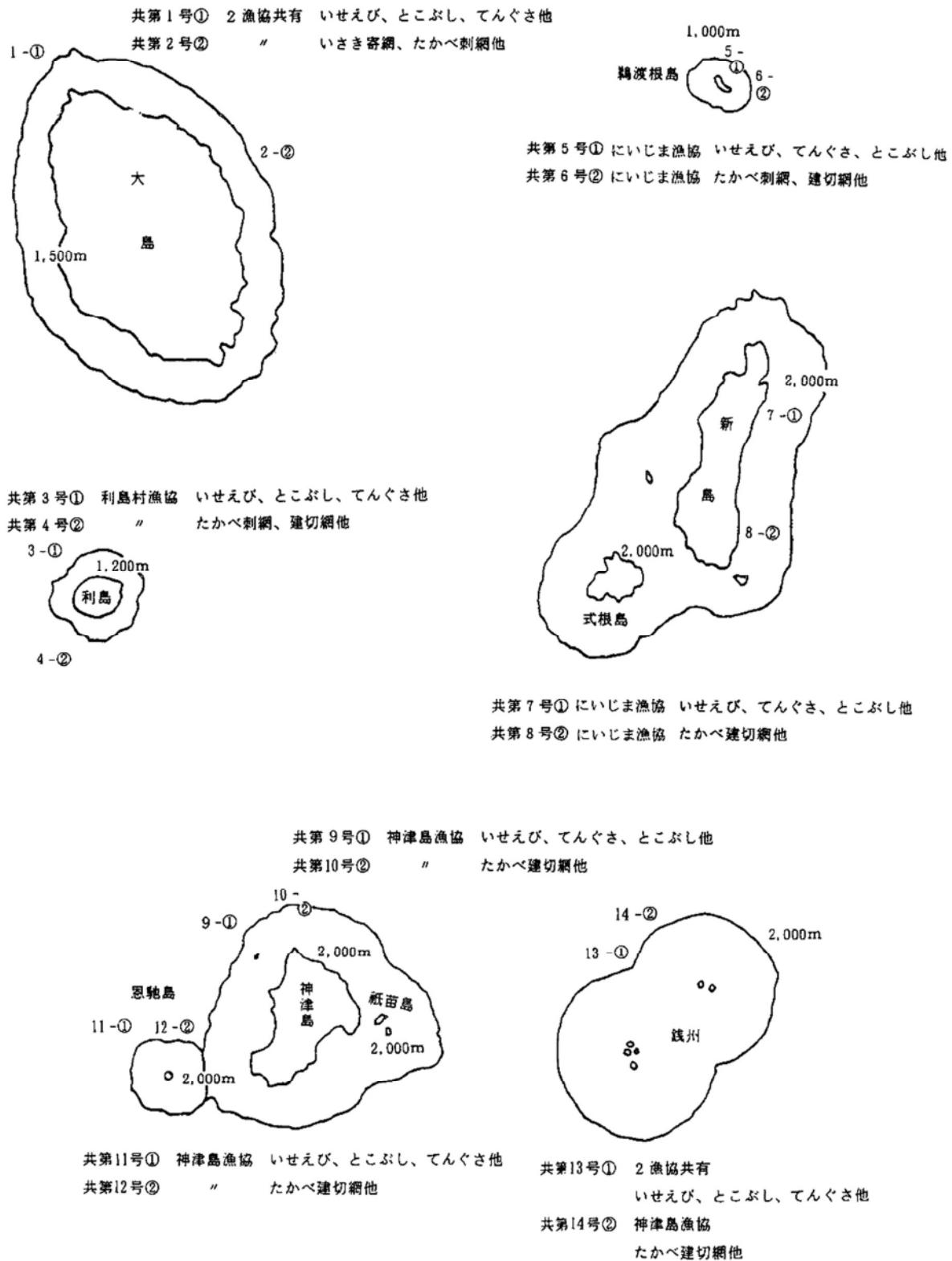
## (2) 内水面共同漁業権一覧

(平成27年4月1日現在)

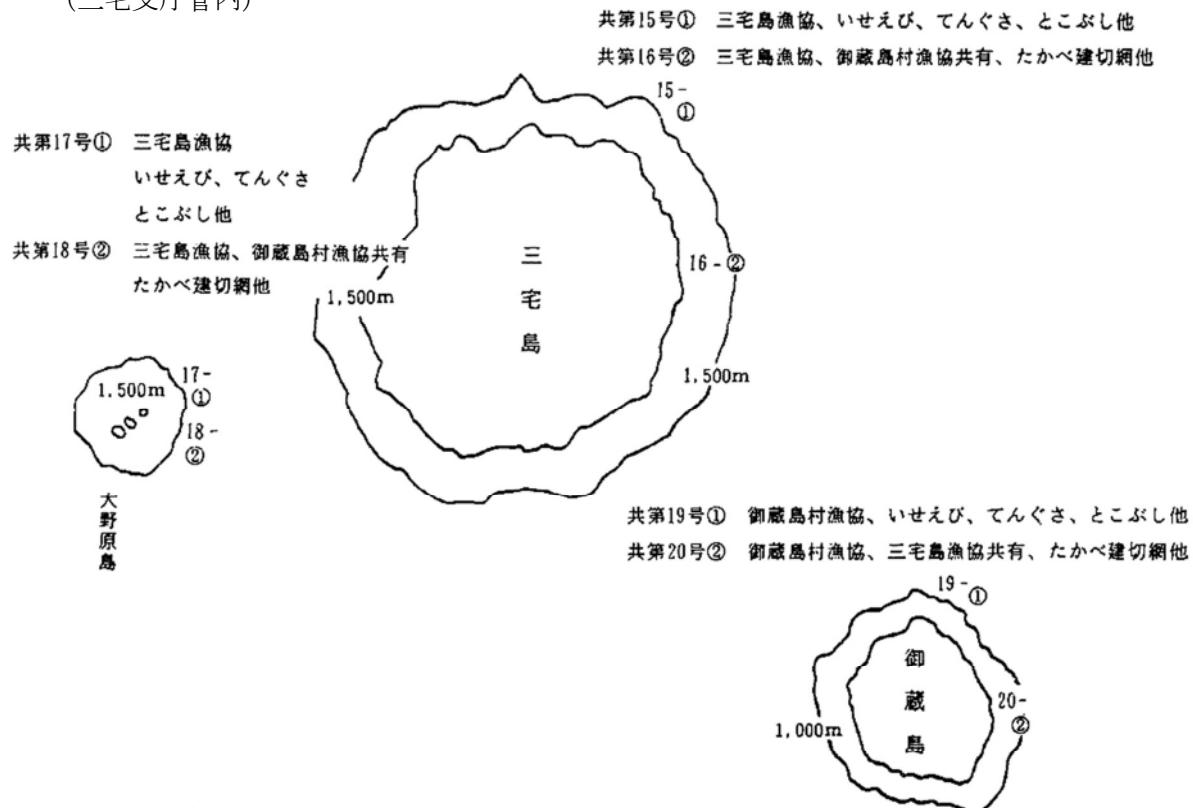
免許番号	種 別		漁 業 権 者		免 許 年月日	免 許 期 間	漁 業 権 魚 種
	第 一 種	第 五 種	数	名 称 (○印…代表者)			
内共第1号			○	2 ◎奥多摩、冰川	25.9.1	10年	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい
			○	1 秋川	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか
			○	1 多摩川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
			○	1 奥多摩	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい
			○	2 ◎多摩川、恩方	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか
			○	1 東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ
			○	6 ◎東京東部、大田、芝、港、佃島、中央隅田	〃	〃	えむし、しじみ
			○	1 東京東部	〃	〃	えむし、しじみ
			○	1 小河内	〃	〃	にじます、やまめ、いわな、うぐい
			○	1 小河内	〃	〃	〃
			○	5 ◎東京東部、埼玉東部、市川市行徳、南行徳、松戸市	〃	〃	しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎ
			○	2 ◎多摩川、川崎河川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
			○	3 ◎多摩川、大田、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
			○	7 ◎大田、芝、港、佃島、中央隅田、東京東部、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
			○	1 小河内	〃	〃	やまめ、いわな
埼玉県共第5号			○	4 ◎埼玉東部、埼玉中央、埼玉南部、埼玉県北部	26.1.1	10年	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なます
			○	2 ◎入間、奥多摩	〃	〃	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ
			○	2 ◎埼玉南部、東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ、なます
計	5	14	43				

(3) 海面漁業権漁場図 (略図)

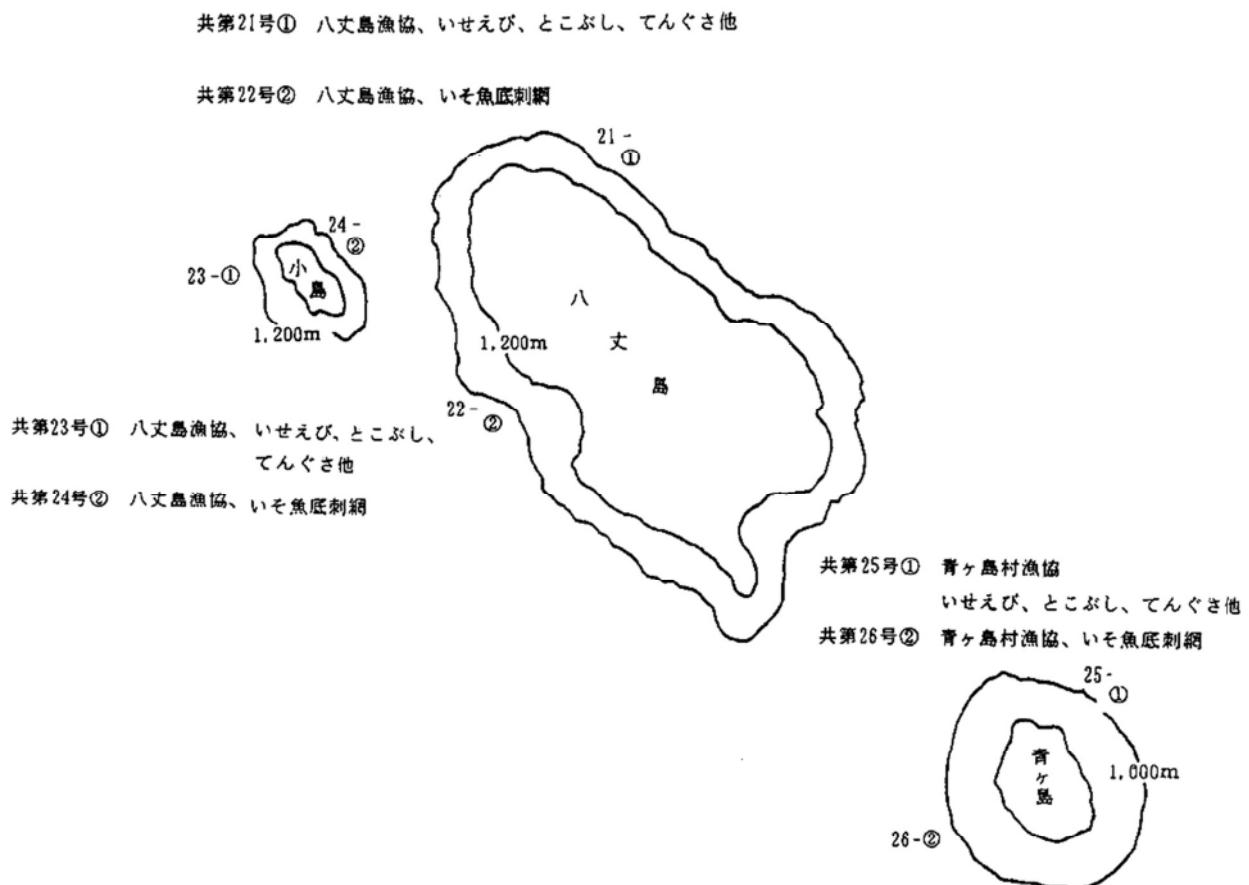
(大島支庁管内)



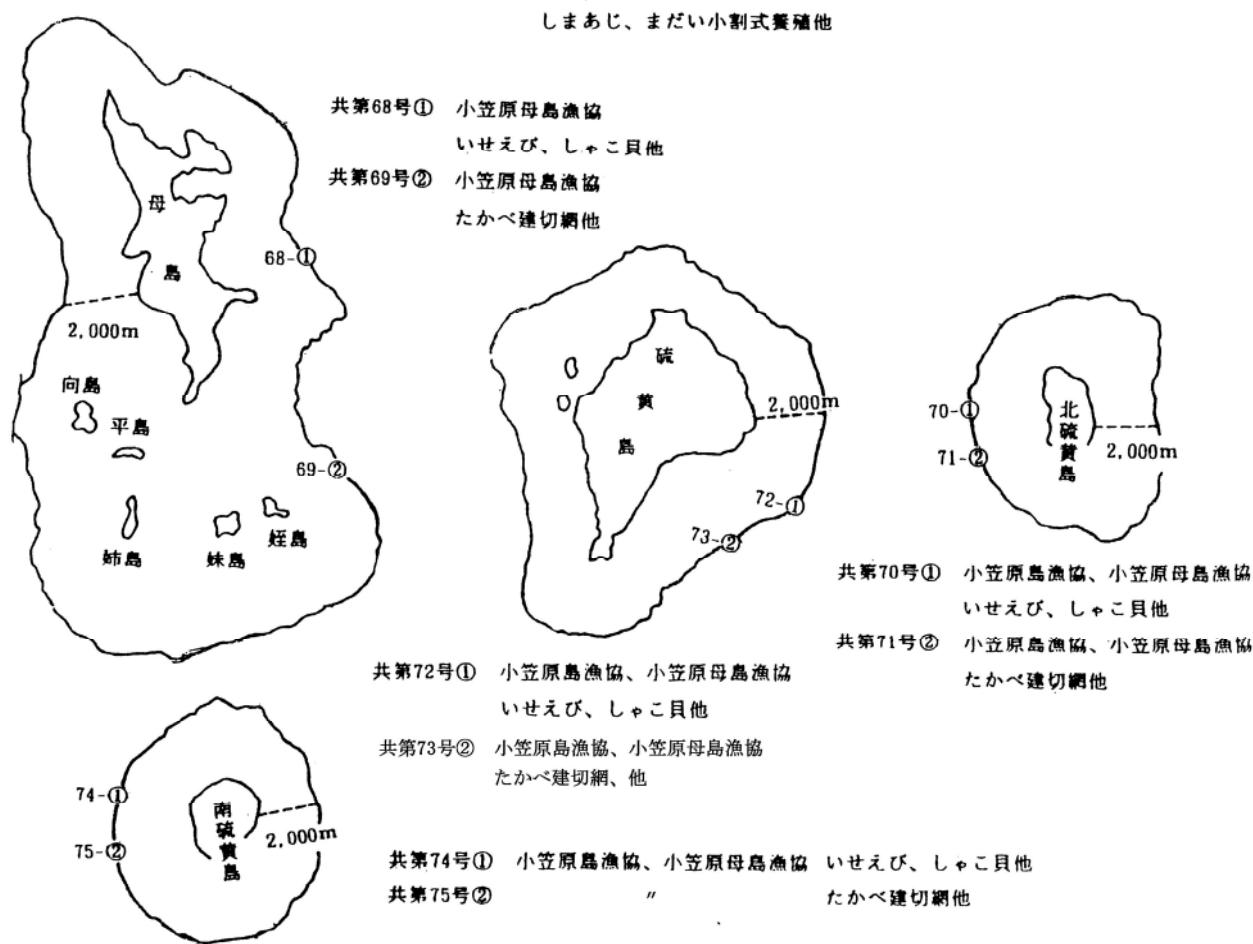
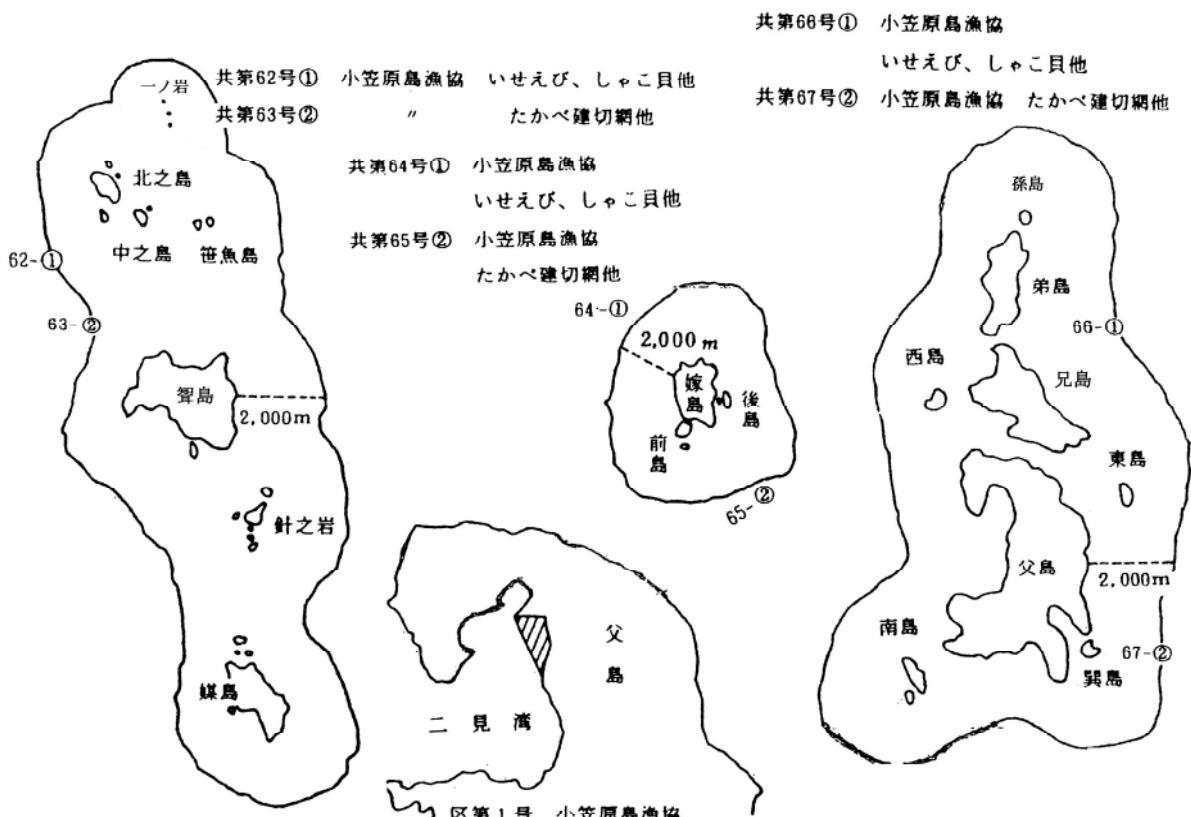
(三宅支庁管内)



(八丈支庁管内)

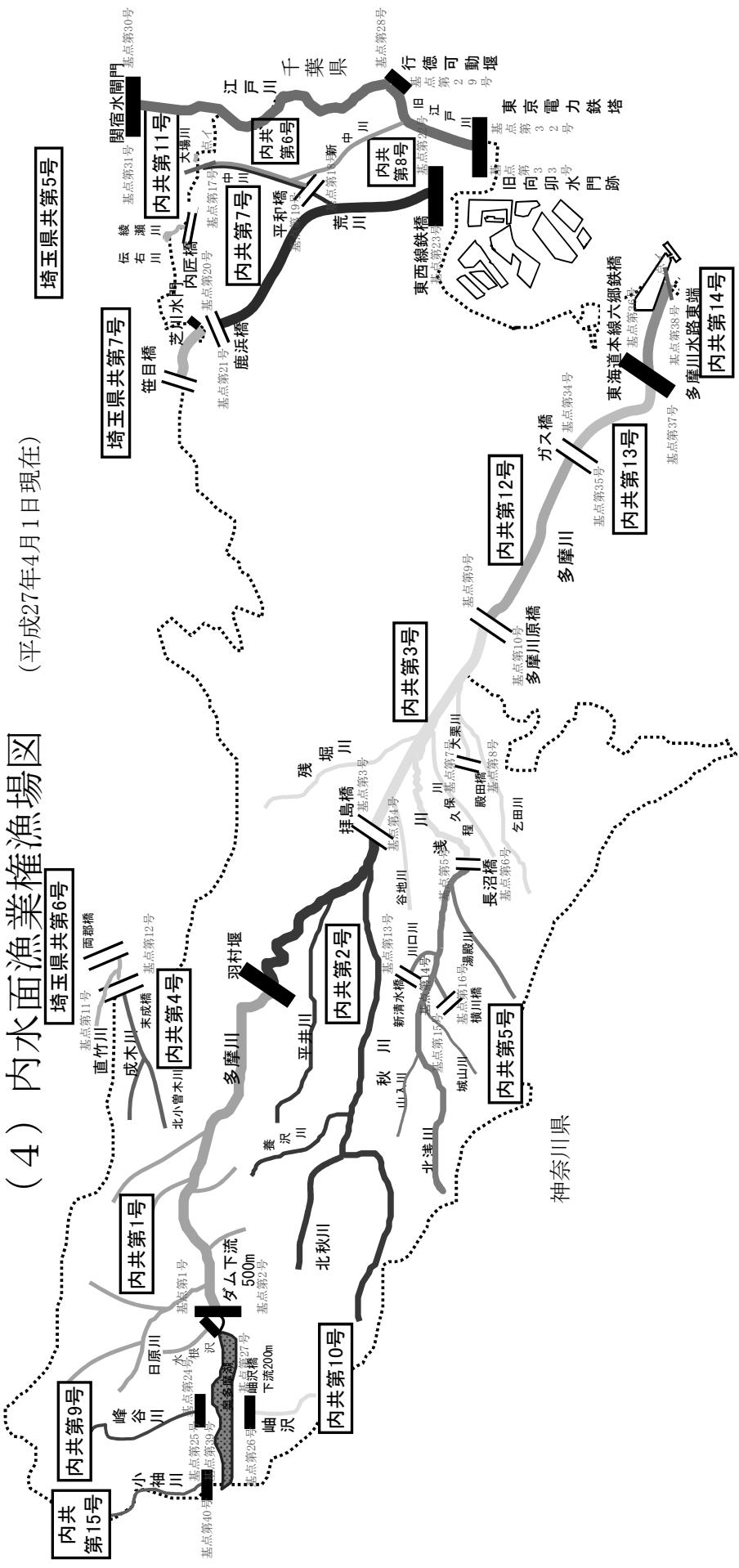


(小笠原支庁管内)



#### (4) 内水面漁業権漁場図

(平成27年4月1日現在)



免許番号	種類	漁業協同組合名 (◎印は代表)	魚種	免許期間
内共第1号	第5種共同	◎奥多摩 水川	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい	平成25年9月1日～
2号	"	◎秋川	あゆ、にじます、やまめ、いわな、うぐい	平成35年8月31日
3号	"	◎多摩川	あゆ、こい、ふな、うぐい、さい、おいかわ、かじか、うなぎ	
4号	"	◎奥多摩 恩方	あゆ、にじます、やまめ、いわな、うぐい	
5号	"	◎東京東部	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うなぎ	
6号	"	◎東京東部 大田 芝 港 佃島 中央隅田川	こい、ふな、うなぎ	
7号	第1種共同	◎東京東部	えむし、しじみ	
8号	"	◎東京東部	えむし、しじみ	
9号	第5種共同	◎小河内	にじます、やまめ、いわな、うぐい	
10号	"	◎小河内	にじます、やまめ、いわな、うぐい	
11号	第1, 5種	◎東京東部 埼玉東部 市川市行徳 南行徳 松戸市	あゆ、えむし、しじみ	
12号	第5種共同	◎多摩川 川崎河川	あゆ、こい、ふな、うぐい、さい、おいかわ、うなぎ	
13号	第1種共同	◎多摩川 大田 川崎河川	えむし、しじみ	
14号	第1種共同	◎大田 芝 港 佃島 中央隅田川	えむし、しじみ	
15号	第5種共同	◎小河内	やまめ、いわな	
埼玉県共	第5号	◎埼玉東部 埼玉南部 埼玉県北部	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なます	平成26年1月1日～
埼玉県共	第6号	◎奥多摩	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	平成35年12月31日
埼玉県共	第7号	◎埼玉南部 東京東部	こい、ふな、うなぎ、なます	

### 3 漁業許可

#### (1) 漁業許可件数

(平成27年3月31日現在)

漁業種類	支庁	大島	三宅	八丈	小笠原	その他	合計
中型まき網		4					4
本さんご				2	4	1	7
造礁さんご					2		2
かめ					43		43
あじさば棒受け網		2		5		8	15
火光利用さば						22	22
小型まき網							0
機船船びき網							0
とびうお流し刺し網		19	3	19	1		42
とびうお流しまき網				2			2
刺し網							0
潜水器		27					27
いそ魚寄せ網							0
建て切り網		1					1
固定式刺し網		5					5
四そう張り網							0
地びき網							0
小型定置							0
底はえ縄							0
底魚一本釣り			2	2	38	13	55
ひき縄			1		38	15	54
かつお・まぐろ			1		41	38	80
底立てはえ縄		1	3	3		19	26
合計		59	10	33	167	116	385

## (2) 他県入会漁業の都県別許可状況

(平成27年3月31日現在)

漁業種類 \ 地域	東京	千葉	神奈川	静岡	その他	合計
本さんご	6		1			7
あじさば棒受け網	7	3		5		15
火光利用さば		10	6	6		22
底魚一本釣り	42				13	55
ひき縄	39				15	54
かつお・まぐろ	42				38	80
底立てはえ縄	7		2	14	3	26
合計	143	13	9	25	69	259

## (3) 農林水産大臣指定漁業等進達状況 (26. 4. 1~27. 3. 31)

漁業種類 \ 進達内容	許可	転載	試験	認可	承認	書換え 変更	その他	計
遠洋底びき網								0
沖合底びき網								0
大中型まき網			2					2
北太平洋さんま								0
いか釣り				1				1
遠洋かつお・まぐろ			29	30		9	10	78
近海かつお・まぐろ							1	1
中型さけ・ます流し網								0
試験操業	5							5
特定大臣許可漁業等	6						40	46
沿岸くろまぐろ漁業					526	9		535
計	11	0	31	31	526	18	51	668

その他は、廃業届、漁獲成績報告、大西洋くろまぐろ年間漁獲割当、出漁届等

特定大臣許可漁業等は、大西洋等はえ縄等漁業、太平洋底刺し網等漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業

沿岸くろまぐろ漁業は、太平洋広域漁業調整委員会指示第19号による承認

## 4 内水面漁業

### (1) 主要河川・魚種別放流実績の推移

単位：尾

魚類名	水系名	年度	22	23	24	25	26
あ ゆ	多摩川・秋川	稚 1,151,000 成 18,750	稚 942,200 成 60,000	稚 793,000 成 18,400	稚 0 成 326,665	稚 0 成 487,941	
に じ ま す	多摩川・秋川	稚 0 成 153,050	稚 0 成 111,950	稚 0 成 141,050	稚 0 成 133,120	稚 0 成 123,720	
こ 産 卵 い 場	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 0 —	稚 0 —	稚 0 —	稚 0 —	稚 0 56力所	
ふ な	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 195,600 成 8,500	稚 152,000 成 9,100	稚 152,000 成 9,100	稚 162,600 成 3,500	稚 172,600 成 2,500	
う な ぎ	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 11,000 成 2,500	稚 8,000 成 5,820	稚 13,500 成 0	稚 4,060 成 0	稚 8,700 成 0	
や ま め	多摩川・秋川	稚 330,000 成 184,000 卵 254,500	稚 260,000 成 196,385 卵 246,500	稚 245,000 成 196,593 卵 314,500	稚 230,000 成 132,503 卵 314,500	稚 220,000 成 123,583 卵 311,000	
い わ な	多摩川・秋川	稚 40,000 成 4,300 —	稚 30,000 成 4,300 卵 10,000	稚 30,000 成 4,200 卵 10,000	稚 30,000 成 3,170 卵 10,000	稚 30,000 成 3,150 卵 10,000	
う ぐ い 等 産 卵 場	多摩川・秋川	稚 18,000 成 0 139力所	稚 18,000 成 0 152力所	稚 10,000 成 0 139力所	稚 0 成 3,840 149力所	稚 0 成 4,500 152力所	
か じ か	秋 川	45力所	45力所	31力所	35力所	35力所	
そ う ぎ よ	江 戸 川	稚 150	稚 150	稚 0	稚 0	稚 0	
れ ん ぎ よ	江 戸 川	稚 150	稚 150	稚 0	稚 0	稚 0	

※「稚」は稚魚、「成」は成魚数((1)～(3)共通)

※「卵」は発眼卵の埋設数（単位：粒）

※こい産卵場欄の下段、うぐい等産卵場欄の下段及びかじか欄は産卵場造成数

※コイについては、コイヘルペスウィルス病のまん延防止策のため放流を中止している

## (2) 漁業協同組合別、產地別、あゆ放流実績

単位：尾

区分	組合 年度 産別	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合	
		25	26	25	26	25	26
義務放流	人 工 産 ( 宮 城 )	稚 0 成 100,000	稚 0 成 34,000	稚 0 成 210,000	稚 0 成 219,442	—	—
	人 工 産 ( 岐 阜 )	—	—	—	—	稚 0 成 16,665	稚 0 成 16,000
	人 工 産 ( 富 山 )	—	—	—	稚 0 成 125,167	—	—
	人 工 産 ( 栃 木 )	—	稚 0 成 26,666	—	—	—	—
	琵 琶 湖 産	—	稚 0 成 66,666	—	—	—	—
計		稚 0 成 100,000	稚 0 成 127,332	稚 0 成 210,000	稚 0 成 344,609	稚 0 成 16,665	稚 0 成 16,000

## (3)漁業協同組合別、にじます・こい・ふな等放流実績

単位：尾

魚類	組合	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合		東京東部漁業協同組合		小河内漁業協同組合	
		年度	25	26	25	26	25	26	25	26	25
にじます	成95,470	成91,040	成15,000	成10,030	成15,650	成15,650	—	—	成7,000	成7,000	26
こい(産卵場)	稚0	稚0	稚0	稚0	稚0	稚0	稚0	稚0	—	—	—
ふな	稚600	稚600	稚10,000	稚20,000	稚3,500	稚3,500	稚152,000	稚152,000	—	—	—
うぎ	—	—	稚1,500	稚3,000	稚960	稚2,500	稚1,600	稚3,200	—	—	—
やまめ	稚130,000	稚130,000	稚50,000	稚50,000	稚20,000	稚10,000	稚2,273	成2,133	—	—	稚30,000
いわな	成38,230	成39,450	成90,000	成80,000	成15,000	成15,000	卵0	卵15,000	卵30,000	卵30,000	成2,000
うぐい(産卵場)	21力所	21力所	—	—	稚0	稚0	—	—	—	—	2力所
うぐい・おいかわ(産卵場)	—	—	105力所	105力所	14力所	14力所	—	—	—	—	—
かじか	—	—	30力所	30力所	5力所	5力所	—	—	—	—	—

※ 15年度以降「こい」については、コイヘルペスウイルス病のまん延防止策のため放流を中止している。

(4) 奥多摩湖魚種別放流経過

年 度	区 分	月 日	魚 種	放 流 数	量	大 き さ	産 地	名
24		24.6.15	にじます	10,000 尾		2 g	東京都鮎鱈養殖漁業協同組合	
		25.3.28	やまめ	30,000 尾		2 g	東京都鮎鱈養殖漁業協同組合	
		24.5.2	わかさぎ卵	3,300 万粒		発眼卵	諏訪湖	産
		24.5.19	わかさぎ卵	700 万粒		発眼卵	諏訪湖	産
		24.5.25	わかさぎ卵	1,000 万粒		発眼卵	諏訪湖	産
		25.8.5	にじます	10,000 尾		2 g	東京都鮎鱈養殖漁業協同組合	
25		25.5.21	やまめ	30,000 尾		2 g	東京都鮎鱈養殖漁業協同組合	
		25.5.20	わかさぎ卵	5,000 万粒		発眼卵	諏訪湖	産
		26.7.10	にじます	10,000 尾		2 g	東京都鮎鱈養殖漁業協同組合	
26		26.4.9	やまめ	30,000 尾		2 g	東京都鮎鱈養殖漁業協同組合	
		26.6.5	わかさぎ卵	5,000 万粒		発眼卵	諏訪湖	産

## 5 海洋生物資源の保存と管理（資源管理法関係事業）

### (1) 国の資源管理の取り組み

「海洋法に関する国際連合条約（通称：国連海洋法条約）」に基づく新しい海洋秩序に対処するため、国内水産関係法令が整備され、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）（通称：資源管理法）」が平成8年から施行された。

国は、同法に基づく漁獲可能量(TAC)管理の対象魚種として、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがにの計7種を、第1種特定海洋生物資源に指定し、平成9年から漁獲可能量の管理を行っている。

漁獲可能量は、資源状況などを基に国が毎年設定し、都道府県別に1年分の漁獲可能量を配分している。

また、資源管理法は平成13年に一部改正され、漁獲努力可能量(TAE)による管理を平成15年4月から行うことになった。現在、その対象となる第2種特定海洋生物資源として、日本海西部海域のあかがれい、宗谷海峡海域のいかなごなど計9種が指定され、管理が行われている。

### (2) 東京都の取り組み

第1種特定海洋生物資源のうち、東京都に対しては「まさば及びごまさば」の漁獲可能量が配分され、漁獲量の管理を行っている。

また、東京都の海面におけるあじ・さば漁業は、従来から一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）による連合海区漁業調整委員会を開催して漁業調整を行うなど、入会で操業が行われているため、漁獲量の管理に当たっては、関係する他県の漁業者等からも「まさば及びごまさば」の漁獲量報告を受けている。

一方、漁業経営の安定と持続的な漁業生産の実現を目的として、平成13年から「はまとびうお」について都独自の漁獲可能量管理を実施している。更に、本施策の目的を達成するために、漁獲可能量と漁獲努力量のバランスを取る必要性から、主に「はまとびうお」を漁獲している「とびうお流し刺し網漁業」の許可等の最高限度等を設定し、「はまとびうお」の利用をコントロールできるようにした。現在、本施策は、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量管理として実施しているが、本施策の円滑な運用を確認した後、第1種指定海洋生物資源としての管理に移行する予定である。

今後も、漁業者や漁業団体、東京都資源管理型漁業推進協議会などの意見を踏まえながら、漁獲可能量制度等の効果的な実施と、漁協への指導、漁獲量報告体制の整備を進めていく。

## TAC量の推移

(単位:トン)

	国TAC魚種の東京都への配分							都TAC	漁獲情報オンライン端末整備
	さんま	すけとうだら	まあじ	まいわし	まさば及び ごまさば	するめいか	ずわいがに		
平成8年									整備(水産課、大島支庁)
平成9年	—	—	—	—	—	X	—		整備(三宅、八丈、小笠原支庁、都漁連)
平成10年	—	—	—	—	—	—	—	TAC協議会で検討	整備(波浮港、神津島、三宅島漁協、都漁連)
平成11年	—	—	—	—	20,000	—	—	TAC協議会で検討	
平成12年	—	—	—	—	29,000	—	—	魚種決定	
平成13年	—	—	—	—	29,000	—	—	はまとびうお 40万尾	
平成14年	—	—	—	—	27,000	—	—	はまとびうお 70万尾	
平成15年	—	—	—	—	24,000	—	—	はまとびうお 70万尾	
平成16年	—	—	—	—	25,000	—	—	はまとびうお 70万尾	
平成17年	—	—	—	—	20,000	—	—	はまとびうお 90万尾	
平成18年	—	—	—	—	27,000	—	—	はまとびうお 115万尾	
平成19年	—	—	—	—	34,000	—	—	はまとびうお 126万尾	機器更新(水産課、支庁、伊豆大島、神津島、三宅島漁協)
平成20年	—	—	—	—	35,000	—	—	はまとびうお 133万尾	
平成21年	—	—	—	—	16,000	—	—	はまとびうお 133万尾	
平成22年	—	—	—	—	19,000	—	—	はまとびうお 140万尾	
平成23年	—	—	—	—	19,000	—	—	はまとびうお 153万尾	
平成24年	—	—	—	—	20,000	—	—	はまとびうお 158万尾	平成24年2月末日をもって運用終了
平成25年	—	—	—	—	21,000			はまとびうお 134万尾	
平成26年	—	—	—	—	27,000			はまとびうお 149万尾	

- まさば及びごまさばの平成9、10年における配分量は、漁獲統計の未整備から、漁獲管理をする必要のない「—」であった。具体的な数値の配分は、平成11年からである。
- また、平成18年から管理期間を7月～翌年6月までの1年間に変更。
- するめいかについては、平成10年からTAC管理実施。
- 平成22年国TACの配分は、平成22年11月12日農林水産大臣公表、平成23年2月23日一部改正により配分変更。
- 過去の実績がおおむね100t未満(ずわいがにについては漁獲実績なし。)の魚種については、資源に対する漁獲圧力が無視できる程小さいことから数量を明示せず「—」と表記される。
- 漁獲情報オンライン端末の運用は、平成24年2月末日をもって終了した。

## 6 自主的資源管理支援対策事業

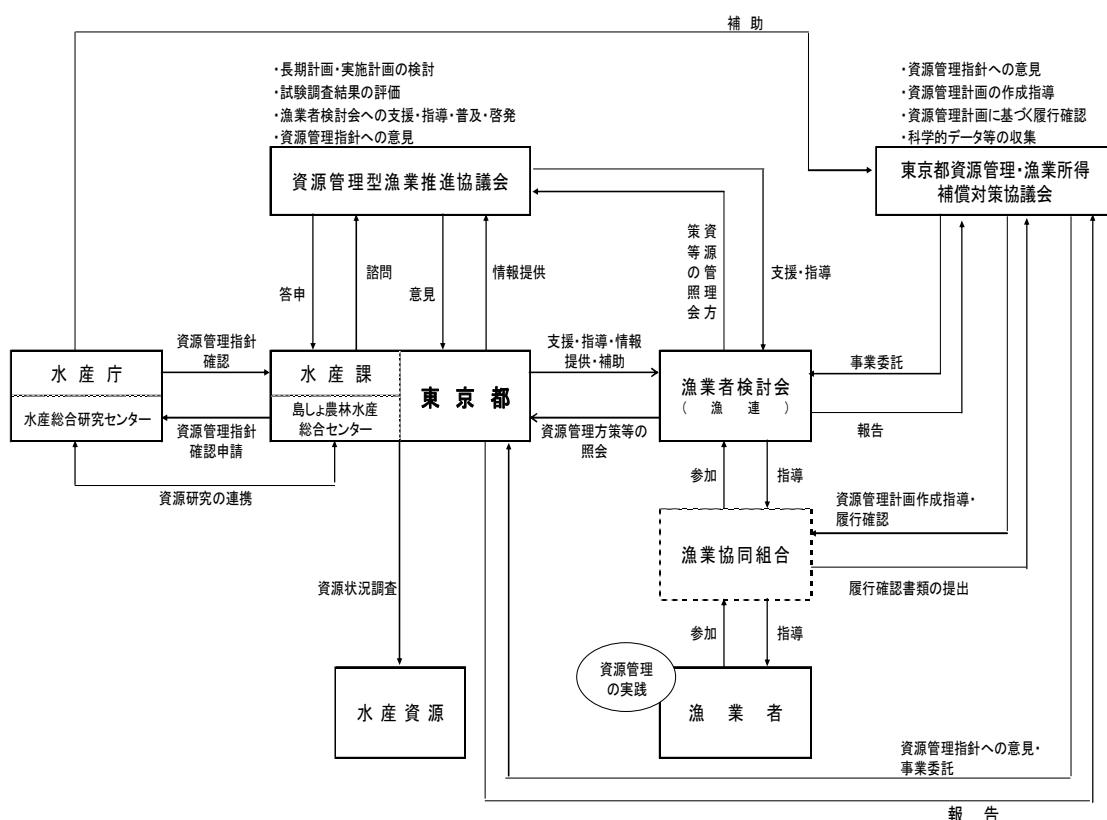
### (1) 目的

この事業は、対象となる水産資源の水準、海域・地域の実情等に応じ、漁業者が自主的に行う資源管理の取り組みを支援することにより、資源の回復・増大及び資源の有効利用を促進し、漁業経営の安定を図ることを目的としている。

### (2) 事業の経緯

東京都の資源管理関係事業は、昭和63年以降、国の補助事業に沿って実施している。国の補助事業は、資源培養管理対策推進事業、資源管理型漁業推進総合対策事業、複合的資源管理型漁業促進対策事業と推移し、平成23年度からは資源管理・漁業所得補償対策として実施している。東京都においては、これらの事業の下で、トコブシ、イセエビなどの磯根資源のほか、キンメダイ、マダイ、ヒラメ及びタカベ等の魚類について、漁業者による資源管理計画の策定を推進している。

### (3) 自主的資源管理支援対策事業推進体制



#### (4) 資源調査

##### ① キンメダイ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 主要漁場で漁法別、銘柄別漁獲量を集計し、月別、年齢別漁獲尾数を求める。
市場調査	○ 市場で銘柄別に体長を測定する。
生物調査	○ 購入した魚体の、全長、体重、生殖腺重量、肝臓重量等の精密測定を行う。 ○ 耳石による年齢査定を行う。
キンメダイ漁獲統計調査	○ 他県での漁獲量実態の調査を行い、都の漁獲量との比較から、漁獲動向の資料を得る。

##### ② タカベ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 漁協の水揚げ記録から漁獲量の推移（漁場別、月別）を検討する。
漁獲物測定調査	○ 水揚げされた漁獲物の魚体測定と年齢査定を行い、年齢組成と雌雄比等を推定する。
標本船調査	○ 操業日誌の記載内容を調査し、操業実態を把握する。
標識放流調査	○ 分布及び移動を明らかにするため、標識放流を実施する。

#### (5) 協議会等の開催

##### ① 東京都資源管理型漁業推進協議会

資源管理の目標、方策、体制等や調査結果の評価及び検討、関係者との連絡調整等資源管理の取組を円滑に促進するための指導や普及・啓発を行う。

##### ② 太平洋南部海域行政・研究担当者会議

キンメダイの資源状況確認、資源管理措置の確認・調整、広域漁業調整委員会指示への意見集約等を目的として、国及び都道府県の行政・研究担当者が出席して、開催される。

対象魚種：キンメダイ

構成：国（水産庁）、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、高知県

開催主体：国（水産庁）

##### ③ 東京都漁業者検討会

資源管理に必要となる具体的な目標、方策、体制等に関する検討や、その他資源管理を実施する上で必要となる事項についての検討を行い、資源管理計画を策定することを目的として、漁業協同組合等が設置する。

対象魚種：キンメダイ、マダイ、ヒラメ、タカベ等

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、刺し網漁業、建て切り網漁業

開催主体：東京都漁業協同組合連合会

④ 一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会

キンメダイの資源管理に関する情報の交換と、都県間の資源管理型漁業に関する円滑な意志の疎通を図ることを目的として設置されている。

対象魚種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底立てはえ縄漁業、底刺し網漁業

開催主体：東京都漁業協同組合連合会、千葉県漁業協同組合連合会、

神奈川県漁業協同組合連合会、静岡県漁業協同組合連合会

構成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の漁業者等

⑤ キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会

キンメダイ資源の持続的な利用を確保するために予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の下に設置されている。

対象魚種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底立てはえ縄漁業

事務局：水産庁

構成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の底魚一本釣り漁業者及び底立てはえ縄漁業者等

⑥ 東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会

資源管理・漁業所得補償対策の開始にあわせ設置された協議会。主に、資源管理計画（当該対策が開始された後に作成したもの）の履行確認を行う。委員構成は、東京都、東京都漁業協同組合連合会、全国合同漁業共済組合東京都事務所等。事務局は東京都水産課で行うが、独立した機関として業務を行う。

(6) 資源管理計画

① 平成22年度までに作成されたもの

(複合的資源管理型漁業促進対策事業までに基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
トコブシ	八丈島・三根漁協	殻長50mm以下採捕禁止 は具の使用禁止 潜水器による操業の制限 等
	三宅島漁協	殻長50mm以下採捕禁止 操業日数と操業時間の制限 等
イセエビ	若郷・新島・式根島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
	神津島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
	大島町	操業日数・操業時間の制限 漁具の制限 体長の制限 等

対象生物	策定機関	主な計画の内容
イセエビ(続き)	利島村漁協	操業日数の制限 漁具の制限 体重の制限 等
キンメダイ・マダイ	東京都漁連	キンメダイ 夜間操業の禁止 小型魚の再放流 漁具・漁法の制限 等 マダイ 小型魚の再放流 等
ヒラメ	東京都漁連	小型魚の再放流 等
タカベ	神津島・にいじま・伊豆大島・元町・利島村・三宅島漁協	漁獲魚の体長制限 操業禁止期間の設定 等

② 平成23年度以降に作成されたもの

(資源管理・漁業所得補償対策に基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
イセエビ	利島村漁協、小笠原島漁協	禁漁期間の設定、体重制限、総漁獲量規制 等
テングサ	神津島漁協	禁漁期間の設定 等
メカジキ	小笠原母島漁協	体長制限、漁具の制限 等
キンメダイ	神津島漁協	禁漁期間の設定、体長制限 等
一本釣り漁業 (メカジキを除く)	小笠原母島漁協	休漁日の設定 等
定置網漁協	にいじま漁協、神津島漁協、三宅島漁協、伊豆大島漁協	禁漁期間の設定 等

## 7 遊漁船業の登録

東京都管内遊漁船業登録件数

平成 27 年 3 月 31 日現在

区分	内 湾	伊豆諸島							小笠原諸島		合計
		大島	利島	式新 根島 島・	神津 島	三宅 島	御藏 島	八丈 島	父島	母島	
業者数	120	14	1	13	17	17	1	38	33	15	269
登録隻数	264	15	1	13	17	18	1	38	34	17	418

## 8 漁業取締

漁業関連法令違反件数 (H26.4.1~27.3.31)

違反内容 漁業種類		侵害許可 無許可 無承認	操業区域	禁止区域	制限 又は 条件	禁止漁具 又は漁法	採捕期間 又は 体長制限	計
漁業権漁業								0
大臣 許可 漁業	大・中型 まき網漁業							0
	底びき網漁業							0
	その他							0
知事許可漁業								0
委員会承認漁業								0
その他								0
計		0	0	0	0	0	0	0

### **III 水産業基盤整備**



## 1 事業概要

島しょ地域における水産業の振興を図るために、水産経営構造改善事業・島しょ漁業振興施設整備事業により水産業生産基盤施設の整備を行い、また漁業生産の増大、水産資源の維持培養を図るため、水産物供給基盤整備事業を実施し漁場造成を行っている。

小笠原諸島の水産業振興に必要な諸施設の整備は、小笠原諸島振興開発特別措置法等に基づき行っている。

なお、内水面漁業振興については、内水面振興対策事業により、諸施設の整備を行っている。

## 2 水産経営構造改善事業

沿岸漁業の生産性の向上や漁業の近代化、合理化に対する必要な施策を講ずることにより、沿岸漁業の発展を促進し、沿岸漁業の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができることを目的に、昭和38年8月沿岸漁業等振興法（平成13年6月廃止、同年6月水産基本法制定）が制定された。都は、同法に基づく沿岸漁業構造改善事業を昭和39年度から伊豆諸島において実施した。

平成17年度から、水産基本法の基本理念である水産物の安定供給の確保と水産業・漁村の健全な発展を実現するため、国の「強い水産業づくり交付金（経営構造改善目標）」を活用し、水産経営構造改善事業として、施設整備や増養殖場整備を実施している。

### （1） 強い水産業づくり交付金事業(経営構造改善目標)内容

#### ①漁業生産基盤等の整備

漁業資源の維持・増大、漁場環境の保全のための整備及び資源回復計画の実施を推進、意欲と能力のある担い手の確保・育成、合併漁協・認定漁協の経営基盤強化、産地機能の強化と品質の高い水産物の供給を推進するための施設整備を行う。

〔対象施設：燃油等補給施設、水産物荷さばき施設、つきいそ等〕

#### ②水産物供給施設等の整備

公共事業等関連する事業と一体となった地域水産総合衛生管理対策基本計画等に基づき、高度衛生管理、環境負荷の低減を推進するために必要な施設の整備を行う。

〔対象施設：水産鮮度保持施設、出荷資材保管施設、蓄養施設等〕

(2) 強い水産業づくり交付金事業実績（経営構造改善目標）

単位：千円

年度	事業主体	実施箇所	事業内容	事業費	負担区分		
					国	都	町村等
21	利島村	利島村	つきいそ 1,764m <sup>3</sup>	16,989	8,494	4,247	4,248
	新島村	新島村	つきいそ 3,182m <sup>3</sup>	27,950	13,975	6,987	6,988
	三宅島漁業 協同組合	三宅村	水産物鮮度保持施設 196m <sup>2</sup>	320,180	160,090	128,072	32,018
22 ↓ 26	実績なし						

### 3 島しょ漁業振興施設整備事業

島しょ地域における漁業生産基盤の整備、流通等改善施設の整備、漁村環境の整備などにより、漁家経営の安定と地域の活性化を図っている。

#### ○ 事業実績

単位：千円

事業種目	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
生産基盤整備事業	つきいそ 自然石 2,061m <sup>3</sup>	大島町	19,194	つきいそ 自然石 2,119m <sup>3</sup>	大島町	19,530	つきいそ 自然石 2,119m <sup>3</sup>	大島町	24,987
	定置網	大島町	92,938	燃油施設付 帶設備	大島町	2,800	つきいそ 自然石 1,563m <sup>3</sup>	利島村	17,388
	蓄養施設 改修	大島町	5,069	つきいそ 自然石 1,649m <sup>3</sup>	利島村	16,947	つきいそ 自然石 4,710m <sup>3</sup>	神津島村	49,496
	つきいそ 1,652.4m <sup>3</sup>	利島村	17,010	つきいそ 自然石 5,500m <sup>3</sup>	神津島村	49,937	船揚施設	神津島村	47,500
	蓄養施設 改修	利島村	18,560	船揚施設	神津島村	6,000	定置網 付帶設備	神津島村	2,000
	蓄養施設 改修	神津島村	31,500	燃油等補給 施設	八丈町	6,600	浮魚礁	八丈町	20,680
	定置網船 改修	神津島村	16,690				燃油補給 施設	八丈町	237,300
	燃油施設 付帶設備	神津島村	12,250	—	—	—	—	—	—
	燃油等補給 施設	御蔵島村	6,970				—	—	—
	小計		220,181	小計		101,814	小計		399,351

単位：千円

事業種目	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
流通等改善施設整備事業	碎氷設備改修	新島村	5,000	加工施設	大島町	11,426	水産物鮮度保持施設	大島町	175,500
	貯氷施設	神津島村	10,902	製氷庫	利島	1,382	資材倉庫	大島町	3,898
	フォークリフト1台	御蔵島村	2,392	フォークリフト	新島村	4,566	すり身加工機	大島町	3,500
	製氷施設設備改修	八丈町	43,790	重量式魚体選別機	神津島村	10,000	軽トラック	利島村	1,007
	出荷運搬等車輛	八丈町	12,632	—	—	—	畜養施設	新島村	13,877
	—	—	—	—	—	—	出荷運搬等車輛	八丈町	5,818
	小計		74,716	小計		27,374	小計		203,600
整備村事業環境	—	—	—	冷凍施設	神津島村	16,459	—	—	—
	小計		—	小計		16,459	小計		—
災害復旧盤施事業設	—	—	—	定置網	三宅村	41,260	燃油供給施設設計	三宅村	4,480
	小計			小計		41,260	小計		4,480
流通等改善施設	フォークリフト1台	三宅村	2,732	畜養施設	三宅村	14,700	展示販売施設	三宅村	43,852
	—	—	—	出荷保冷用コンテナ	三宅村	2,912	てんぐさ圧縮梱包機	三宅村	3,270
	小計		2,732	小計		17,612	小計		47,122
小笠原諸島漁業基盤	魚箱25個	小笠原村	3,600	冷蔵ショーケース	小笠原村	4,763	—	—	—
	小計		3,600	小計		4,763	小計		—
	合計		301,229	合計		209,282	合計		654,553

## 4 水産物供給基盤整備事業

国際的に漁業規制が強化されるなかで、動物性蛋白質食料を安定的に供給するため沿岸漁業の重要性が見直され、沿岸漁業の生産力を増大させるために必要な事業を総合的かつ効果的に実施するため、昭和49年5月沿岸漁場整備開発法（平成13年6月制定の漁港漁場整備法に移行）が制定公布された。

### （1）水産物供給基盤整備事業

#### ① 基本構想

本事業の計画海域は、伊豆諸島及び小笠原諸島である。この海域に点在する島は、良港が少なく、台風や冬季の季節風、塩害など自然条件が厳しい。一方、日本有数の広大な海域であることから、未開拓な漁業資源、潜在的な漁場も数多くある。

従来は、中層魚類（アジ、カンパチ、タカベ等）を対象とした魚礁設置事業、テングサやイセエビ、トコブシなどを対象とした増殖場造成事業により漁場整備を実施してきたところである。

今後は、これら漁場整備による資源の維持培養、生産の増大に加え、観測機能を有したブイの整備・運用により、遠方の漁海況情報を漁業者がリアルタイムに入手できる体制を構築し、効率的な漁業活動の支援を併せて行う。

また、災害等による土砂流入の影響により疲弊した漁場や、想定した効果が得られない増殖場については、有用藻類の増殖を促す改良型藻場礁（ミニストーン）の設置や磯根資源（イセエビ・貝類）を目的とした増殖礁の造成を行い、漁場機能の回復を図る。

#### ② 事業内容

##### ア 魚礁設置事業

海中では、海底から突き出た岩山のような突起状の地形に魚が多数集まる性質がある。この性質を利用し、こうした場所と同じく魚が多数集まるよう、コンクリートや鋼製の人工構造物を海底に設置したものを魚礁という。

魚礁は、天然の根付資源（一部に根付に類する底魚資源）のタイ類、シマアジ、カンパチ、タカベ等の他、中層魚のブリ類・アジ類など、釣漁業を対象とする魚類を集めることにより、設置海域を新たな漁場として漁業者の利用に供することを目的としている。

伊豆・小笠原海域の漁船漁業の大部分は沿岸漁業を営んでおり、釣、ひき縄漁業への依存割合が高い。

魚礁は、こうした漁船が利用している水深30～100m海域を設置の対象にしており、潮通しが良く、海底岩礁が少なく砂礫で底棲生物が豊富に発生する等、魚が集まりやすい好条件の海域を選定したうえ、魚礁漁場を整備開発し水産資源の生産増を図っている。

- (ア) 並型魚礁設置事業 天然の根付資源（一部に根付に類する底魚資源）のタイ類、シマアジ、カンパチ、タカベ等を集めるため、比較的水深の浅い海域に魚礁を設置する事業
- (イ) 大型魚礁設置事業 ブリ類・アジ類など中層魚を対象とする魚類を集めるため、比較的水深の深い海域に大型の魚礁を設置する事業
- (ウ) 浮魚礁設置事業 流れ藻等に魚が集まる性質を活用し、回遊魚（カツオ・マグロ類）を集めため水中もしくは水面に浮かぶ魚礁を設置する事業

#### イ 増養殖場造成事業

伊豆諸島の海域は、魚類、甲殻類、貝類の恰好の棲み場として、岩礁や転石帶など天然の漁場がいたるところに形成されている。

伊豆諸島海域において、貝類・甲殻類は、重要な漁獲対象種であるが、近年、磯焼けや黒潮の変動といった海況変動等により資源量が減少し、漁獲量も減少してきている。

このため、今後積極的な増殖対策と資源管理が必要であることから、増殖場造成事業により、従来の漁場改良事業（投石事業）の実施で効果が顕著である海藻類・貝類やイセエビ等を対象に、海底岩礁が少ない砂地帯で、水深2～50m海域に投石やコンクリートブロック等を設置して増殖場を整備し、これら生物の発生及び育成に適した環境を整備し、資源の維持管理及び繁殖保護を図っている。

また、養殖場造成事業は、養殖漁場を造成するために必要な施設（消波施設、区画施設、海水交流施設等）を整備し、生産性の向上を図る事業である。

#### ウ 漁場環境管理施設整備事業

伊豆諸島海域では、黒潮流路によって漁場の位置が大きく変化するため、黒潮流域における水温、流向、流速等の情報把握が非常に重要である。

そこで、漁業者自らが黒潮流域における漁海況情報（水温、風向・風速、流向・流速等）をリアルタイムに把握し、燃油削減など効率的な操業を実現できるよう、観測機能を有したブイを設置する。

## (2) 漁村再生交付金事業

漁業資源の減少、過疎化・高齢化の進展等により、活力が低下している地域において、地域の創造力を活かし、既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設を整備し、個性的で豊かな地域の再生を図っている。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業種目	事業内容	実施地区	事業費	負担区分		
					国 (6/10)	都 (1.5/10)	村 (2.5/10)
20	漁場造成	コンクリート魚礁 75基	神津島村	30,000	18,000	4,500	7,500
21	漁場造成	コンクリート魚礁 73基	神津島村	30,000	18,000	4,499	7,501
	地域創造型	海藻洗浄施設 一式	神津島村	15,375	9,224	2,305	3,846
22	漁場造成	コンクリート魚礁 73基	神津島村	30,000	18,000	4,500	7,500
23	漁場造成	コンクリート魚礁 71基	神津島村	29,827	17,895	4,474	7,458
24	漁場造成	コンクリート魚礁 83基	神津島村	34,930	20,957	5,239	8,734
合 計				170,132	102,076	25,517	42,539
25～26	実績なし						

\*平成20～21年度は、事業費に町村事務費を含む。

平成23年度は、市町村等事業推進費（都事務費）を除く。

平成20～22年度までは漁村再生交付金で実施、平成23年度から地域自主戦略交付金に移行。

単位：千円、（ ）は国費

区分	分	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
		規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費
魚礁設置事業	並型魚礁設置事業												
	大型魚礁設置事業												
	人工礁漁場造成事業												
	小計												
		地先型 増殖場 造成事業	大島 新島 二宅島 三宅島 八丈島	調査									
				事業	95,162 m <sup>3</sup> (47,581)	13,045.0 m <sup>3</sup> (49,053)							
				調査									
				事業									
				調査									
				事業	98,107 m <sup>3</sup> (49,053)								
				調査									
				事業									
				調査									
				事業	95,162 m <sup>3</sup> (47,581)	13,045.0 m <sup>3</sup> (49,053)							
				調査									
施設整備事業	漁場環境管理事業												
	改良型漁場礁設置（:=7トウ）												
	改良型漁場礁設置（:=7トウ）												
	漁場造成事業												
	大島旧災害復旧事業												
	漁村再生事業												
	地域創造型事業												
	小計												

## 5 内水面振興対策事業

昭和55年度より国の補助事業を活用し、増養殖施設、種苗生産施設、遊漁関連施設等の整備を行っていた。平成17年度からは国の「強い水産業づくり交付金（資源管理目標）」を活用し、内水面漁業環境活用施設整備事業として実施している。

### 内水面漁業環境活用施設整備事業

#### ① 事業種目

##### ア 資源増養殖等基盤施設整備事業

内水面の生産力の拡大、向上等を図るため、魚礁設置、魚道整備等増養殖場の造成、改良等及び、増養殖用種苗供給の促進等を図るため、種苗生産供給施設等の整備を行う。

また、水産資源及び漁業・養殖業の環境の整備を図るために必要な施設及び省資源化を図るために必要な給排水等処理施設、水産廃棄物等処理施設、用水再利用施設等の整備を行う。

さらに、都市住民との交流促進等に必要な体験学習施設等の整備を行う。

##### イ 漁業近代化等施設整備事業

漁業・養殖業の近代化を図るために必要な施設、後継者の育成等を図るために必要な施設等の整備を行う。

また、遊漁の適正化に必要な遊漁管理施設、釣場安全施設等の整備を行う。

#### ② 事業実績表

単位：千円

年 度	事業種目	実 施 主 体	実施場所	事 業 内 容	事業費 (工事費)	負 担 区 分		
						国	都	市町村等
19	内水面漁業環境活用施設整備	東京都	あきる野市 秋川	アユの隠れ場造成事業 事前調査及び工事	(調査費) 1,942 (工事費) 10,972		(調査費) 1,942 (工事費) 10,972	
		恩方漁協	八王子市 恩方	衛生設備改修 給排水設備 一式	7,224	2,408	2,408	2,408
			合	計	20,138	2,408	15,322	2,408
20～25 実績なし								
26	漁業近代化等施設整備事業	奥多摩町	奥多摩町境	養魚池(柄寄) ネットフェンス工事	5,076		3,384	1,692

## 6 小笠原漁業振興施設整備事業

小笠原諸島は昭和43年6月、米国より返還以来、小笠原諸島復興特別措置法（昭和44～53年）、小笠原諸島振興特別措置法（昭和54～63年）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（平成元～25年）に基づき、水産業の復興、振興を目的に共同利用施設の整備を実施している。

### ○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (4/10)	都 (6/10)
24	小笠原島漁業協同組合	漁船修理施設・漁船船員厚生施設 実施設計 一式	10,700	4,280	6,420
25	小笠原島漁業協同組合	漁船船員厚生施設 一式	166,300	66,520	99,780
26	小笠原島漁業協同組合	漁船修理施設 一式	86,940	34,776	52,164

## 7 硫黄島関連漁業対策事業

硫黄島周辺海域は、従前は優良な漁場であったが、自衛隊等の演習海域に設定されたことにより、漁船の操業が制限されている。この漁業活動の阻害に伴う損失分を緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定を目的に生産基盤の整備を実施している。

### ○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (2/3)	都 (1/3)
24	小笠原島 漁業協同組合	漁業用通信施設 一式	23,030	15,352	7,678
	小笠原母島 漁業協同組合	ダイビング用係留ブイ設置 一式	5,786	3,857	1,929
	合 計		28,816	19,209	9,607
25	小笠原島 漁業協同組合	イセエビ畜養施設 一式	173,400	115,599	57,801
	小笠原母島 漁業協同組合	漁船用補給施設 一式 (生活物資供給用冷凍庫)	11,625	7,748	3,877
	合 計		185,025	123,347	61,678
26	小笠原島 漁業協同組合	船揚施設	22,866	15,244	7,622
		漁船用係留ブイ	10,150	6,766	3,384
	小笠原母島 漁業協同組合	漁船用補給施設 一式 (冷凍・冷蔵ショーケース)	6,234	4,156	2,078
	合 計		39,250	26,166	13,084

## 8 漁村地域防災力強化事業

漁業協同組合等が整備した共同利用施設は、耐震化していないもの、老朽化して耐震性が不十分なもの、耐震化が困難なものも多い。災害発生時、こうした施設が倒壊すると、人命に係る事故を招くだけでなく、漁港や道路が使用不能となるなど、二次災害を引き起こし、復旧・復興の足かせとなる。

こうした二次災害を防止し、災害時、復旧・復興の拠点となる漁港やライフラインとしての道路の機能を確保するため、共同利用施設の耐震化を支援して漁村地域の防災力の強化を図る。

### ○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業名	事業主体	施設名	事業費	負担区分		補助率
					都	町村等	
23	耐震診断	大島町	—	549	439	110	都 (4/5)
		神津島村	—	1,300	1,040	260	
		三宅村	—	3,150	2,520	630	
		三宅島漁協	—	150	120	30	
		八丈町	—	998	798	200	
		小笠原島漁協	—	1,701	1,360	341	
		小笠原母島漁協	—	1,600	1,280	320	
24	耐震化困難施設の解体処理	大島町	畜養施設他	45,085	33,546	11,539	都 (3/4)
		八丈町	荷捌き施設	22,943	17,206	5,737	
		小笠原島漁協	沖生け簀	49,440	37,080	12,360	
	耐震診断	大島町	—	2,331	1,864	467	都 (4/5)
		利島村漁協	—	815	652	163	
		にいじま漁協	—	1,940	1,552	388	
		八丈島漁協	—	1,800	1,440	360	
		小笠原母島漁協	—	610	488	122	
	施設の耐震化	大島町	荷捌き施設他	13,867	10,343	3,524	都 (3/4)
	耐震化困難施設の解体処理	にいじま漁協	定置船	2,189	1,641	548	
		三宅村	漁具倉庫	6,997	5,247	1,750	
		八丈町	荷捌き施設	10,054	7,540	2,514	
		小笠原島漁協	蓄養施設他	34,190	25,642	8,548	

年度	事業名	事業主体	施設名	事業費	負担区分		補助率
					都	町村等	
25	耐震診断	利島村漁協	—	1,700	1,360	340	都 (4/5)
	施設の耐震化	大島町	製氷冷蔵施設	25,654	19,240	6,414	
	耐震化困難施設 の解体処理	大島町	倉庫	1,323	991	332	
		神津島漁協	倉庫他	6,500	4,875	1,625	
		三宅村	倉庫	12,159	9,119	3,040	
		小笠原島漁協	漁船修理施設	5,531	4,102	1,429	
		小笠原母島漁協	木造倉庫	12,770	9,577	3,193	
		小笠原島漁協	沖生け簀	27,007	20,255	6,752	
26	耐震診断	大島町	旧水産物販売施設	2,549	2,039	510	都 (4/5)
		新島村	製氷冷蔵冷凍施設	1,080	864	216	
	施設の耐震化	大島町	旧水産物販売施設	32,184	24,138	8,064	都 (3/4)
		八丈島漁協	出荷資材倉庫	30,000	22,500	7,500	
	耐震化困難施設 の解体処理	神津島漁協	船揚施設	2,840	2,130	710	
		三宅村	倉庫	3,024	2,268	756	
		三宅村	給油施設	2,376	1,782	594	
		小笠原島漁協	漁船船員厚生施設	16,124	12,093	4,031	

## 9 栽培漁業

東京都の漁業は、伊豆諸島から小笠原諸島に至る広大な海域に我が国有数の好漁場を有しており、漁業者は、その資源を保護・活用しながら、漁業操業を行ってきた。しかし、近年、漁海況の変動に起因する回遊性魚類の来遊量の減少や磯焼けの発生等により、漁業生産量も漸減傾向にある。

漁業経営の安定を図るためにには、漁業生産量の維持が重要であり、水産資源の回復及びその持続的な利用を図ることが必要である。

このため、都においては、人工的に種苗を生産・放流し、資源や漁場を適切に管理しながら計画的に生産する「栽培漁業」を推進している。

栽培漁業の推進にあたっては、東京都栽培漁業センターを運営し、種苗を生産・配付するとともに、漁業者をはじめ関係者の積極的な取組を促すため、モニタリング等に対し補助を行っている。

### ◎ 栽培漁業関係事業

年度	事業内容	経 費	適 用
2 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業センターの維持・運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アワビ・サザエの種苗生産・配付</li> <li>・基本施設更新・整備</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業の普及・啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング経費に対する補助</li> <li>・放流経費の一部補助</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業推進協議会の開催</li> </ul>	予算額 162,406千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> <li>一部財務局執行委任</li> <li>○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町</li> <li>○水産課執行</li> </ul>
2 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業センターの維持・運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アワビ・サザエの種苗生産・配付</li> <li>・基本施設更新・整備</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業の普及・啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング経費に対する補助</li> <li>・放流経費の一部補助</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業推進協議会の開催</li> </ul>	予算額 150,175千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> <li>一部財務局執行委任</li> <li>○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町</li> <li>○水産課執行</li> </ul>
2 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業センターの維持・運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アワビ・サザエの種苗生産・配付</li> <li>・基本施設更新・整備</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業の普及・啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング経費に対する補助</li> <li>・放流経費の一部補助</li> </ul> </li> <li>○栽培漁業推進協議会の開催</li> </ul>	予算額 137,289千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> <li>一部財務局執行委任</li> <li>○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町</li> <li>○水産課執行</li> </ul>

## ◎ 東京都栽培漁業センターの概要

- (1) 事業開始 平成4年10月開所
- (2) 所在地 東京都大島町元町字和泉99番5号
- (3) 設置目的

島しょ地区における減少しつつある沿岸水産資源を回復させるために、種苗の大量生産と安定供給を行うことを目的に設置された。

島しょ地域の基幹産業である漁業の発展は、都民に新鮮な魚介類の提供を図る上で重要な課題であり、栽培漁業センターはその中核基地としての役割を担っている。

### (4) 事業内容

#### ① 運営方法

種苗生産・施設管理等を(公財)東京都農林水産振興財団に委託して実施

#### ② 対象生物

アワビ・フクトコブシ・サザエ

#### ③ 配付実績

単位：個

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
アワビ	150,000	154,670	247,400	247,400	247,400
フクトコブシ	895,000	526,600	0	0	0
サザエ	770,000	680,600	959,400	959,400	959,400

※災害対応の増産分含む

### (5) 施設の概要

管 理 棟	R C 2階建	323.0 m <sup>2</sup>
飼 育 棟	鉄骨造2階建	1,636.5 m <sup>2</sup>
機 械 棟	R C 地下1階 地上3階建	159.6 m <sup>2</sup>
屋 内 水 槽	10m水槽×8基	
屋 外 水 槽	20m水槽×25基、10m水槽×4基	
取 配 水 管	取水管 162m、配水管 32m	
海 水ろ過 設 備	圧力式 ろ過能力 225m <sup>3</sup> /時	4基
車 庫	鉄骨造平屋建	48 m <sup>2</sup>
宿 舎	1棟	

## 10 水産・観光ふれあい事業

消費者と生産者を直接結びつける新たなしくみづくりを行うため、平成14年度から観光業等との連携により、島しょ漁村の自然や水産業の現場にふれあえる機会を設けた。このことにより、漁村や水産業への理解を深め、漁村の地位向上、水産物の消費拡大、後継者の確保等を図っている。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業内容	開催時期	参加者数	事業費	負担区分	
						都 (3/4)	町村等 (1/4)
23	大島町	トビウオ刺網漁業体験 イセエビ漁業体験 いせえびまつり	平成23年8月～ 平成24年3月 (合計12回)	2,171名	1,508	1,125	383
24	神津島漁協	乗初め漁業体験	平成25年1月 (1回)	350名	1,005	750	255
25	神津島漁協	乗初め漁業体験 かつおつり体験	平成26年1月～2月 (合計2回)	550名	1,597	1,125	472
26	三宅村	定置網操業体験 ところてん作り体験 都市と漁村の都市交流	平成26年9月～ 平成27年3月 (合計4回)	1,674名	1,355	1,016	339

## 1.1 沖ノ鳥島漁業操業支援対策事業

日本の国土は、世界で60番目の広さであるのに対し、排他的経済水域は国土面積の12倍もあり、世界で6番目の広さである。

その中で、東京都は日本全体の38パーセントにあたる広大な排他的経済水域を抱えている。とりわけ沖ノ鳥島が支える水域は、国土面積にも匹敵しており、これを我が国が実効支配していることを世界に示し、国家の利益を守る必要がある。そのため、都は、平成17年4月から、いち早く経済活動としての漁業操業に対する支援や漁場監視などに取り組み、同年5月には沖ノ鳥島の現状及び島の利活用や資源開発の可能性を探ることを目的に現地視察を実施した。また、平成19年1月に大水深中層浮魚礁を設置し、2月には沖ノ鳥島まで航行可能な漁業調査指導船「興洋」が竣工した。

こうした国家的視点に立った東京都の取組に呼応し、国においても様々な取組を開始した。平成22年6月には「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が制定され、沖ノ鳥島において、排他的経済水域の保全及び利用に関する活動拠点として、国による港湾の整備が進められている。

都としては、引き続き、漁業操業支援や「興洋」による漁場の調査・監視など、我が国にとって重要な意義を持つ沖ノ鳥島への取組を着実に推進していく。

### (1) 事業概要

#### ① 事業の目的

沖ノ鳥島周辺海域は、貴重な海洋資源に恵まれ、その利活用は都政の重要な課題である。

一方、近年、伊豆諸島から小笠原海域における漁業資源や漁獲量の減少に伴い、同島周辺での新たな漁場の開拓が求められている。

このため、同島周辺での漁場の開拓、資源管理、漁場監視を積極的に推進し、永続的経済活動の実現を目指す。

#### ② 事業種目

##### ア カツオ・マグロ漁業の操業支援

沖ノ鳥島周辺海域において、小笠原島漁協が行うカツオ・マグロ漁業の操業に必要な経費を支援する。

##### イ シマアジの種苗放流

沖ノ鳥島周辺漁場の資源の維持増大のため、シマアジの種苗放流を行う。

##### ウ 漁場の調査・監視

沖ノ鳥島周辺海域において、漁場の調査・監視を行う。

##### エ 沖ノ鳥島フォーラムの開催

沖ノ鳥島における都の経済活動を通じた様々な取組を広く都民・国民へ普及啓発するため、沖ノ鳥島フォーラムを開催する。

##### オ 大水深中層浮魚礁の撤去

平成28年度末に耐用年数を迎える大水深中層浮魚礁を撤去するための基礎設計を行う。

## (2) 事業実績

単位：千円

年度	事業種目	事業主体	事業内容	事業費
25	①カツオ・マグロ漁業の操業支援	小笠原島漁協	漁業操業支援 キハダマグロ等 27.6 トン	72,313
		東京都漁業協同組合連合会	漁連指導事業	1,692
		小 計		74,005
	②シマアジの種苗放流	東京都漁業協同組合連合会	17万尾放流	49,096
	③漁場の調査・監視	東京都	「興洋」による調査監視	1,874
	④沖ノ鳥島フォーラムの開催	東京都	フォーラムの開催及び映像資料等による普及啓発	2,154
合 計				127,129
26	①カツオ・マグロ漁業の操業支援	小笠原島漁協	漁業操業支援 キハダマグロ等 30.6 トン	73,926
		東京都漁業協同組合連合会	漁連指導事業	1,916
		小 計		75,842
	②シマアジの種苗放流	東京都漁業協同組合連合会	17万尾放流	49,085
	③漁場の調査・監視	東京都	「興洋」による調査監視	1,616
	④沖ノ鳥島フォーラムの開催	東京都	フォーラム開催及び映像資料等による普及啓発	2,084
合 計				136,511



写真：第9回沖ノ鳥島フォーラムの様子（平成26年度）

## 12 天然アユの釣れる川づくり事業

アユは、釣りの対象種として人気の高い魚であり、多摩川水系の漁業協同組合によって毎年80～100万尾の稚魚に相当する数の放流が行われているほか、近年は毎年100万尾を超えるアユが東京湾から多摩川へ遡上している。しかし、堰等河川工作物による遡上阻害やカワウの食害などのため上流域の資源量は十分と言えず、さらに中・下流域では遡上したアユ（江戸前アユ）が堰堤下で滞留し、生息数が多くなりすぎたことにより成長できないアユも見られるようになってきた。天然遡上するアユは、貴重な資源として遊漁のみならず観光や養殖業などにも活用されており、天然遡上するアユを増やす取り組みが全国各地で行われている。そこで、天然遡上するアユの遡上を促す取り組みを行うことにより、かつての多摩川の特産物を復活し、河川遊漁の振興を図る。

なお、平成25年度までは江戸前アユ復活事業として実施したものである。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業内容	事業費
24	①アユの香り改善 簡易魚道の設置及び遡上改善効果調査	2, 858
	②魚道の維持管理体制構築	0
	合 計	2, 858
25	①アユの香り改善 簡易魚道の設置及び遡上改善効果調査	966
	②江戸前アユの採捕 江戸前アユの汲み上げ手法調査	2, 205
	③魚道の維持管理体制構築	0
	合 計	3, 171
26	①天然アユ活用事業 天然遡上の稚アユを汲み上げ放流する手法開発調査	5, 368
	②魚道の維持管理体制構築	0
	合 計	5, 368



## IV 漁業経営改善対策



# 1 水産業協同組合の育成

## (1) 概要

東京都管内には、水産業協同組合法に基づく都知事認可組合として、地区漁業協同組合 24 組合、水産加工業協同組合 4 組合、業種別漁業協同組合 3 組合及び漁業生産組合 2 組合の計 33 組合があり、所属する組合員総数は 9,017 人である。

### ア 地区漁業協同組合

伊豆諸島及び小笠原諸島を地区とする島しょ漁協 12 組合、東京湾沿岸の特別区を地区とする内湾漁協 6 組合、多摩川水系及び荒川水系を地区とする内水面漁協 7 組合（うち 1 組合は内湾漁協と重複）がある。

#### ① 島しょ漁協

島しょ漁協の多くは、島の基幹産業である水産業の基盤として、地域の活性化を支えている。経営基盤の確保等を目的とした合併により 1 町村 1 漁協体制はほぼ達成されたが、長引く不漁や魚価の低迷、漁業者の高齢化等の影響を受け、漁協経営は全般的に厳しい状況にある。

特に、経営不振で多額の累積欠損金を抱える 2 漁協においては、漁協再建支援事業（実施主体：都漁連）に取組み、自立漁協を目指して、業務や財務の改善に努めている。

#### ② 内湾漁協

東京湾内で自由漁業を営む漁業者を主に組織された組合であり、アサリやアナゴなどを対象とした「江戸前」漁業の振興に尽力している。

#### ③ 内水面漁協

河川における生物資源の保護や増殖、河川環境の保全、遊漁を主とした都民へのレクリエーションの場の提供などの役割を担っている組合である。そのために必要な業務として、河川等への種苗の放流や産卵場の造成、河川釣場の運営などを行っている。

### イ 水産加工業協同組合

島しょ地区に新島と八丈島の 2 組合があり、くさや加工に係る原料魚の仕入れ・供給、加工品の受託販売等の業務を行っている。また、都心地区に蒲鉾と惣菜の 2 組合があり、原材料の仕入れ・供給等の業務を行っている。

### ウ 業種別漁業協同組合

金魚を扱う養殖業者により組織された組合と、アユやマス類を扱う養殖業者により組織された組合がある。両組合とも長い歴史を有し地場産業の振興に尽力している。なお、1 組合は休眠中である。

エ 漁業生産組合

海面漁業と内水面漁業の各 1 組合があるが、現在休眠中である。

オ 漁業協同組合連合会

① 東京都漁業協同組合連合会

農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ地区及び内湾地区の 17 組合と都信漁連を会員とし、地区漁業協同組合の上部団体としての業務を行っている。

主な業務としては、漁業経営に係る指導、会員監査等の指導事業のほか、会員に燃油や漁業用資材等を供給する購買事業、会員の取り扱う漁獲物の販売を行う販売事業等を行っている。また、東京臨海部に設置している水産物流通センターでは、伊豆諸島の活魚や鮮魚の販売を行っている。

② 東京都信用漁業協同組合連合会

農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ地区及び内湾地区等の 20 組合と都漁連を会員とし、会員及びその組合員等を対象に資金の貸付けや貯金・定期積金の受け入れなどの業務を行っている。

平成 15 年 2 月に漁協毎に実施していた信用事業を統合し、安定した漁業金融を維持するための体制を整えた。

低金利が続く厳しい運用環境にあって、収益を確保することが難しく、漁協同様、厳しい経営を余儀なくされている。

③ 東京都内水面漁業協同組合連合会

東京都知事が認可した連合会であり、内水面漁協（奥多摩、秋川、多摩川、小河内、恩方及び冰川）の 6 組合を会員に組織されている。補助事業である内水面漁場環境保全啓発活動事業、緊急・広域外来魚等対策事業などの事業を行っている。

(2) 種類別組合数・組合員数・会員数

ア 協同組合

(平成26年度)

種 別	組合数	組合員数		
		総数	正	准
地 区 漁 業 協 同 組 合	24	8,844	5,611	3,233
島 し よ 漁 協	12	3,771	894	2,877
内 湾 漁 協	6	463	217	246
内 水 面 漁 協	6	4,610	4,500	110
水 産 加 工 業 協 同 組 合	4	123	123	0
業 種 別 漁 業 協 同 組 合	3	50	36	14
漁 業 生 産 組 合	2	0	0	0
合 計	33	9,017	5,770	3,247

イ 漁業協同組合連合会

(平成26年度)

種 別	組合数	会員数		
		総数	正	准
東 京 都 漁 業 協 同 組 合 連 合 会	1	18	17	1
東京都信用漁業協同組合連合会	1	21	18	3
東京都内水面漁業協同組合連合会	1	6	6	0
合 計	3	45	41	4

### (3) 種類別組合名簿

ア 地区別漁業協同組合

(島しょ組合)

組合名		所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
				正	准	計		
大島支庁管内	伊豆大島	〒100-0212 大島町波浮港1	04992-4-0007	187	866	1,053	99,726	H15.7.1 (合併)
	元町	〒100-0101 大島町元町2-5-7	04992-2-1157	63	229	292	12,358	S25.3.31
	利島村	〒100-0301 利島村13	04992-9-0326	27	43	70	32,013	S26.5.4
	にいじま	〒100-0401 新島村若郷83	04992-5-0781	96	471	567	185,365	H14.7.1 (合併)
	神津島	〒100-0601 神津島村36	04992-8-0007	168	221	389	217,181	S24.9.16
	小計	5		541	1,830	2,371	546,643	
三宅支庁管内	三宅島	〒100-1212 三宅村阿古680	04994-5-0011	37	391	428	152,940	S45.12.16 (合併)
	御藏島村	〒100-1301 御藏島村	04994-8-2151	25	59	84	1,224	S25.5.12
	小計	2		62	450	512	154,164	
八丈支庁管内	八丈島	〒100-1511 八丈町三根4206	04996-2-0211	122	586	708	290,545	H13.6.1 (合併)
	東京都島嶼無線	〒100-1511 八丈町三根4206 八丈島漁協本所内	04996-2-0211	82	0	82	410	S63.4.1
	青ヶ島村	〒100-1701 青ヶ島村5	04996-9-0111	20	0	20	非出資	S54.8.23
	小計	3		224	586	810	290,955	
小笠原支庁管内	小笠原島	〒100-2101 小笠原村父島字奥村	04998-2-2411	44	4	48	72,313	S43.10.14
	小笠原母島	〒100-2211 小笠原村母島字元地	04998-3-2311	23	7	30	28,810	S55.4.2
	小計	2		67	11	78	101,123	
合計		12		894	2,877	3,771	1,092,885	

## (内湾組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
大田	〒144-0043 大田区羽田6-33-6	03-3741-9719	41	8	49	13,820	S41. 4.20
芝	〒140-0011 品川区東大井2-27-5	03-3761-1908	30	26	56	32,869	S25. 1.18
港	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458-4301	24	16	40	12,458	S26. 4.20
佃島	〒104-0051 中央区佃1-10-11	03-3531-2221	25	23	48	20,080	S27.10.11
中央隅田	〒111-0052 台東区柳橋1-5-11	03-5829-4780	35	17	52	66,016	S28. 6. 9
東京東部	〒134-0013 江戸川区江戸川4-16-36	03-5661-0126	62	156	218	24,270	S24.12.19
合計	6		217	246	463	169,513	

## (内水面組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
奥多摩	〒198-0174 青梅市御岳2-333	0428-78-8393	1,144	0	1,144	非出資	S25. 3.10
秋川	〒190-0171 あきる野市養沢1311	042-596-2215	2,357	12	2,369	非出資	S28. 9. 1
多摩川	〒183-0055 府中市府中町2-25	042-361-3542	431	0	431	非出資	S26. 8.18
小河内	〒198-0225 奥多摩町川野529	0428-86-2623	130	0	130	3,900	S57.11.12
恩方	〒192-0156 八王子市上恩方町1353	0426-651-0869	111	0	111	1,814	S62. 8.14
冰川	〒198-0212 奥多摩町冰川1793	0428-83-8588	327	98	425	7,197	H 7.12.28
合計	6		4,500	110	4,610	12,911	

イ 水産加工業協同組合

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
新島	〒100-0402 新島村本村くさやの里	04992-5-0641	16	0	16	25,370	S24. 8. 4
八丈島	〒100-1511 八丈町三根4205	04996-2-2256	25	0	25	13,369	S47. 9. 2
東京都蒲鉾	〒104-0045 中央区築地6-20-6	03-3541-9203	66	0	66	1,230	S41.11. 7
東京都惣菜	〒104-0045 中央区築地5-2-1	03-3541-3110	16	0	16	2,200	S51. 9.13
合計	4		123	0	123	42,169	

ウ 業種別漁業協同組合

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都淡水魚養殖	〒134-0091 江戸川区船堀7-19-5	03-3687-2448	18	14	32	8,199	S24. 6.28
東京都鮎鱒養殖	〒192-0156 八王子市上恩方町4539	042-651-3068	18	0	18	非出資	S38. 5.30
東京都鰯釣	〒100-0005 千代田区丸の内2-2				0		(休眠)
合計	3		36	14	50	8,199	

エ 漁業生産組合

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
熊栄丸	〒100-0212 大島町波浮港1				0		(休眠)
東京都淡水魚	〒201-0003 狛江市和泉本町1				0		(休眠)
合計	2		0	0	0	0	

オ 漁業協同組合連合会

組合名	所在地	電話番号	会員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都漁業協同組合連合会	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458-4161	17	1	18	150,000	S25. 1.25
東京都信用漁業協同組合連合会	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458-3031	18	3	21	142,800	S28. 3.17
東京都内水面漁業協同組合連合会	〒190-0071 あきる野市養沢1311	042-596-2215	6	0	6	非出資	S28.11.13
合計	3		41	4	45	292,800	

## 2 漁業金融

### (1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金は、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」を参考にした「東京都漁業近代化資金利子補給規則」(昭和42年規則第118号)に基づく。

この資金の目的は、漁業者等に対する長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することである。その制度は、漁業者等に対する融資機関である東京都信用漁業協同組合連合会等に、都が利子の一部を補助（利子補給）するものである。

#### ① 資金の種類

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1 漁船資金          | 14 漁業経営資金     |
| 2 施設資金          | 15 組合経営改善資金   |
| 3 漁業用機具資金       | 16 てんぐさ漁業資金   |
| 4 漁具資金          | 17 信用事業強化対策資金 |
| 5 養殖資金          | 18 漁業特別対策資金   |
| 6 環境整備資金        |               |
| 7 漁場改良造成施設等資金   |               |
| 8 海浜等環境活用施設資金   |               |
| 9 漁村給排水施設資金     |               |
| 10 特定漁家住宅資金     |               |
| 11 初度の経営資金      |               |
| 12 密漁監視施設資金     |               |
| 13 水産業労働力確保施設資金 |               |

② 漁業近代化資金貸付状況（26. 4. 1～27. 3. 31）

単位：千円

概要			承認月内訳					
資金種類	件	金額	4月	5月	6月	11月	2月	3月
漁船	9	47,120	5,800	9,840	4,760	8,300	1,820	16,600
施設	2	38,000					38,000	
合計	11	85,120	5,800	9,840	4,760	8,300	39,820	16,600

③ 漁業近代化資金利子補給実績（26. 1. 1～26. 12. 31）

単位：千円

資金種類	金額
漁船資金	6,412,279
施設資金	2,747
漁具資金	6,944
養殖資金	0
海浜等環境活用資金	244,938
水産業労働力確保施設資金	0
漁業経営資金	0
組合経営改善資金	992,532
てんぐさ漁業資金	0
信用事業強化対策資金	0
漁業特別対策資金	29,695
計	7,689,135

④ 漁業近代化資金利子補給承認実績

単位：千円

年度	22	23	24	25	26
漁船関係	3件	8件	6件	10件	9件
	23,740	71,610	64,510	99,920	47,120
その他	0件	0件	4件	1件	2件
	0	0	102,640	690	38,000
計	3件	8件	10件	11件	11件
	23,740	71,610	167,150	100,610	85,120

## (2) 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）が制定されたのに伴い、都でも東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年規則第 145 号）を制定した。沿岸漁業従事者に対し、経営若しくは操業状態又は生活の改善を目的に、近代化な漁業技術、漁ろう安全確保施設又は合理的な生活方式導入を自主的に促進させると同時に、漁業後継者が近代的経営方法を習得することを助長するために、資金の貸付けを行っている。

貸付利率 無利子

償還期間	1 経営等改善資金	2～10 年
	2 青年漁業者等養成確保資金	5～10 年

### ① 資金の種類

#### 経営等改善資金

- 1 操船作業省力化機器等設置資金
- 2 漁ろう作業省力化機器等設置資金
- 3 補機関等駆動機器等設置資金
- 4 燃料油消費節減機器等設置資金
- 5 新養殖技術導入資金
- 6 資源管理型漁業推進資金
- 7 環境対応型養殖業推進資金
- 8 乗組員安全機器等設置資金
- 9 救命消防設備購入資金
- 10 漁船転覆防止機器等設置資金
- 11 漁船衝突防止機器等購入等資金
- 12 漁具損壊防止機器等購入資金
- 13 特認資金

#### 青年漁業者等養成確保資金

- 1 研修教育資金
- 2 高度経営技術習得資金
- 3 漁業経営開始資金

② 沿岸漁業改善資金貸付状況

単位：千円

年度	融資枠	資金種類		件数	金額
22	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
23	47,000	経営等改善資金	特認資金	1	788
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	2	36,500
		計		3	37,288
24	47,000	経営等改善資金	燃料油消費節減	1	7,420
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	8,000
		計		2	15,420
25	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	19,600
		計		1	19,600
26	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0

### (3) 東京都漁業信用基金協会

#### ア 概要

本協会は、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業の振興を図ることを目的として昭和 50 年 10 月 1 日設立された。金融機関から資金の貸付けを受ける中小漁業者等の債務を協会が保証することにより、中小漁業者等が必要とする資金の円滑な融資を実現している。また、漁業金融面における漁業者の要望に対応するため、安全かつ有利な基金の運用を通じて信用力の補完を充実し、中小漁業金融の円滑化への役割を果たしている。

#### イ 出資金

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

出 資 別	出資額 (千円)			出資比率 (%)		
	近代化	一般	計	近代化	一般	計
民 間	62,450	16,250	78,700	17.4	4.5	21.9
地方公共団体	218,800	61,050	279,850	61.0	17.0	78.1
合 計	281,250	77,300	358,550	78.4	21.6	100.0
民間内訳：漁協 17、都漁連、都信漁連、加工組合 2、漁業者 3、協同会社 1						
地方公共団体内訳：東京都、市町村 8						

#### ウ 保証内容

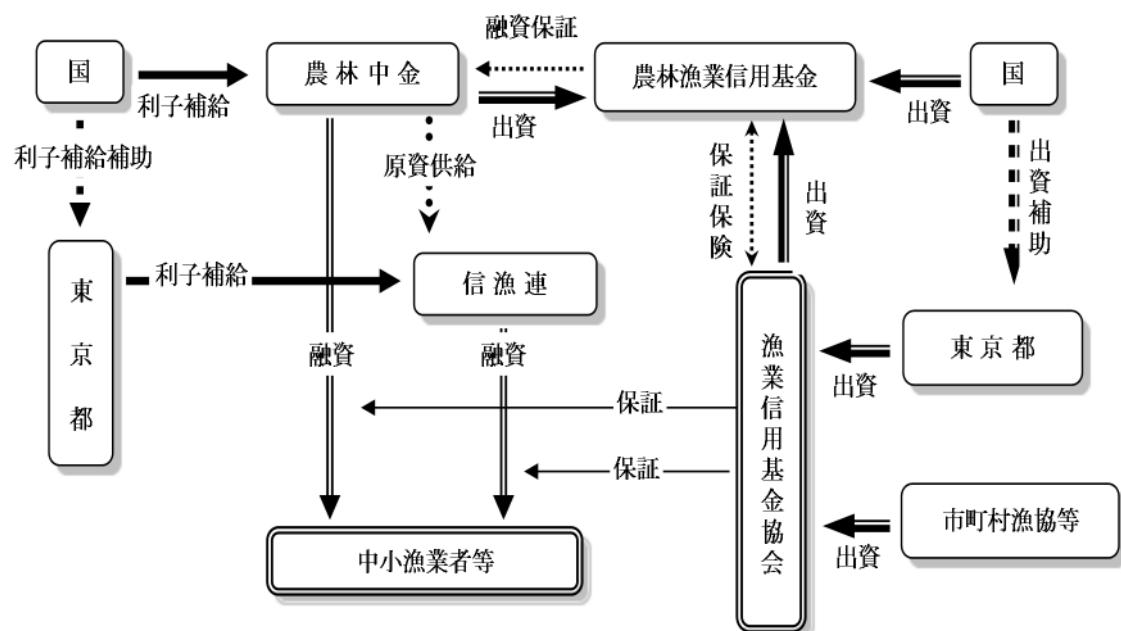
区 分	近代化資金	一般資金
対 象	(公) の近代化資金の個人	事業資金 (信漁連)
保 証 倍 率	出資金の 40 倍	出資金の 15 倍
保 証 料	0.53%	0.85%
保 証 期 間	貸付期間	貸付期間

## 二 保証実績

(単位:千円)

区分			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
近代化資金	保証実績	件数 金額	53 273,315	49 260,710	53 272,080	53 316,310	53 338,970
	付保状況	件数 金額	47 267,525	44 256,560	46 266,910	44 307,580	43 328,120
一般資金	保証実績	件数 金額	28 192,344	26 90,257	5 113,250	3 82,000	2 57,750
	付保状況	件数 金額	7 80,418	6 35,234	5 113,250	3 82,000	2 57,750
保証実績合計		件数 金額	81 465,659	75 350,967	58 385,330	56 398,310	55 396,720

## 三 制度の仕組み



### 3 ぎょしょく普及事業

東京産の水産物は、生産の主体が島しょ地域であり、生産の場と消費者の場が乖離していることなどから、都民に正しい情報が伝わりづらい環境にある。

このため、東京産水産物の魅力を都民に伝え、消費拡大を図るため、平成21年度から東京の水産物・水産業を介した食育活動を、教育現場をはじめ、様々な機会を活用し積極的に展開している。

#### ○ 事業実績表

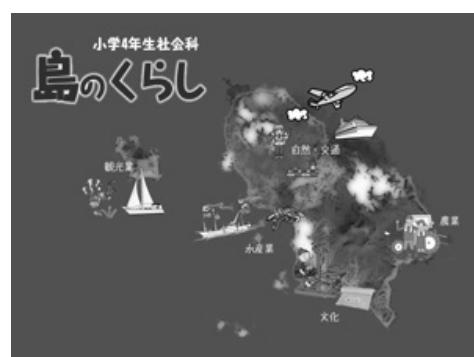
年度	事業内容	開催回数 (回)	参加者数 (人)
23	①東京の魚の食べ方プロデュース	64	937
	都民を対象とした料理教室	62	867
	教員を対象とした料理教室	2	70
	②浜のかあさんと語ろう会	10	1,222
	③職員による出前講座	15	2,772
合 計		89	4,931
24	①東京の魚の食べ方プロデュース	80	707
	都民を対象とした料理教室	80	707
	②浜のかあさんと語ろう会	10	628
	③職員による出前講座	18	1,426
	合 計	108	2,761
25	①浜のかあさんと語ろう会	10	633
	②職員による出前講座	13	955
	合 計	23	1,588
26	①副教材の作成 (小学校4年生の社会科授業副教材「島のくらし」)	—	—
	②職員による出前講座	18	1867

- 「浜のかあさんと語ろう会」は、平成26年度より「水産物加工・流通促進対策事業」に移行。

#### ○ 副教材『小学4年生社会科「島のくらし」』

- 「東京都「ぎょしょく」のへや」に掲載

([http://sakana.metro.tokyo.jp/shima\\_no\\_kurashi/](http://sakana.metro.tokyo.jp/shima_no_kurashi/))



#### ○ 参考

東京産水産物の東京都学校給食会への出荷数量（ムロアジ・トビウオ） (単位：kg)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
8,556	10,876	12,406	17,825	20,674	21,814	24,743

## 4 水産物加工・流通促進対策事業

東京の島しょ海域では、中級魚の漁獲量が減少している反面、資源量は豊富であるが市場が小さく大量に獲れた場合に安価になるものや、サイズが小さく規格外で売れないものなどがある。

一方、水産資源は加工することで、高付加価値、安定供給が可能になるとともに、多様な魚種の利用が中級魚への漁獲圧力を低減させる効果がある。

このため、平成25年度から水産資源を活用した加工品の開発とその販路開拓を支援し、水産資源の持続的な利用と都民への水産物の安定供給を図るため、積極的に施策を展開している。

### ○ 事業実績

#### (1) 総合対策（専門家による指導）

- ・水産加工団体が抱える技術や組織の課題等を解決するため、専門家を派遣した。  
実施主体 伊豆大島漁協、八丈島漁協女性部

#### (2) 流通・消費対策（学校給食への対応）

- ・浜のかあさんと語ろう会

漁村の女性を講師として都内18校への小中学校に派遣。魚のさばき方などの講習を実施。  
(1, 280名参加)

- ・浜のかあさんネットワーク

先進的に水産物の加工・流通・消費拡大に取り組む八丈島漁協女性部が蓄積したノウハウを他島の水産加工団体へ、生産現場や取組の視察等を通じ普及を図った。

- ・栄養士等を対象とした生産現場研修会

栄養士等の給食職員と生産者団体の連携の機会を提供し、給食用の新品目の開拓や利用拡大を図った。

## 5 離島漁業再生支援事業

集落協定に基づき、漁業集落が実施する漁場の生産力の向上や、観光業など島の他産業と連携した取組を支援することにより、島しょの主要産業である漁業を活性化させて、地域の底上げを図るとともに水産業・漁村の多面的機能の維持増進に資する。

### ○ 取組概要

平成27年3月31日現在

	大島町	利島村	新島村	神津島村	御蔵島村	八丈町	小笠原村	
集落協定数	2	1	1	1	1	1	2	
協定参加世帯数	111	25	43	98	24	105	65	
漁場の生産力の向上に関する取組	種苗放流	●						
	漁場の管理・改善	●						
	産卵場・育成場の整備		●	●				
	植樹、魚付き林の整備	●		●	●			
	海岸清掃		●	●	●	●	●	
	海底清掃	●		●				
	漁場監視	●			●	●		
	その他			●	●			
創意工夫を生かした取組	新たな漁具・漁法の導入						●	
	低・未利用資源の活用	●	●	●		●		
	品質の均一化に向けた取組	●					●	
	高付加価値化				●	●		
	流通体制改善				●			
	簡易加工				●			
	海洋レジャーへの取組					●		
	販路拡大	●		●	●	●		
事業費（単位：千円）		15,096	3,400	5,848	13,328	3,264	14,280	8,840

事業費負担区分：国2/4、東京都1/4、町村1/4



## V 漁業補償対策



# 1 漁業共済

## (1) 漁業災害補償制度

### ア 制度の発足と改正

漁業災害補償制度は、昭和39年に施行された漁業災害補償法に基づき、経営基盤が脆弱な中小漁業者を対象として、沿岸・近海漁業の気象や海況の変化等によって生じる不慮の事故による損失の補償について、国が不漁対策の一環として施策に位置づけたことに始まった。その後、昭和63年の漁協一括加入方式の導入など数度の改正を経て、収支均衡のとれる漁業共済制度へと改善が図られてきた。

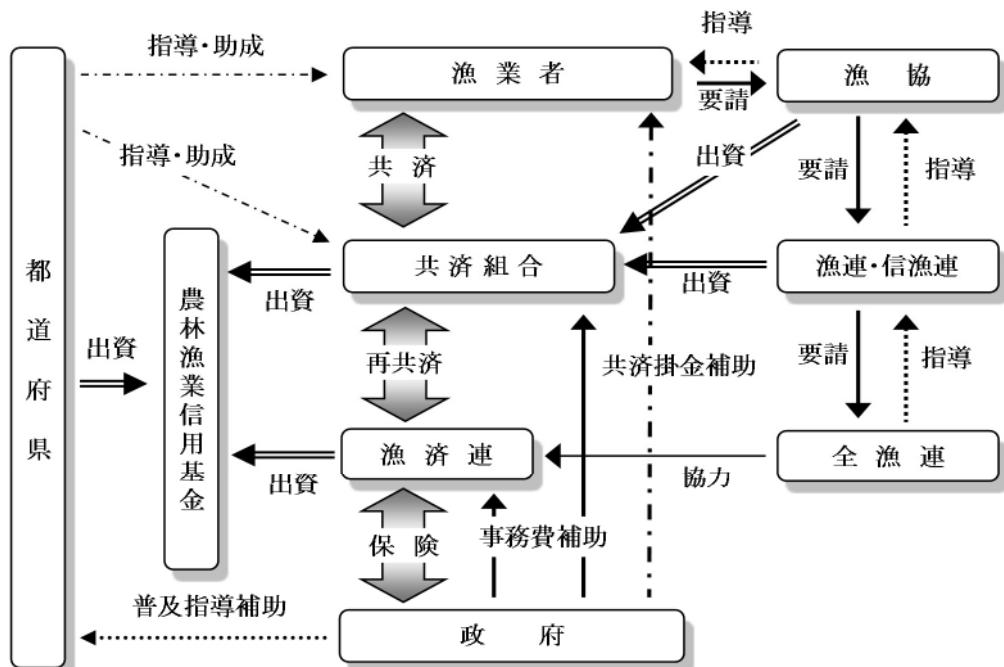
新海洋秩序下における漁業は漁獲競争の時代から協調による資源管理の時代へと移行しているが、人知を超えた資源の変動や魚価安等により漁業経営は圧迫されており、漁業共済の果たすべき役割は増大している。

このような状況下において、加入要件の緩和、共済対象の拡大等により加入促進を図るとともに、平成23年度からの漁業収入安定対策事業など、本制度は適宜改正され、漁業経営の安定に貢献している。

### イ 制度の目的

中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故による損失を補てんし、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている。

### ウ 制度の仕組み



エ 漁業共済の種類

漁業共済	漁獲共済	不漁等を原因とする漁獲金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	第1号漁業	採貝・採藻業(わかめ、こんぶ、てんぐさ、あわび)
			第2号漁業	漁船漁業及び定置漁業
	養殖共済	養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償 (物損保険方式)	貝類	かき養殖業
				1・2年貝真珠養殖業
			魚類	1~3年魚はまち養殖業
				1~3年魚たい養殖業
				さけ・ます養殖業
				2・3年魚ふぐ養殖業
				1~3年魚かんぱち養殖業
				ひらめ養殖業
				1~3年魚すずき養殖業
				2・3年魚ひらまさ養殖業
	特定養殖共済	特定の養殖業について、品質低下等を原因とする生産金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	藻類	まあじ養殖業
				1~3年魚しままあじ養殖業
				2~4年魚まはた養殖業
			貝類等	すぎ養殖業
				まさば養殖業
				2~4年魚くろまぐろ養殖業
				2~4年魚めばる養殖業
				かわはぎ養殖業
			養殖施設	のり等(のり・もずく)養殖業
				わかめ養殖業
				こんぶ養殖業
				真珠母貝養殖業
				ほたて貝等養殖業
				特定かき養殖業
	漁業施設共済	供用中の養殖施設又は定置網等の損壊等による損害を補償 (物損保険方式)	漁具	くるまえび養殖業
				うに養殖業
				ほや養殖業
				浮流し式養殖施設
				はえ縄式養殖施設
				くい打ち式養殖施設
				いかだ
				網いけす
			漁具	定置網
				まき網

## (2) 漁業共済の現況

### ア 加入区の設定

加入区は、漁業災害補償法に基づき、知事が漁業権、漁業種類等を基準として一定の水域、区域及び区分を定めるものであり、現在、都島しょ地区においては、漁協単位に次表の加入区数が設定されている。

	第1号漁業 (てんぐさ採藻業)	第2号漁業 (漁船・定置漁業)
大島支庁管内	5	5
三宅支庁管内	1	1
八丈支庁管内	1	1
小笠原支庁管内	-	2

### イ 共済事業

#### (ア) 全国合同漁業共済組合

設立 平成18年10月

出資金 809,560,000円

組合員 組合及び連合会(秋田県、山形県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、福井県、愛知県、京都府、大阪府、和歌山県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、大分県、沖縄県)

東京都事務所

住所 〒108-0075 港区港南4-7-8 Tel 03(3458)9811

組合員 組合(伊豆大島、元町、利島村、にいじま、神津島、三宅島、八丈島、小笠原島、小笠原母島)

連合会(都漁連、都信漁連)

#### (イ) 事業の状況

全国合同漁業共済組合は、漁業共済組合の区域の広域化により、経営基盤の強化、運営コストの削減、漁業者サービスの向上を図ること目的として、平成18年10月に7府県の漁業共済組合が合併し設立された。

東京都漁業共済組合は、平成21年10月1日に全国合同漁業共済組合と合併し、東京都事務所として、都島しょ地区における漁獲共済及び漁業施設共済に係る事業を実施している。

都島しょ地区においては、資源の減少や不漁・魚価安などにより漁獲金額が減少する傾向にあり、漁業共済制度の重要性は増大している。

平成26年度の漁獲共済の引受実績は、契約件数が92件、共済金額は第1号漁業(てんぐさ採藻業)8,526千円、第2号漁業(漁船漁業・定置漁業)391,269千円、合計399,795千円で、前年度の398,722千円と比べ0.3%増であった。また、支払実績は、支払件数が33件、支払共済金は8,111千円で、前年度の10,526千円と比べ22.9%減であった。

一方、平成26年度の漁業施設共済の引受実績は、契約件数が5件、共済金額は83,416千円で、前年度の88,184千円と比べ5.4%減であった。支払実績は無かった。

○ 漁業共済の引受・支払実績

・漁獲共済

(単位 : 千円)

区分		平成 26 年度	平成 25 年度	増△減
契約件数(件)		92	96	△4
共済限度額		1,260,877	1,177,358	83,519
共済金額		399,795	398,722	1,073
掛金	純掛金	20,964	21,434	△470
	付加掛金	3,595	3,508	87
	総掛金	24,599	24,942	△343
国庫補助金		16,443	16,726	△283
契約者負担額		8,116	8,216	△100
支払件数(件)		33	36	△3
支払共済金		8,111	10,526	△2,415

・漁業施設共済

(単位 : 千円)

区分		平成 26 年度	平成 25 年度	増△減
契約件数(件)		5	4	1
共済価額		230,990	219,667	11,323
共済金額		83,416	88,184	△4,768
掛金	純掛金	5,924	5,900	24
	付加掛金	954	1,009	△55
	総掛金	6,878	6,909	△31
国庫補助金		2,831	2,783	48
契約者負担額		4,046	4,126	△80
支払件数(件)		0	1	△1
支払共済金		0	15,136	△15,136

## 2 漁船保険

### (1) 漁船保険制度

#### ア 制度の目的

漁船損害等補償法に基づき、漁船が不慮の事故による損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担などを、保険の仕組みを通じて漁業者が相互にてん補し合い、漁船の復旧や更新を容易にすることにより、漁業経営の安定を図ることを目的とする。

#### イ 漁船保険の種類

漁 船 保 険	普通 損 害 保 險	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。
	満期保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。
	特 殊 保 険	漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。
漁船船主責任保険		漁船の運行に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害(戦乱等によるものを除く。)を補償する。
	基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担又は自己の賠償責任に基づく賠償
	人命損害	漁船の運行に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡等に対する労働協約等に基づく支払い
	乗客損害	漁船の運行に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担
漁船乗組船主保険		漁船の運行に伴って、乗組船主に死亡その他の事故が生じた場合(戦乱等によるものを除く。)に一定の金額を支払う。
漁船積荷保険		漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。

任 意 保 険	プレジャーボート 責 任 保 険	スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶(プレジャーボート)の運行に伴い、プレジャーボートの所有者が負担する次の損害をてん補する。 ・漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害 ・漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害
	転載積荷保険	漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。

## (2) 漁船保険の現況

### ア 東京都漁船保険組合

住 所 〒108-0075 港区港南4-7-8 TEL 03(3458)1433

組合員 703名 (平成27年3月31日現在)

### イ 事業の状況

昭和14年の設立以来、普通損害保険を中心とした業務を行っている。

近年は自動操舵の普及により衝突事故が多発していることに伴い、漁船船主責任保険等他の保険についても普及・加入促進を図る必要性が増大している。

また、平成11年の法改正により新たな保険需要に対応するため任意保険が創設され、特にプレジャーボート責任保険の加入促進を図っている。

#### (ア) 漁船保険

##### ① 普通保険

###### (a) 普通損害保険

平成26年度の引受実績は、加入隻数785隻、総トン数10,573トン、保険金額7,000,440千円、保険料114,020千円であった。このうち、義務加入は660隻、3,575トンで、任意加入は125隻、6,998トンであった。

保険金支払実績は、事故件数101隻、支払保険金59,411千円であった。

###### (b) 満期保険

本年度引受実績はなかった。

##### ② 特殊保険

本年度引受実績はなかった。

#### (イ) 漁船船主責任保険

① 基本損害：加入隻数778隻、保険金額143,300,000千円、保険料22,459千円  
事故件数2件、支払保険金1,858千円

② 人命損害：加入隻数49隻、保険金額384,500千円、保険料547千円  
本年度支払実績はなかった。

③ 乗客損害：加入隻数233隻、保険金額129,260,000千円、保険料7,224千円  
本年度支払実績はなかった。

#### (ウ) 漁船乗組船主保険

加入隻数54隻、保険金額164,500千円、保険料224千円

本年度支払実績はなかった。

#### (エ) 漁船積荷保険

加入隻数1隻が中途解約し、年度末の加入船はない。

本年度支払実績はなかった。

#### (オ) 任意保険

##### ① プレジャーボート責任保険

加入隻数190隻、保険金額80,550,000千円、保険料3,603千円  
事故件数7件、支払保険金4,120千円

##### ② 転載積荷保険

本年度引受実績はなかった。

○ 普通損害保険の引受・支払実績

・保険引受実績

(金額:千円)

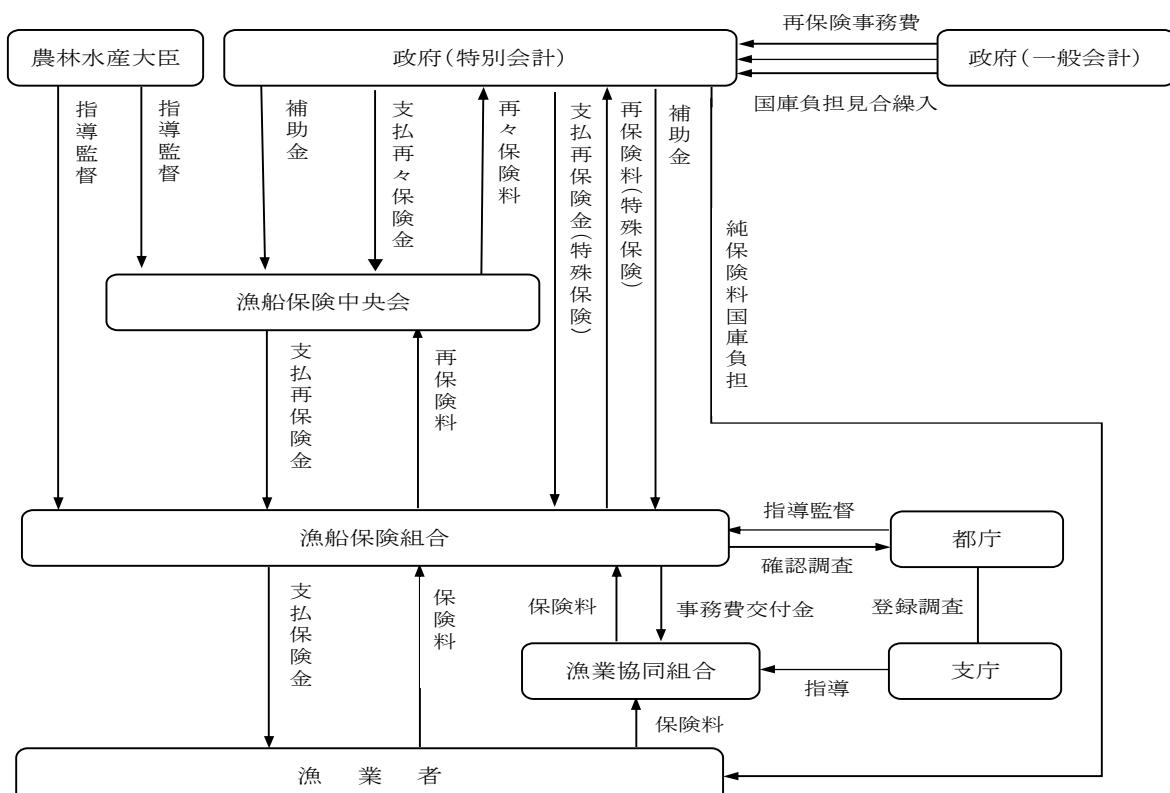
区分	在籍漁船数	加入隻数	トン数	保険価額	保険金額	保険料
平成 26 年度	1,064	785	10,573	14,253,280	7,000,440	114,020
平成 25 年度	1,115	814	12,294	17,702,510	7,420,350	128,543
増△減	△51	△29	△1,721	△3,449,230	△419,910	△14,523

・保険金支払実績

(金額:千円)

種別	平成 26 年度		平成 25 年度		増△減	
	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額
全損	4	6,200	0	0	4	6,200
分損	94	52,758	100	63,997	△6	△11,239
救助費	3	453	3	3,465	0	△3,012
合計	101	59,411	103	67,462	△2	△8,051

○ 制度の仕組み



### 3 漁業公害

#### (1) 漁業公害の現状

昭和30年代後半からの急激な産業の発展と社会生活の変化は、漁業環境を著しく悪化させた。すなわち、埋め立て等による水面の喪失をはじめとして、油の流出、産業廃棄物や生活廃棄物の投棄、汚排水の流入等により、漁場汚染は深刻化し、大都市近郊のみならず、全国の沿岸や内水面水域まで波及した。

都の所管する水面のうち、内湾は漁場の埋め立てや水質汚濁により、漁場の喪失や資源量の減少、有害物質による汚染が深刻化していたが、近年、公害規制の強化により漁場環境は回復の兆しあり正にきている。しかし、各種排水の流入による富栄養化現象は持続しており、慢性的な赤潮も依然として続いている。また、河川流域の都市化に伴う雑排水等の流入により、水質環境が悪化していた内水面についても、近年、下水道等都市施設の整備により水質も改善されてきているが、都内中小河川の中には水産生物の生息限界以上に汚染されているところもある。

島しょ海域は、廃油ボールやゴミ等の漂流、漂着による漁場被害が多発し、磯根資源はもちろん、この海域に浮遊しているプランクトン類、有用水産生物の卵稚仔等への影響が懸念されていたが、近年、廃油等による被害も減少傾向にある。

#### (2) 漁業公害対策の経緯

PCB、水銀の食品汚染が社会問題化したため、昭和47年度からPCB汚染調査を、昭和48年度から水銀汚染調査を一部国の委託調査として実施。

##### ・PCBの自主規制について

昭和47年度の調査結果から、内湾のスズキ、コノシロ、ボラから暫定的規制値を超えるPCBが検出されたため、都は漁業者に対し、漁獲の自主規制を要請した。

スズキは昭和51年7月、ボラは昭和60年2月、コノシロは昭和62年8月にそれぞれ漁獲の自主規制を解除した。

##### ・水銀の自主規制について

昭和48年、都は市場関係者に対し、入荷の自主規制を要請した。その後の調査により、60cm以下のスズキについては、汚染の恐れがないとして、昭和50年9月に入荷の自主規制を解除した。

##### ・有害物環境調査について

現在、東京湾産の魚介類については、60cm以上のスズキに対する入荷の自主規制措置が残っているが、基準値を超える検体が検出されてこなかったため、有害物環境調査は平成9年度をもって終了した。

なお、東京都内市場に流通する魚介類の汚染状況（水銀、PCB、TBT）及び東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）については、引き続き福祉保健局で調査を実施している。

##### ・漁業公害調査指導について

昭和49年度から国の指導のもとに、漁業関係者による調査及び監視体制の整備が全国的規模で始まった。都では、漁業上重要な水域である伊豆諸島及び多摩川上流水域を対象として、昭和50年10月から漁業公害調査指導を開始した。

##### ・漁場油濁被害救済制度の設立について

原因者不明の油濁被害に対する救済制度を担うため、昭和50年3月に財団法人漁場油濁被害救済

基金を国が設立（平成 23 年 10 月に社団法人海と渚環境美化推進機構と合併、平成 25 年 4 月に公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構となる）。都も費用拠出している。

### （3）漁場油濁被害対策（漁場油濁被害共済基金助成）

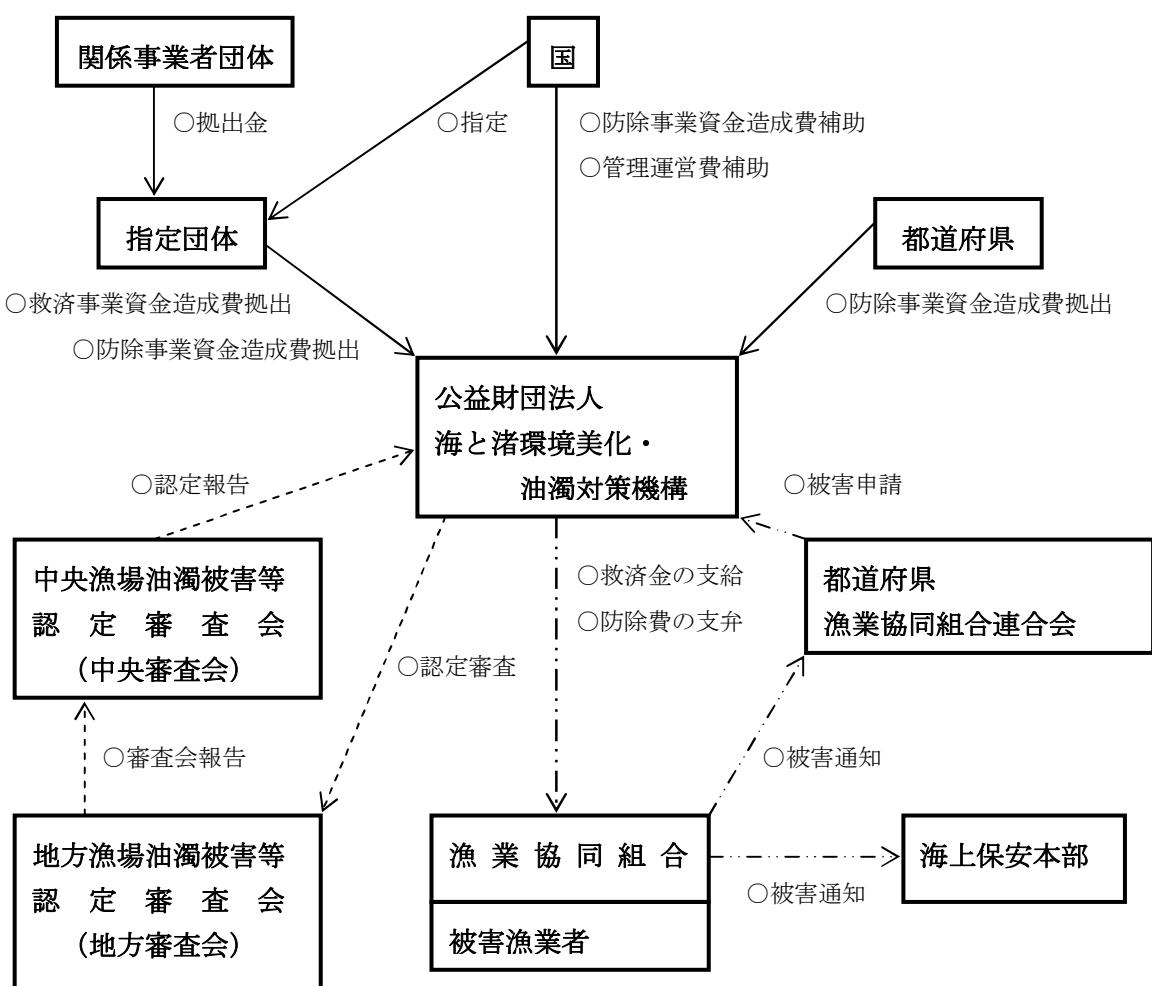
#### ア 目的

船舶、工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁であって、その原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

#### イ 内容

上記目的を達するため、事業主体として、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構が設立された。基金は原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給、防除費・清掃費の助成、漁場油濁の防止に関する調査及び知識の啓発普及等を行い、事業に要する費用は国の補助金、関係都道府県からの拠出金、産業界からの協力をもって充てる。

### 原因者不明漁場油濁被害対策の仕組み



#### (4) 漁業公害調査指導

##### ア 目的

都における漁場環境の監視、漁業公害に関する情報及び被害の防除措置に関する指導等を行うことにより、沿岸及び内水面漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

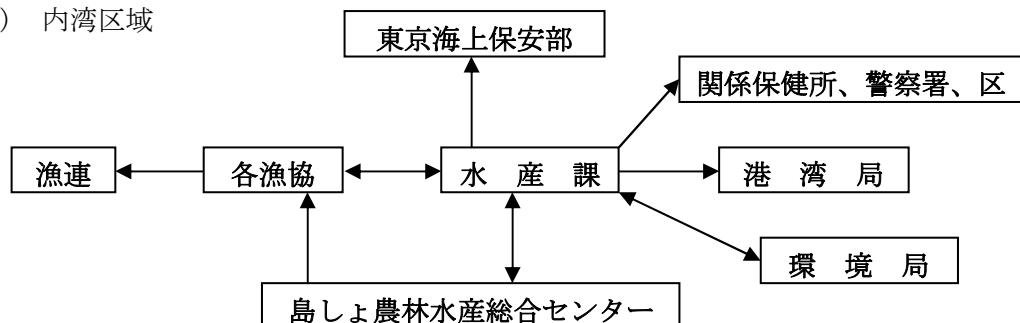
##### イ 内容

都が沿岸及び内水面において、漁業協同組合等の協力を得て、漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行うとともに、漁業者に対し被害発生時において緊急に措置すべき事項に関し指導する事業であり、昭和 50 年 10 月から事業を開始した。

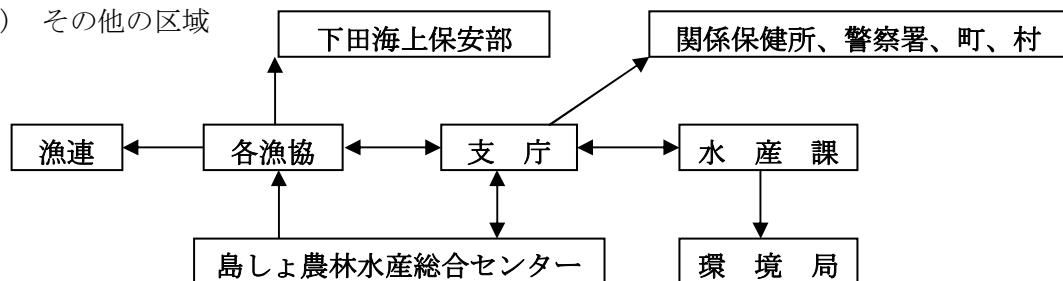
### 通報連絡体制

#### 1 沿 岸

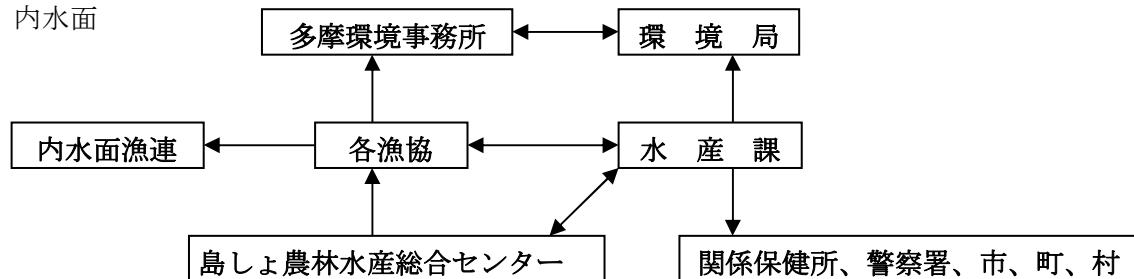
##### (1) 内湾区域



##### (2) その他の区域



#### 2 内水面



## 4 東京産水産物の放射性物質検査

### (1) 経緯

平成23年3月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所での事故により、東日本の各地で放射性物質が検出され、農畜水産物は風評被害など大きな影響を受けている。

このため都は、事故直後から東京産水産物の放射性物質の検査に着手し、水産物の安全性と消費者の安心の確保に努めている。

### (2) 検査結果

平成26年度に行った東京産水産物の検査では、269検体の全てが規制値未満であった。

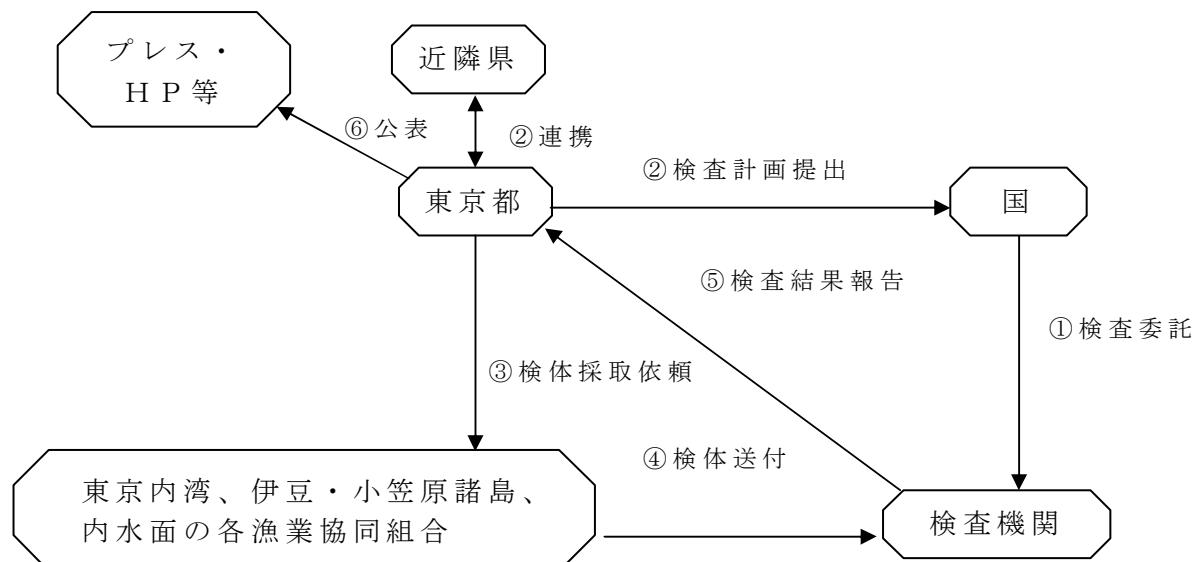
※ 水産物の放射性セシウムの基準値は、セシウム134と137の合計で100Bq/kg

#### ○検体数内訳

海産対象種	ハマダイ	ハマトビウオ	ムロアジ	キンメダイ	タカベ
	1	1	2	3	1
ケンサキイカ	ケンサキイカ	イサキ	スズキ	アサリ	9種 25検体
	1	1	3	12	
内水面対象種	ヤマメ	アユ	ウナギ	ヤマトシジミ	4種 244検体
	5	2	215	22	

※ 平成25年6月、ウナギの出荷自粛。以後、毎週検査を実施。  
(出荷自粛は、平成28年1月に全面解除)

### (3) 東京産水産物の放射性物質検査体制



## 5 演習補償

自衛隊及び在日米軍が訓練等のため水面を使用するときは、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限または禁止される。

国は、この制限または禁止により、当該区域において適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむった損失を補償することになっている。

制限水域名	内容	面積	対象漁協	備 考
野島崎南方 及び大島東方	米軍チャーリー水域	3,712.62km <sup>2</sup>	神津島	対象期間 周年
新島南方	自衛隊ミサイル	172km <sup>2</sup>	大島（2組合）・ 利島・新島・神津 島・三宅島・御藏島	禁止期間 H26.10.17～11.13
	米軍制限水域	74.01km <sup>2</sup>	小笠原（2組合）	対象期間 周年
硫黄島周辺  自衛隊 演習水域	掃海訓練	13.31km <sup>2</sup>	小笠原（2組合）	禁止期間 H26.6.20～6.29
	エアクッション 艇訓練	2.18km <sup>2</sup>		H26.7.28～8.2、 9.18～9.23、 10.27～10.31、 12.11～12.13
3 地域			9 漁協	

## VI 行政委員会



## 1 海区漁業調整委員会

### (1) 委員会の設置根拠等

#### ① 設置根拠（漁業法第84条）

海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき農林水産大臣の定める海区ごとに設置されている。東京都では1海区が指定されている。

#### ② 委員会の構成（漁業法第85条）

委員会は、15名の委員をもって組織し、漁業者の直接選挙によって選ばれた漁民代表委員9人と知事によって選任された学識経験委員4人及び公益代表委員2人で構成されている。

#### ③ 委員会の目的

漁業生産力の発展と漁業の民主化という漁業法の目的を達成するためには、海区の漁業調整を図っていくことを目的としている。

#### ④ 権限と機能

委員会は、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示など漁業調整に関する広範な権限を有している。

その主な機能を大別すると、①知事諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

注：漁業法の改正に伴い、平成16年8月5日に東京都内湾海区、東京都島部海区、小笠原海区の3海区漁業調整委員会が統合され、東京海区漁業調整委員会として発足した。

## (2) 委員会開催実績（平成26年度）

### ① 東京海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議題等
委員会 (第75回)	26.5.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小笠原海域におけるかつお・まぐろ漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○ 小笠原海域における造礁さんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○ 伊豆諸島海域の中型まき網漁業の許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○ 小笠原海域のそでいか漁業の委員会指示について</li> <li>○ 平成26年度八丈島周辺海域の浮魚礁設置事業実施計画について</li> </ul>
委員会 (第76回)	26.6.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画の変更について（知事諮問）</li> <li>○ 小笠原海域の遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について</li> </ul>
委員会 (第77回)	26.7.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伊豆諸島海域の底立てはえ縄漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○ 千葉・東京及び一都三県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について</li> </ul>
委員会 (第78回)	26.9.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伊豆諸島海域における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○ 伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について</li> <li>○ 小笠原海域における外国漁船の違反操業の取締り強化等について（全漁調連要望）</li> </ul>
委員会 (第79回)	26.11.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○ 伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限の委員会指示について</li> <li>○ 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について</li> <li>○ 一都二県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について</li> </ul>
委員会 (第80回)	26.12.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画の変更について（知事諮問）</li> <li>○ 東京海区における遊漁によるひき縄釣の委員会指示について</li> <li>○ 伊豆諸島海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について</li> <li>○ 伊豆諸島海域におけるいか釣り漁業の委員会指示について</li> </ul>
委員会 (第81回)	27.1.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都漁業調整規則の一部改正について（知事諮問）</li> <li>○ 八丈島近海漁場に設置した浮魚礁の漁業の制限に係る委員会指示について</li> <li>○ 伊豆諸島海域におけるはご釣り漁業の委員会指示について</li> <li>○ 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第12号（案）について</li> </ul>
委員会 (第82回)	27.2.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小笠原海域における底魚一本釣り漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○ 東京都資源管理指針の一部改正について（知事諮問）</li> <li>○ 大野原島周辺漁場におけるたかべ刺し網漁業の許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○ 東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について</li> <li>○ 東京都海面におけるさんご漁業の許可について（協議事項）</li> </ul>
委員会 (第83回)	27.3.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都海面におけるさんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○ かめ漁業における事務取扱方針の変更について</li> </ul>
地区協議会 (内湾地区)	26.11.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第12号（素案）について</li> <li>○ 東京都漁業調整規則の改正について</li> <li>○ 地区の懸案事項について</li> </ul>
地区協議会 (三宅地区)	26.11.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年漁期はまとびうお数量目標について</li> <li>○ 東京都漁業調整規則の改正について</li> <li>○ 各地区的懸案事項について</li> </ul>
地区協議会 (八丈地区)	26.11.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年漁期はまとびうお数量目標について</li> <li>○ 東京都漁業調整規則の改正について</li> <li>○ 各地区的懸案事項について</li> </ul>

会議名	開催年月日	議題等
地区協議会 (大島地区)	26. 12. 9	○ 東京都漁業調整規則の改正について ○ 各地区的懸案事項について
地区協議会 (小笠原地区)	27. 2. 15 (父島) 27. 2. 16 (母島)	○ さんご漁業の許可について ○ 各地区的懸案事項について

## ② 連合海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議題等
千葉・東京 連合海区	26. 9. 4	○ 千葉県海面における火光利用さば漁業及び敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の調整方式について ○ 東京都海面における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受網漁業の調整方式について
一都三県 連合海区	26. 9. 5	○ 平成27年における火光利用さば漁業の調整について ○ 平成27年におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について
一都二県 連合海区	26. 11. 19	○ 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第12号（案）について

連合海区漁業調整委員会：特定の目的のために複数の海区にわたり設置される漁業調整委員会

(3) 東京海区漁業調整委員会委員名簿

平成27.3現在

委員区分	氏 名	経歴及び役職等
公 選	○ 田中國治	八丈島漁業協同組合長
	浜川祝男	元・神津島漁業協同組合理事
	大沼清志	にいじま漁業協同組合副組合長
	菊池勝貴	小笠原島漁業協同組合長
	佐々木幸美	小笠原母島漁業協同組合長
	川村松男	元町漁業協同組合長
	小島一則	東京東部漁業協同組合長
	丸 裕二	芝漁業協同組合理事
	関 恒美	三宅島漁業協同組合長
学識経験	有元貴文	東京海洋大学教授
	岩田光正	東京都漁船保険組合専務理事
	井上 潔	(一社) 全国水産技術者協会専務理事
	◎ 竹内正一	元・東京水産大学教授
公益代表	前田福夫	利島村長
	山下奉也	八丈町長

◎ 会長  
○ 会長代理

任期 [ 公選委員 平成24年8月5日～平成28年8月4日  
 学識経験・公益代表委員 平成24年8月25日～平成28年8月24日 ]

## 2 内水面漁場管理委員会

### (1) 委員会の設置根拠等

#### ① 設置根拠

内水面漁場管理委員会は、漁業法第130条に基づき、都道府県に置くことになっている。また、地方自治法第180条の5の規定により、執行機関として都道府県に置かねばならない委員会となっている。

#### ② 委員会の構成

委員会は、漁業法第131条に基づき、漁業を営む者を代表する委員（漁業者代表）、水産動植物の採捕をする者を代表とする委員（遊漁者代表）及び学識経験委員をもって構成されており、都道府県知事が選任する。

#### ③ 委員会の目的

内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理するために、漁業調整機構の運用により水面の総合的な利用を図っていくことを目的としている。

#### ④ 権限と機能

漁業調整に対する広範な権限を有し、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示等、民主的な漁業調整を行う。

その主な機能を大別すると、①知事の諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

(2) 東京都内水面漁場管理委員会 開催実績 (平成26年度)

<第19期 東京都内水面漁場管理委員会>

会議名	開催年月日	開催場所	議題	出席委員数
全内漁管連総会	26.5.30	都道府県会館	① 平成25年度事業報告・収支決算について ② 平成26年度事業計画・収支予算について ③ 平成26年度提案書案について	1人
委員会(第1回)	26.6.2	東京都庁	① 多摩川のアユ遡上状況について ② 奥多摩湖における禁漁区域及び禁漁期間の委員会指示について(委員会指示)	7人
委員会(第2回)	26.7.22	東京都庁	① 天然アユ活用事業について ② 内水面漁業の振興に関する法律の施行について ③ 多摩川のシジミ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限に係る委員会指示について(委員会指示)	7人
委員会(第3回)	26.9.30	東京都庁	① 平成26年度中央省庁に対する提案行動結果について ② 全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の報告について ③ 平成27年度中央省庁に対する提案項目のアンケートについて	6人
東日本ブロック協議会	26.10.30	水戸市	① 平成27年度提案項目案について ② ブロック内照会・協議事項について	1人
委員会(第4回)	26.11.18	東京都庁	① 平成26年度全国内水面漁場管理委員会東日本ブロック協議会の結果について ② シラスウナギ特別採捕許可方針について ③ 平成27年度増殖計画等策定のスケジュールについて ④ 特設釣場の変更承認について	8人
委員会(第5回)	27.2.24	東京都庁	① 東京都におけるウナギ資源管理について ② 東京都におけるコイの放流及び持ち出し等の制限について(委員会指示) ③ 平成27年度増殖計画の策定について(委員会指示)	7人

(3) 第19期東京都内水面漁場管理委員会委員名簿 (平成24年12月1日～平成28年11月30日)

委員区分	氏名	経歴及び現職等	
漁業者代表	◎ 井草 利久	秋川漁業協同組合長	◎会長
	○ 原島 芳男	奥多摩漁業協同組合事務局長	○会長代理
	須賀 一雄	多摩川漁業協同組合理事	
	小島 貞明	東京東部漁業協同組合理事	
遊漁者代表	小幡 日出夫	日本溪流釣連盟副会長 (平成26年3月死去)	
	小林 得志雄	日本友釣同好会事務局長 (平成26年7月～)	
	荒川 国士	日本友釣会連盟常任理事	
学識経験者	丸山 隆	元東京海洋大学 助教	
	村井 衛	(一財) 東京都内湾漁業環境整備協会常務理事	

## VII 島しょ農林水産総合センター



## 1 島しょ農林水産総合センターの概要

島しょ農林水産総合センターは、本所（庶務課、振興企画室）と3事業所（大島、三宅島、八丈島）と2センター（小笠原：総務局主管）、奥多摩さかな養殖センター（農林水産振興財団）の組織体制で、東京都の水産業と島しょ農林畜産業振興の一翼を担っている。

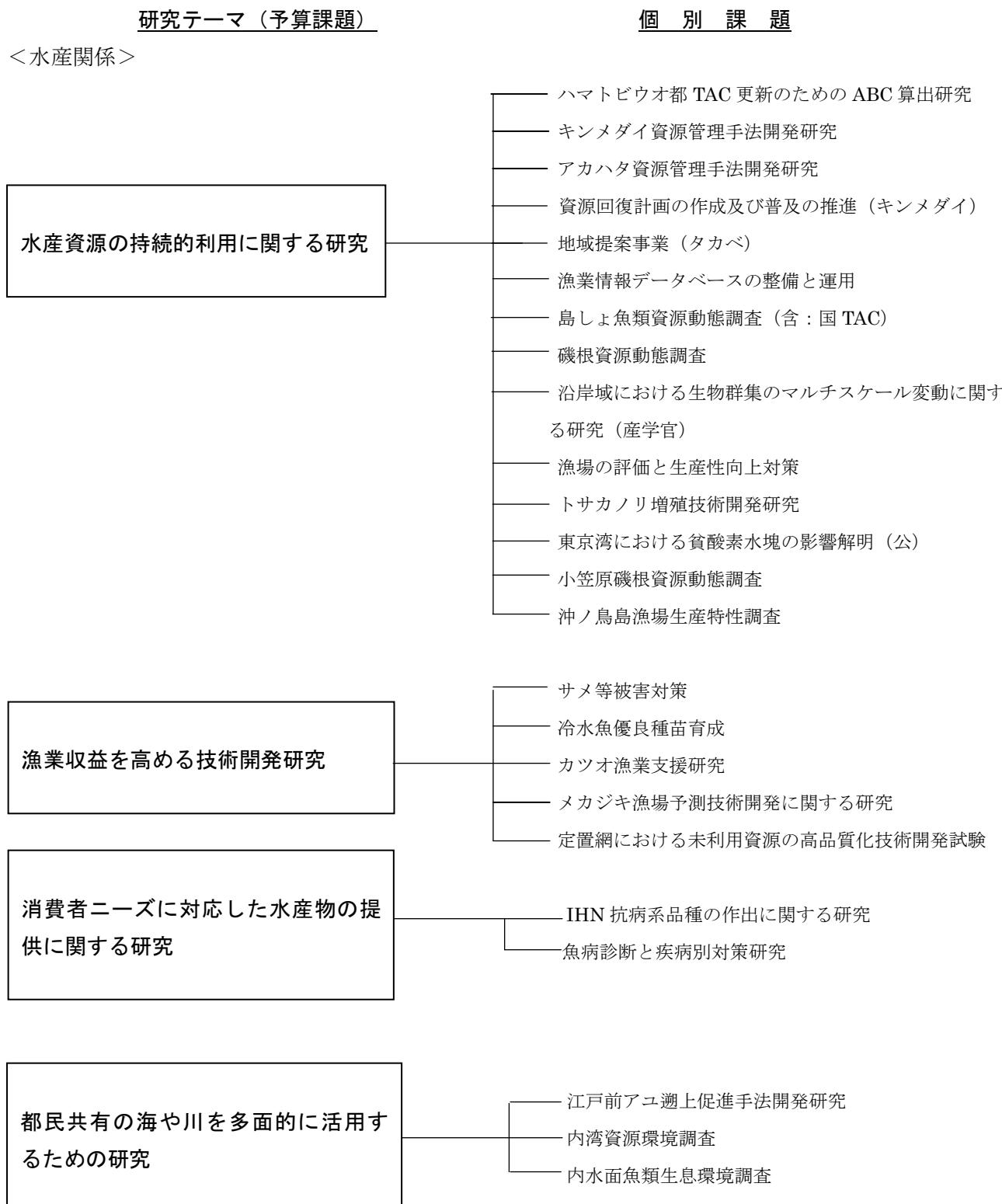
組織の地理的配置は、マス類等の生息する冷水域とコイ等の生息する温水域並びにアサリ、ハゼ等が生息する内湾海域に振興企画室、タカベ、サザエ等の生息する伊豆諸島北部海域に大島事業所、復興事業が続く三宅島に三宅事業所、カツオ、トビウオ等の生息する伊豆諸島南部海域に八丈事業所、メカジキの生息する亜熱帶海域に小笠原水産センター、亜熱帶農業センターを配置し、それぞれの地域特性に密着した課題に対応するとともに、島しょ海域の広域的・高度専門的課題には振興企画室が中心となった組織的対応を行っている。

### ◎施設の位置と概要

組織名	住 所	土 地 (m <sup>2</sup> )	建 物 (m <sup>2</sup> )	漁業調査指導船等
本所	港区海岸 2-7-104		(1,276)	
奥多摩さかな 養殖センター	西多摩郡奥多摩町小丹 波 720	22,138	1,534	
大島事業所 (水産)	大島町波浮港 18	5,875	1,383	「みやこ」 189t 1,492 kW 「やしお」 43t 515 kW×2 「かもめ」 4t 353 kW
大島事業所 (農林)	大島町元町字小清水 273-1	11,261	983	
三宅事業所	三宅村坪田 4357	129,655	2,330	
八丈事業所 (水産)	八丈町三根 4222	6,183	839	「たくなん」 44t 1,203 kW 「拓洋」 1t 44 kW
八丈事業所 (農林)	八丈町大賀郷 4341-11	40,551	2,377	
小笠原水産セ ンター	小笠原村父島字清瀬	6,223	1,909	「興洋」 87t 1,030 kW 「ウェントル」 2t 95 kW
亜熱帶農業セ ンター	小笠原村父島字小曲	187,814	3,922	

この章では東京都の水産振興に関する事業について述べる。

## 平成27年度 島しょ農林水産総合センター 事業体系



【水産分野】

課題名	事業概要
水産資源の持続的利用に関する研究	<p>1. ハマトビウオ都TAC更新のためのABC算出研究 (継続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p> <p>【目的】ハマトビウオ漁業の次年度TAC策定に必要なABC(生物学的許容漁獲量)を算出するとともに、資源解析の精度向上を図る。また、ハマトビウオの回遊経路など、資源管理の高度化に必要な生物学的特性を明らかにする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①漁業情報の収集と統計解析</li> <li>②生物学的特性の解明：年齢、成熟、回遊経路等の解明</li> <li>③ABCの算出</li> <li>④資源評価票の作成・更新</li> <li>⑤都TAC関連会議出席</li> </ul>
	<p>2. キンメダイ資源管理手法開発研究 (継続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p> <p>【目的】伊豆諸島におけるキンメダイの漁業実態、資源生物特性等を把握して資源管理手法の開発に取り組むとともに、資源回復計画、TAE(許容努力量制度)等による新たな広域的資源管理の展開に必要な科学的根拠を得る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①キンメダイ漁業情報の収集と漁獲特性の把握</li> <li>②漁場別魚体組成の把握</li> <li>③卵稚仔と幼魚の分布様式把握</li> <li>④魚群の移動回遊と漁場形成要因の把握</li> <li>⑤主要漁場の計量魚探調査</li> <li>⑥夜キンメ漁の影響調査</li> <li>⑦資源量推定</li> <li>⑧資源評価票の作成と更新</li> <li>⑨キンメダイ資源管理関連会議に出席して研究成果の報告と情報提供</li> <li>⑩研修会等への参加による新たな知見の収集</li> </ul>
	<p>3. アカハタ資源管理手法開発研究 (平成27~31年)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 小笠原水産センター</p> <p>【目的】小笠原諸島海域におけるアカハタについて、生活史を把握するとともに、漁獲統計や標識放流等によって資源特性値を推定する。それらを踏まえ、資源管理手法を開発し、地元で展開されている資源管理の取り組みに対し科学的立場からの提言を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活史の把握</li> <li>②小笠原海域全体の資源量推定</li> <li>③漁場毎の資源量推定</li> <li>④資源管理手法の開発</li> <li>⑤資源関連会議への出席</li> </ul>
	<p>4. 資源回復計画の作成及び普及の推進 (キンメダイ) (公) (平成19~ )</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p> <p>【目的】管内のキンメダイ一本釣り漁業に関し、管理措置の実施状況と資源回復状況を把握し、資源管理計画の作成及び普及に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①管内主要漁場における操業実態の把握</li> <li>②漁獲量・出漁隻数等漁獲情報の収集</li> <li>③漁獲物測定による漁場別年齢構成等の把握</li> </ul>

課題名	事業概要
5. 地域提案事業 (タカベ) (公)  (平成15～ )  <担当部署> 振興企画室 大島事業所	<p>【目的】伊豆諸島海域におけるタカベの資源管理型漁業推進に必要な科学的知見を得るための調査を実施し、行政施策に反映する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①伊豆諸島海域におけるタカベ漁業の漁業種類別、漁場別漁獲努力量と漁獲量の把握</li> <li>②伊豆諸島海域におけるタカベ漁獲物の魚体測定、年齢査定と漁場別年齢構成の把握</li> <li>③伊豆諸島海域におけるタカベの成熟状況の把握</li> <li>④成果のとりまとめ及び関連会議への出席と報告</li> </ul>
6. 漁業情報データベースの整備と運用  (継続)  <担当部署> 振興企画室	<p>【目的】管内の漁業生産動向の把握と資源解析用基礎データの収集・整備のために管内漁業協同組合の水揚げ情報を収集・整理し、データベースとして整備・運用する。あわせて、効率的運用を図るためにシステムの維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①管内漁協の漁業情報の収集とデータベースの整備</li> <li>②システムの維持管理と高度化</li> </ul>
7. 島しょ魚類資源動態調査 (含:国TAC)  (継続)  <担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所	<p>【目的】伊豆諸島における重要な魚類資源について、漁業資源情報の収集と基礎生態調査を行い、資源管理のための基礎データとともに、持続的漁業生産活動に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①伊豆諸島海域の主要魚類に関する漁業情報の収集：タカベ・イサキ・アオダイ・ハマダイ・クサヤモロ等</li> <li>②漁獲物の生物特性の把握：尾又長・体重・年齢組成等</li> <li>③試験操業及び標識放流などによる基礎生態の把握</li> <li>④伊豆諸島海域での国TAC対象魚種（イワシ・アジ・サバ）の卵稚仔分布調査を行い、国に情報提供</li> </ul>
8. 磯根資源動態調査  (継続)  <担当部署> 大島事業所 八丈事業所	<p>【目的】テングサ、トサカノリなどの海藻類及びフクトコブシ、サザエなどの貝類について、資源動態をモニタリングし、得られた成果を取りまとめ、関係機関に情報提供する。 また、平成25年に発生した大島の台風災害による被災漁場の状況を把握し、災害復興に寄与する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①テングサ、トサカノリ、アントクメの生育状況の把握</li> <li>②フクトコブシ、サザエ天然資源の生息分布状況等の把握</li> <li>③放流フクトコブシ、アワビの成長、混獲状況の把握</li> <li>④漁場環境の変動把握</li> <li>⑤大島の被災漁場の状況把握</li> </ul>
9. 沿岸域における生物群集のマルチスケール変動に関する研究（产学研）  (平成24～29年)  <担当部署> 大島事業所	<p>【目的】外部環境要因によって引き起こされる生態系の変動は、長短の時間・大小の空間スケール、つまりマルチスケールで起きる変化であると捉えることができる。伊豆諸島海域を流れる黒潮を対象に、大島沿岸域において連続観測を行い、海洋環境と生物多様性の変化を捉える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①モニタリング海域の海洋調査</li> <li>②固定式観測システム（Cabled Observatory）の設計・設置及び運用</li> </ul>

課題名	事業概要
水産資源の持続的利用に関する研究	<p>10. 漁場の評価と生産性向上対策            (平成23年～)            &lt;担当部署&gt;            大島事業所            八丈事業所</p> <p>【目的】造成された築いそ漁場について多面的な科学的評価を行うとともに、生産性を向上させるための漁場造成技術を開発する。</p> <p>【内容】            ①磯根漁場環境（物理、化学、生物環境）の把握：大島、三宅島、八丈島            ②漁場造成技術の開発：八丈島            ③漁場環境データの管理：大島</p>
	<p>11. トサカノリ増殖技術開発研究            (平成27～29年)            &lt;担当部署&gt;            八丈事業所</p> <p>【目的】トサカノリ増殖技術を開発することを目的とし、安定した人工種苗生産技術の確立、および人工種苗を利用した天然海域における増殖技術開発研究を実施する。</p> <p>【内容】            ① 安定した種苗生産技術の確立            ②種苗の好適着生条件の把握            ③人工種苗を利用した増殖技術の開発</p>
	<p>12. 小笠原磯根資源動態調査            (継続)            &lt;担当部署&gt;            小笠原水産センター</p> <p>【目的】小笠原海域の磯根漁場の主要水産生物について生態調査を行い、基礎的知見を蓄積し、資源管理に資する。また、サンゴ礁に関する知見を収集しサンゴ礁の保全に資する。</p> <p>【内容】            ①イセエビ類の生態調査・生物測定を行い、資源管理に必要な基礎的知見の蓄積を図る。            ②平成15年に造礁サンゴの白化現象が発生した海域のその後の状況を把握するとともに造礁サンゴに関する基礎的知見を収集する。</p>
漁業収益を高める技術開発研究	<p>13. 沖ノ鳥島漁場生産特性調査            (継続)            &lt;担当部署&gt;            振興企画室            小笠原水産センター            大島事業所            八丈事業所</p> <p>【目的】沖ノ鳥島礁内および周辺海域の漁場生産特性を明らかにし、小笠原島漁協の漁船操業を支援する。</p> <p>【内容】            ①小笠原島漁協の操業支援            ②未利用資源の開発            ③生物・環境のモニタリング</p>
	<p>1. サメ等被害対策            (平成20～28年)            &lt;担当部署&gt;            大島事業所            八丈事業所</p> <p>【目的】伊豆諸島海域は、近年、底釣り漁業や曳き網漁業等においてサメ・イルカの被害が多発し、漁業経営上の大きな障害になっている。本事業では、被害の実態把握と分布・生態に関する科学的知見を得るとともに、効果的なサメ・イルカ防除対策を検討する。</p> <p>【内容】            ①サメ被害対策事業            ・漁業被害の聞き取り調査によるサメ漁業被害実態の把握            ②イルカ対策事業            ・被害聞き取り調査によるイルカ漁業被害実態の把握            ・伊豆諸島海域に於ける分布回遊調査・音響特性把握調査            ・逃避漁具効果試験            ・音響探知機開発・効果試験・普及</p>

課題名	事業概要																																																																																					
2. 冷水魚優良種苗育成  (継続)  <担当部署> 奥多摩さかな養殖センター(委託)	<p>【目的】魚病対策や多様化する消費者ニーズに対応した養殖技術の改良により、優良な冷水魚種苗を生産・配付・放流する。</p> <p>【内容】            ①冷水性魚類の種苗生産・配付・放流：ニジマス・イワナ・ヤマメ            ②管内養殖業者に対する養殖技術指導：年60件程度            ③優良種苗の育成試験：ヤマメの遺伝的劣化防止試験、IHN抗病性判定試験、「奥多摩やまめ」の定着化</p>																																																																																					
	<p>平成27年度種苗の生産・配付・放流計画</p> <p>(単位:稚魚=千尾、発眼卵=千粒)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種苗の種類</th> <th rowspan="2">発育段階ごとの生産数</th> <th rowspan="2">配付数 (歳入対象種苗)</th> <th colspan="2">(配付数内訳)</th> <th rowspan="2">その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等</th> </tr> <tr> <th>放流用 (河川漁協)</th> <th>養殖用 (養殖漁協)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニジマス</td> <td>発眼卵</td> <td>864</td> <td>210</td> <td>140</td> <td>70</td> <td>654(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>春稚魚</td> <td>345</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>295(歩減・秋稚魚・試験)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>秋稚魚</td> <td>206</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>—</td> <td>6(歩減・親魚)</td> </tr> <tr> <td>ヤマメ</td> <td>発眼卵</td> <td>1,665</td> <td>1,000</td> <td>240</td> <td>760</td> <td>665(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>春稚魚</td> <td>430</td> <td>200</td> <td>155</td> <td>45</td> <td>230(歩減・秋稚魚・試験等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>秋稚魚</td> <td>59</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>—</td> <td>14(歩減・親魚・試験)</td> </tr> <tr> <td>奥多摩やまめ</td> <td>発眼卵</td> <td>150</td> <td>90</td> <td>—</td> <td>90</td> <td>60(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>稚魚</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>1(試験・歩減)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>成魚</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1(試験・歩減)</td> </tr> <tr> <td>イワナ</td> <td>発眼卵</td> <td>181</td> <td>101</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>80(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>稚魚</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1(歩減・親魚・試験)</td> </tr> </tbody> </table>	種苗の種類	発育段階ごとの生産数	配付数 (歳入対象種苗)	(配付数内訳)		その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等	放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)	ニジマス	発眼卵	864	210	140	70	654(孵化・試験)		春稚魚	345	50	—	50	295(歩減・秋稚魚・試験)		秋稚魚	206	200	200	—	6(歩減・親魚)	ヤマメ	発眼卵	1,665	1,000	240	760	665(孵化・試験)		春稚魚	430	200	155	45	230(歩減・秋稚魚・試験等)		秋稚魚	59	45	45	—	14(歩減・親魚・試験)	奥多摩やまめ	発眼卵	150	90	—	90	60(孵化・試験)		稚魚	21	20	—	20	1(試験・歩減)		成魚	1	—	—	—	1(試験・歩減)	イワナ	発眼卵	181	101	50	51	80(孵化・試験)		稚魚	11	10	5	5	1(歩減・親魚・試験)
種苗の種類	発育段階ごとの生産数				配付数 (歳入対象種苗)	(配付数内訳)		その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等																																																																														
		放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)																																																																																			
ニジマス	発眼卵	864	210	140	70	654(孵化・試験)																																																																																
	春稚魚	345	50	—	50	295(歩減・秋稚魚・試験)																																																																																
	秋稚魚	206	200	200	—	6(歩減・親魚)																																																																																
ヤマメ	発眼卵	1,665	1,000	240	760	665(孵化・試験)																																																																																
	春稚魚	430	200	155	45	230(歩減・秋稚魚・試験等)																																																																																
	秋稚魚	59	45	45	—	14(歩減・親魚・試験)																																																																																
奥多摩やまめ	発眼卵	150	90	—	90	60(孵化・試験)																																																																																
	稚魚	21	20	—	20	1(試験・歩減)																																																																																
	成魚	1	—	—	—	1(試験・歩減)																																																																																
イワナ	発眼卵	181	101	50	51	80(孵化・試験)																																																																																
	稚魚	11	10	5	5	1(歩減・親魚・試験)																																																																																
漁業収益を高める技術開発研究	<p>3. カツオ漁業支援研究  (平成27~29年)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 八丈事業所</p> <p>【目的】八丈島におけるカツオ曳縄漁は島の漁業を支える重要な漁業形態である。現在までに曳縄漁の効率的な操業を目指して、カツオ漁場における水温などの海洋条件を把握してきたが、近年、カツオ漁業は全国的な不漁傾向にあり、海洋条件が整っても漁場が形成されない状況にある。そこで、漁業情報のモニタリングを進め、カツオの来遊動向を検証するとともに、八丈島周辺海域でのカツオの行動把握から漁場形成因子をカツオの視点から再検討し、その成果を漁業者に提供することによりカツオ曳縄漁の操業支援を実施する。</p> <p>【内容】            ①北上群来遊動向把握            ②カツオの行動生態把握            ③漁場形成の再検討と普及</p>																																																																																					
	<p>4. メカジキ漁場予測技術開発に関する研究  (平成27~29年)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 小笠原水産センター</p> <p>【目的】中規模渦と潮汐により発生する内部潮汐に着目し、内部潮汐とメカジキ漁場形成の関連性を分析するため、内部潮汐場における海洋環境調査、餌料環境調査、試験操業および漁場形成位置の聞き取りを行う。</p> <p>【内容】            ①海洋構造の把握            ②餌料環境特性の把握            ③漁場形成位置の把握</p>																																																																																					
	<p>5. 定置網における未利用資源の高品質化技術開発試験  (平成24~27年)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 大島事業所</p> <p>【目的】定置網漁業で漁獲される未利用資源を有効活用するために、これら資源の付加価値向上のための加工技術、品質向上技術の開発を行う。</p> <p>【内容】            ①先進的な加工技術の導入試験            ②短期畜養による試験            ③高鮮度維持技術開発</p>																																																																																					

課題名	事業概要
消費者ニーズに対応した水産物の提供に関する研究	<p>1. IHN抗病系品種の作出に関する研究 (継続) &lt;担当部署&gt; 奥多摩さかな養殖センター(委託)</p> <p>【目的】IHN(伝染性造血器壊死症)に罹りにくい「抗病系品種(ニジマス)」を作出し、冷水性魚類養殖業の経営安定に資する。</p> <p>【内容】 選抜育種による抗病性の高い品種の作出</p>
	<p>2. 魚病診断と疾病別対策研究 (継続) &lt;担当部署&gt; 振興企画室 奥多摩さかな養殖センター(委託)</p> <p>【目的】魚病診断により養殖魚の疾病を把握し、予防、治療方法を確立して病害を防除することにより、安定した養殖業の生産体制確立に寄与する。</p> <p>【内容】            ①冷水病等非保菌アユの放流による河川の疾病発生防除            ②キセノハリオチスの防疫対策研究            ③重要疾病的診断・対策            ④原因不明疾病的診断            ⑤関連会議に出席し、魚病に関する情報収集         </p>
都民共有の海や川を多面的に活用するための研究	<p>1. 江戸前アユ上流への遡上促進研究 (平成26~28年) &lt;担当部署&gt; 振興企画室</p> <p>【目的】一般都民の環境保全に対する意識が高まる中、東京湾から多摩川へ遡上する天然アユについては特に高い関心が寄せられている。また、平成18年以降、多摩川下流域では100万尾を上回る天然アユの遡上が確認されているが、中上流域での遡上実態は明らかではない。そこで、天然アユの遡上実態および生息環境状態を把握するとともに、上流への遡上阻害要因を解明し、更なる遡上促進の取組を行う。</p> <p>【内容】            ①多摩川中流域での天然遡上アユの遡上実態を把握する。            ②多摩川上流部への遡上阻害要因を把握し、遡上促進の取組または河川管理者へ提言を行う。            ③多摩川下流域におけるアユの遡上調査を実施し、遡上量を推定する。         </p>
	<p>2. 内湾資源環境調査 (継続) &lt;担当部署&gt; 振興企画室</p> <p>【目的】東京都内湾における魚介類の生息状況と水質・底質等の環境を定期的にモニタリング調査し、生物の動向と環境との関係を的確に把握する。</p> <p>【内容】            ①内湾における仔稚魚の発生状況把握            ②内湾における水質環境の把握            ③内湾における底質・マクロベントスの把握         </p>
	<p>3. 内水面魚類生息環境調査 (継続) &lt;担当部署&gt; 振興企画室</p> <p>【目的】都下河川流域における魚類の分布状況、生息環境及び資源状況を定期的にモニタリングし、主要魚種の資源動態、定点における魚類相等の変動を把握する。</p> <p>【内容】            ①内水面生息主要魚種(外来魚を含む)の生息状況把握            ②定点のモニタリング調査による生物相の把握            ③アユ解禁調査による当該年の漁模様把握         </p>

課題名	事業概要
漁業調査指導等	<p>1. 養殖衛生管理体制整備事業（公） (継続) ＜担当部署＞ 振興企画室</p> <p>【目的】養殖生産物の安全性を確保し、健全で安心できる養殖魚の生産に寄与するために、疾病対策のみならず食品衛生や環境保全にも対応した養殖衛生管理体制の整備を推進する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全国養殖衛生管理推進会議等への参加による総合推進対策</li> <li>②巡回指導等による養殖衛生管理指導</li> <li>③養殖場の調査・監視</li> <li>④疾病監視などによる疾病対策、特定疾病蔓延防止措置</li> </ul>
	<p>2. 魚類等防疫対策 (平成24年～) ＜担当部署＞ 振興企画室 水産課</p> <p>【目的】魚類防疫上問題となる特定疾病以外の重要疾病についてまん延防止を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①天然域モニタリング調査</li> <li>②重要疾病のまん延防止対策</li> <li>③魚類等防疫対策協議会の開催</li> </ul>
	<p>3. 普及指導 (継続) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p> <p>【目的】巡回指導などにより地元町村、漁業者の要望を把握するとともに、漁業生産現場が抱える課題に対し、蓄積している技術と知識を活用し、問題の解決を図る。併せて、都民への普及・啓発活動に取り組む。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①巡回指導による技術指導：飼育・蓄養管理・魚病対策などの指導</li> <li>②技術開発・普及：未利用水産資源の利活用・漁具漁法の導入指導等</li> <li>③啓発・普及：ヤマメ発眼卵放流指導・ヤマメ里親教室の指導・海浜教室・体験学習・研究成果報告会の開催・食育の推進支援等</li> <li>④連絡調整会議の開催：連絡調整会議（振興企画室と水産課）、地域連絡会（事業所と支庁）</li> </ul>
	<p>4. 漁海況予報事業 (公・単) (継続) ＜担当部署＞ 大島事業所 八丈事業所 振興企画室</p> <p>【目的】漁海況情報の迅速な収集・解析により、漁業者への情報提供、漁海況速報を発行して操業の効率化を図ることにより、漁業経営の安定に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①漁海況情報収集：調査船定線調査、地先定点観測、漁船等からの情報収集</li> <li>②漁海況情報提供：伊豆諸島海域漁海況情報（週報）等</li> <li>③漁海況情報分析</li> <li>④情報の提供：関東・東海海況速報・八丈海洋ニュース・Fネット等</li> </ul>
	<p>5. 広域海域漁業調査指導（みやこ） (継続) ＜担当部署＞ 大島事業所</p> <p>【目的】広域海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などをを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間運航日数 200日</li> <li>①資源変動把握調査：回遊性魚類調査（ハマトビウオ：14日、南方カツオ：11日）、底生性魚類調査（12日）</li> <li>②漁場環境変動把握調査：沖合定線調査（36日）</li> <li>③資源管理型漁業推進事業：キンメダイ初期生態調査（26日）、キンメダイ計量魚探・試験操業（26日）、漁場環境調査（伊豆諸島カツオ20日、海底地形：10日）</li> <li>④漁業取締（40日）</li> <li>⑤その他（5日）</li> </ul>

課題名	事業概要
6. 伊豆諸島北部海域漁業調査指導（やしお） （継続） <担当部署> 大島事業所	【目的】伊豆諸島北部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。  【内容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類調査（29日）、底生性魚類調査（35日）、タカベ・イサキ調査（6日） ②漁場環境変動把握調査：海洋観測（24日） ③資源管理型漁業推進事業：人工魚礁・海底地形調査（2日） ④漁業取締（47日） ⑤三宅島漁場監視（10日） ⑥巡回指導（11日） ⑦その他（6日）
7. 伊豆諸島南部海域漁業調査（たくなん） （継続） <担当部署> 八丈事業所	【目的】伊豆諸島南部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。  【内容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類調査（6日）、底生性魚類調査（17日） ②漁場環境変動把握調査：定線調査（36日） ③資源管理型漁業推進事業：キンメダイ（25日）、人工魚礁・浮漁礁（6日） ④漁業取締（24日） ⑤都TAC関連調査（12日） ⑥カツオ資源調査（25日） ⑦漁業被害調査（9日） ⑧その他（10日）
8. 小笠原海域漁業調査指導（興洋） （継続） <担当部署> 小笠原水産センター	【目的】小笠原海域、沖ノ鳥島海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。  【内容】 年間運航日数 180日 ①海洋観測（33日） ②資源調査：ネット調査（21日）、海底地形調査（21日）、底魚資源調査（23日）、たて縄調査（32日） ③沖ノ鳥島調査（31日） ④漁業取締（11日） ⑤その他（8日）
9. 大島漁業用海岸局 （継続） <担当部署> 大島事業所	【目的】大島近海における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。  【内容】 ①通信時間：06:15～21:00（月～木曜日）、08:45～17:15（金～日曜日） ②設備内容：SSB50W 2台 DSB1W 1台 ③対象：官庁船3隻 地元漁船等 ④業務内容： ・漁業指導に関する通信 ・漁業気象及び航行警報に関する通信 ・遭難緊急安全に関する通信

課題名	事業概要
漁業調査指導等	<p>10. 八丈島漁業用海岸局 (継続) &lt;担当部署&gt; 八丈事業所</p> <p>【目的】八丈島近海における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①通信時間：24時間</li> <li>②設備内容：SSB50W 2台 DSB 1W 1台 SSB25W 1台</li> <li>③対象：官庁船1隻 地元漁船等</li> <li>④業務内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業指導に関する通信</li> <li>・漁業気象及び航行警報に関する通信</li> <li>・遭難緊急安全に関する通信</li> </ul> </li> </ul>
	<p>11. 父島漁業用海岸局 (継続) &lt;担当部署&gt; 小笠原水産センター</p> <p>【目的】小笠原近海における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①通信時間：08:00～17:15</li> <li>②設備内容：SSB50W 2台 SSB25W 2台 簡易無線機 2台 多重無線機 2台</li> <li>③対象：官庁船2隻 地元漁船等</li> <li>④業務内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業指導に関する通信</li> <li>・漁業気象及び航行警報に関する通信</li> <li>・遭難緊急安全に関する通信</li> </ul> </li> </ul>

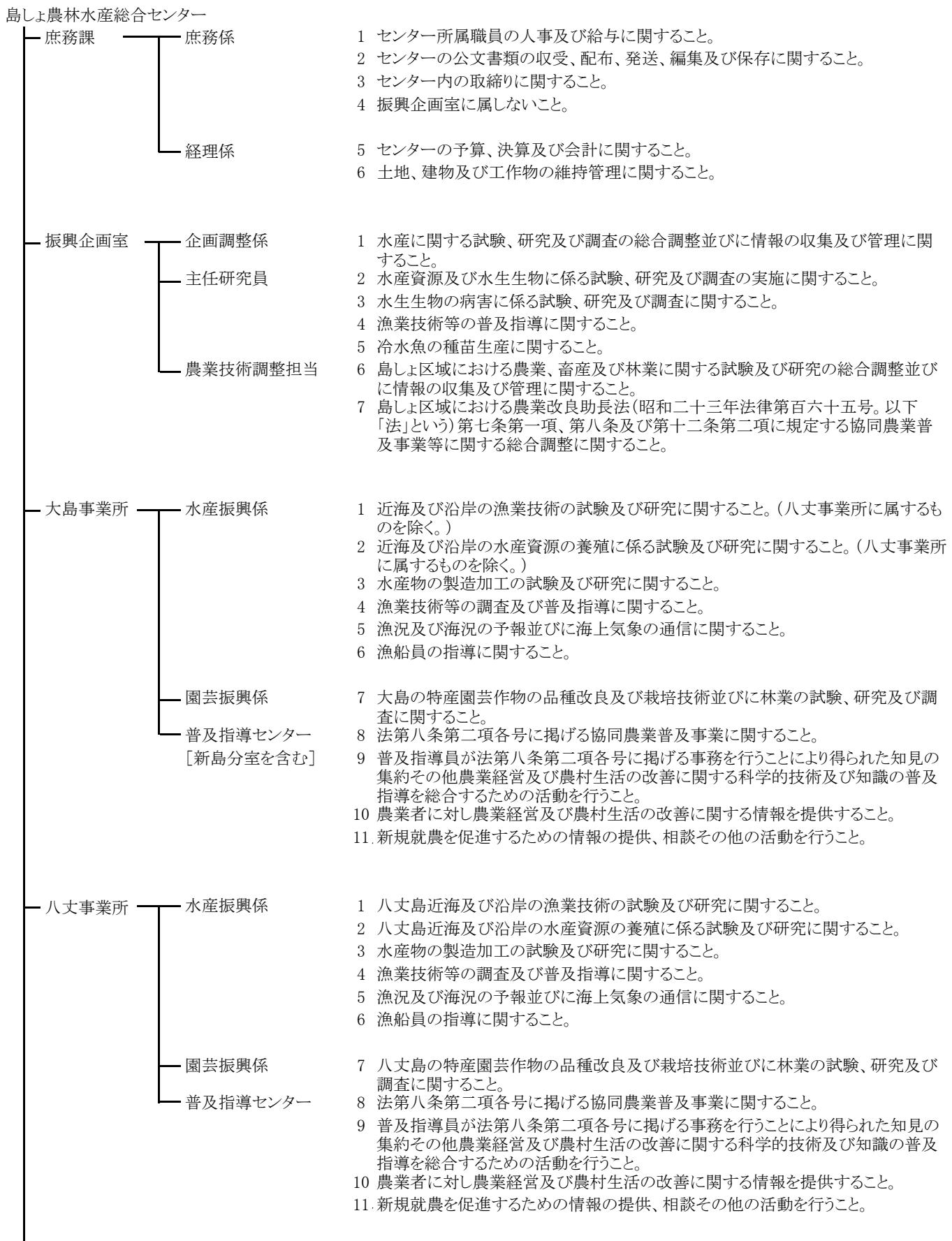
## 2 漁業調査指導船

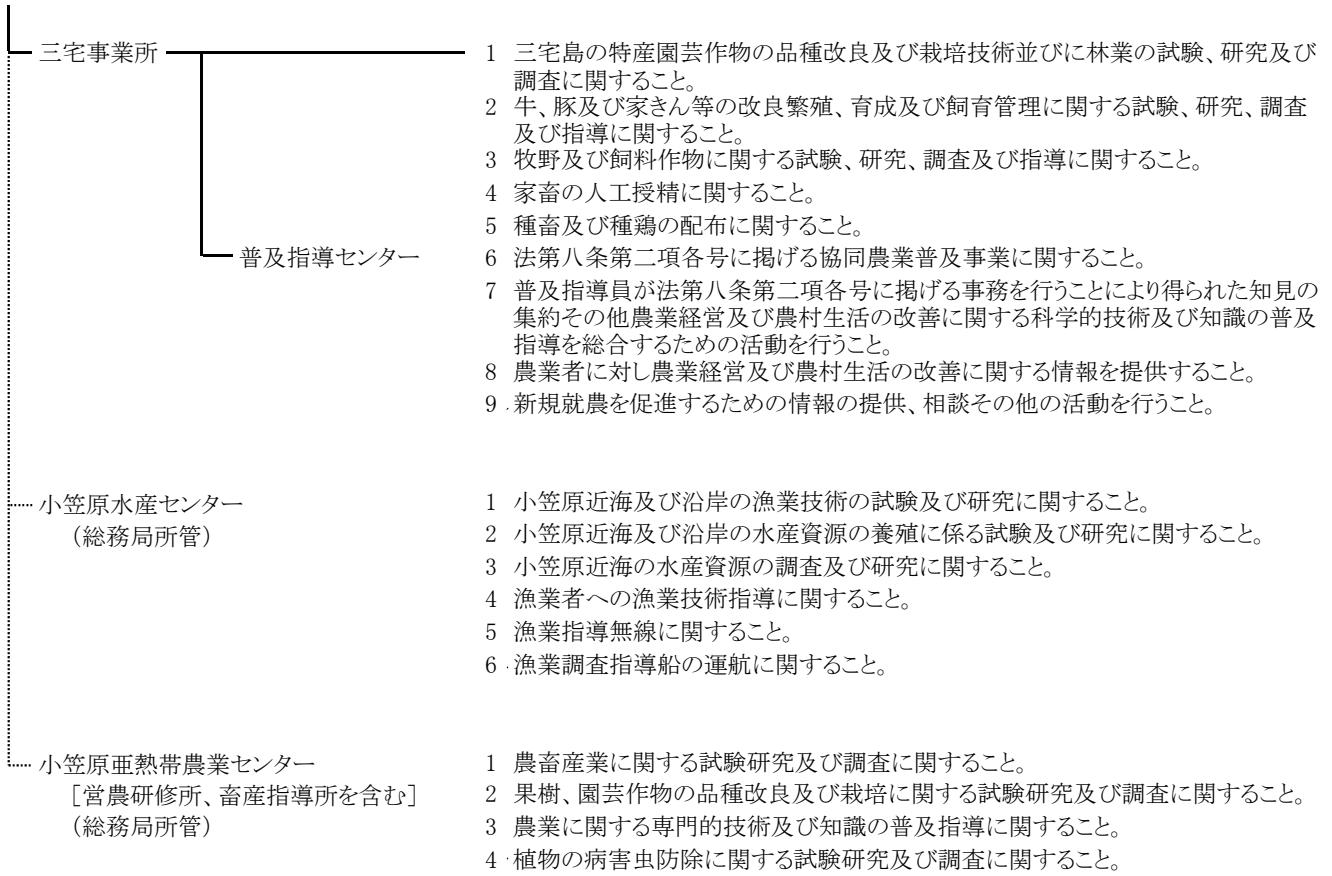
	みやこ	やしお	かもめ	たくなん	興洋
竣工	平成 24 年 2 月 29 日	平成 7 年 1 月 27 日	昭和 57 年 10 月 28 日	平成 16 年 3 月 3 日	平成 19 年 2 月 28 日
最大速力 (ノット)	14.8	19.7	18.2	14.0	14.2
航海速力 (ノット)	13.0	16.3	15.0	13.0	13.0
航続距離(海里)	5,000	500		807	2,000
定 員	船 員 16 名 調査員 8 名	船 員 7 名 調査員 3 名	船 員 1 名 調査員 6 名	船 員 8 名 調査員 6 名	船 員 9 名 調査員 5 名
1 船 体					
船質	鋼	F R P	F R P	F R P	鋼
全長 (m)	42.93	25.00	13.55	25.50	33.07
登録長 (m)	35.60	22.40	9.80	20.18	28.40
幅 (m)	7.40	4.68	2.30	5.58	6.00
深さ (m)	3.30	2.17	0.76	2.16	2.90
トン数 (t)	189	43	3.87	44	87
2 機 関					
主機関 (kW)	1,492 1 基 バウスラスター	515 2 基 バウスラスター	353 1 基	1,203 1 基	1,030 1 基 バウスラスター

### [漁業調査指導船の海域分担]

東京都の海は広大なため、黒潮をはさんで、伊豆諸島北部海域を「やしお」、南部海域を「たくなん」、小笠原海域と沖ノ鳥島海域を「興洋」が担当し、沖合の南鳥島・沖ノ鳥島や他県海域を含む広い海域を「みやこ」が担当している。この他「かもめ」(大島)、「拓洋」(八丈島)、「ウェントル」(小笠原)は島周りの浅海域の調査や潜水調査の母船の役割を担当している。

### 3 島しょ農林水産総合センター係別分掌事務





東京都島しょ農林水産総合センター定期刊行物（水産関係）

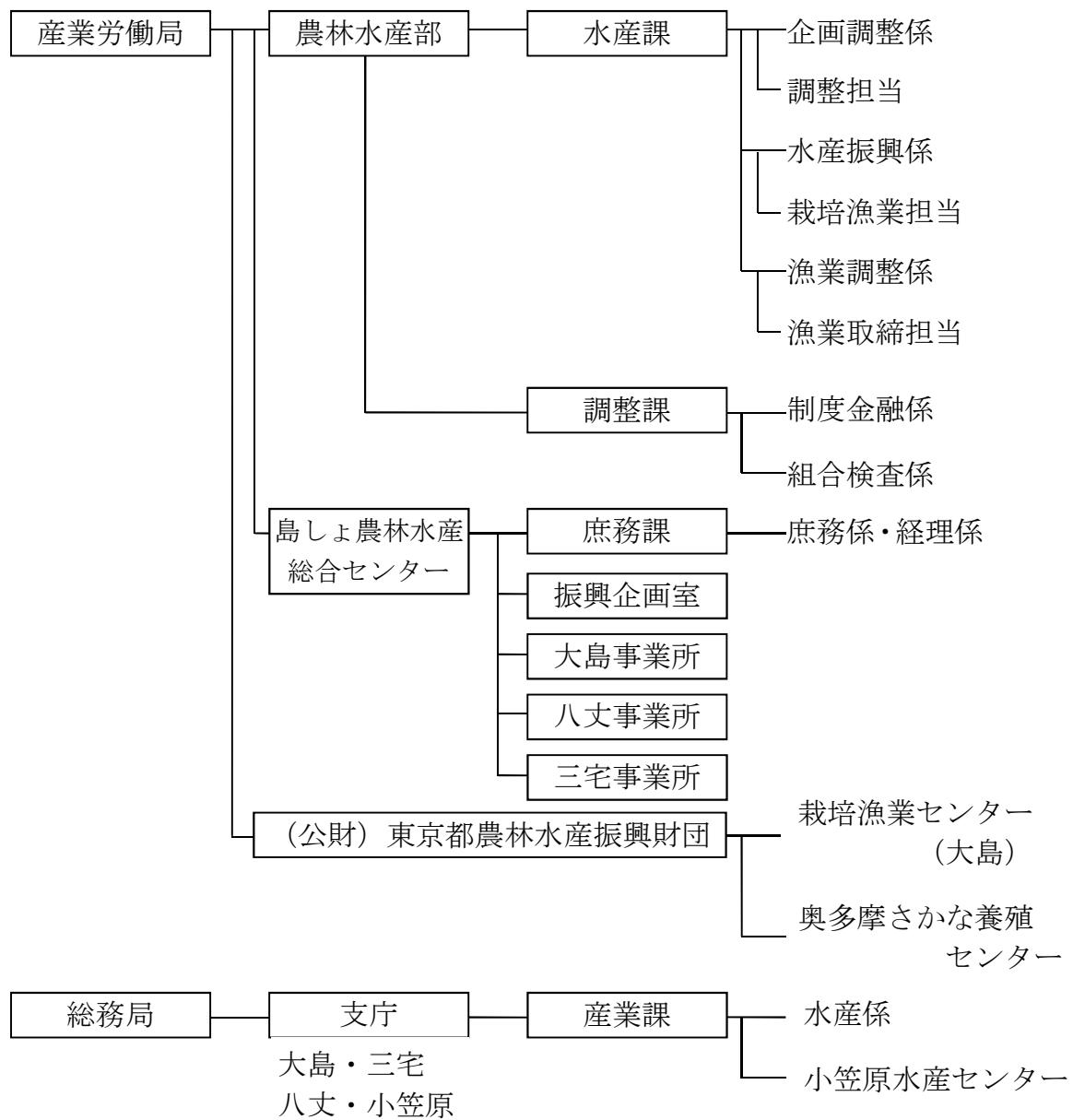
刊行物の名称	内 容	刊行回数
「事業報告」（年報）	各年度内に実施した試験・研究・指導・事業ごとに結果をとりまとめたもの	年一回
「事業成果速報」	各年内に実施した試験・研究・指導・事業ごとの結果の速報	年一回
「主要成果集」	各年度内に顕著な成果が得られた課題について、要点をわかりやすくまとめたもの	年一回
「水産海洋研究報告」	年度を渡って継続して調査研究した課題をとりまとめた報告書	その都度
「事業概要」	東京都島しょ農林水産総合センターの沿革、組織、予算、事業体系、事業概要、事業所施設等を紹介するもの	年一回
ホームページ	東京都島しょ農林水産総合センターの事業概要、トピック、伊豆諸島の魚貝類、漁海況等を紹介するホームページ <a href="http://www.ifarc.metro.tokyo.jp">http://www.ifarc.metro.tokyo.jp</a>	毎日更新
「大島事業所トピック」	大島事業所の広報誌	不定期
「八丈事業所トピック」	八丈事業所の広報誌	不定期
「海洋島」	小笠原水産センターの広報誌	不定期
「伊豆諸島海域漁況情報」	伊豆諸島の漁獲物情報をまとめた週報	毎週
「関東・東海漁海況速報」	当センター大島事業所、千葉、神奈川、静岡、三重、和歌山が共同で発行する漁海況速報（海の天気図）	毎日
「八丈海洋ニュース」	八丈事業所が発行する海況情報誌	ほぼ毎日
「沖合定線観測結果」	大島事業所指導船「みやこ」の定線観測結果	月一回
「沿岸定線観測結果」	大島事業所指導船「やしお」の定線観測結果	月一回
「海洋観測速報」	八丈事業所指導船「たくなん」の定線観測結果	月一回
「おがさわら海の情報」	小笠原水産センター指導船「興洋」の定線観測結果	月一回
「定地観測水温表」	大島事業所が発行する月別各島定地水温	月一回
「潮汐表」	大島事業所が発行する伊豆諸島の潮汐表	月一回
「漁業気象」	大島漁業無線局が発行する天気現況と予想	毎日二回

## VIII 水産行政

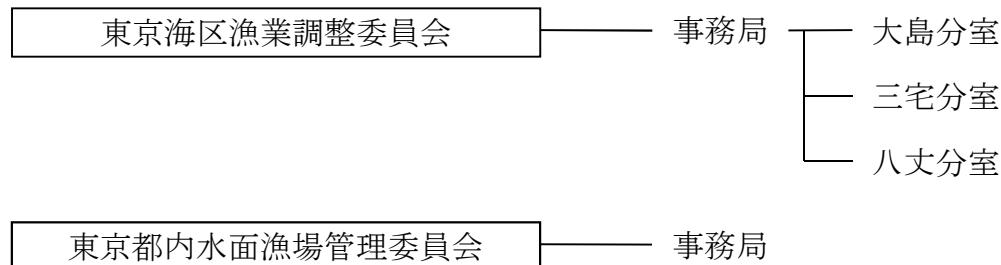


## 1 水産行政組織（平成27年4月1日現在）

### 【知事部局】



### 【行政委員会】



## 2 水産課係別分掌事務（行政委員会を含む）

### 企画調整係

- ・課内の経理、人事、文書、物品等に関すること
- ・水産統計に関すること
- ・東京都農林漁業振興対策審議会漁業部会に関すること
- ・水産関係災害に関すること
- ・漁業後継者育成に関すること
- ・水産業の総合振興対策事業に関すること
- ・水産業協同組合の設立、併合、解散及び定款変更に関すること
- ・水産業協同組合及び連合会の指導監督に関すること
- ・水産業協同組合の整備促進に関すること
- ・漁業共済及び漁船保険組合に関すること
- ・その他水産業協同組合に関すること
- ・島しょ農林水産総合センターに関すること
- ・課内他の係及び担当に属しないこと

### 水産振興係

- ・漁業振興施設整備に関すること
- ・水産物供給基盤整備に関すること
- ・内水面総合振興に関すること
- ・小笠原諸島の漁業振興に関すること
- ・その他水産振興に関すること

### 栽培漁業担当

- ・栽培漁業に関すること
- ・東京都栽培漁業推進協議会に関すること
- ・東京都栽培漁業センターに関すること

### 漁業調整係

- ・漁獲量計画の策定並びに漁業調整に関すること
- ・漁業資源管理に関すること
- ・内水面漁業調整に関すること
- ・内水面漁場管理委員会に関すること
- ・漁場環境保全に関すること
- ・漁業公害対策に関すること
- ・漁獲量管理に関すること
- ・漁獲量情報管理システムに関すること
- ・漁船の登録等に関すること

- ・遊漁船業の登録に関すること
- ・その他漁業調整に関すること

漁業取締担当

- ・漁業取締に関すること
- ・漁業補償に係る調査及び連絡に関すること

東京海区漁業調整委員会事務局

- ・東京海区漁業調整委員会に関すること

東京都内水面漁場管理委員会事務局

- ・内水面漁場管理委員会に関すること



## IX 資 料

- 1 経営体・就業者
- 2 生産量・生産額
- 3 漁船
- 4 漁業制度と都の漁業



## 1 経営体・就業者

### 漁業経営体数の推移

単位：経営体

	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
個人	1,013	784	654	591
団体	24	20	15	13
合計	1,037	804	669	604

資料：漁業センサス（第 10 次、2003 年、2008 年、2013 年）

注：平成 15 年は三宅島を含まず

### 漁業就業者数の推移

単位：人

	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
区 部	497	387	494	261
島 し ょ 部	982	769	749	711
大 島	579	476	428	406
大島	220	173	141	133
利島～神津島	359	303	287	273
三宅・御蔵島	145	19	61	66
八丈島・青ヶ島	198	196	190	164
小 笠 原	60	78	70	75
合 計	1,479	1,156	1,243	972

資料：漁業センサス（第 10 次、2003 年、2008 年、2013 年）

注：平成 15 年は三宅島を含まず

### 漁業就業者数の男女・年齢別の推移

単位：人

	平成 10 年		平成 15 年		平成 20 年		平成 25 年	
		比率 (%)		比率 (%)		比率 (%)		比率 (%)
男 性	1,332	90.1	1,077	93.2	1,161	93.4	938	96.5
15～24歳	31	2.1	37	3.2	21	1.7	24	2.5
25～39歳	205	13.9	155	13.4	148	11.9	145	14.9
40～59歳	583	39.4	445	38.5	543	43.7	355	36.5
60～64歳	176	11.9	129	11.2	158	12.7	131	13.5
65歳以上	337	22.8	311	26.9	291	23.4	283	29.1
女 性	147	9.9	79	6.8	82	6.6	34	3.5
合 計	1,479	100.0	1,156	100.0	1,243	100.0	972	100.0

資料：漁業センサス（第 10 次、2003 年、2008 年、2013 年）

注：平成 15 年は三宅島を含まず

## 2 生産量・生産額

漁業種類・海区別生産量（平成26年1月～12月）

(単位:トン)

漁業別	海区別	大島	利島 新島 神津島	三宅 御蔵島	八丈島 青ヶ島	小笠原	内湾	計
とびうお流しまき網					8			8
その他のまき網			11					11
さんま棒受網								
あじ・さば棒受網					129			129
いさき寄網			1					1
たかべ寄網								
建切網			41					41
とびうお流し刺網		0		2	258			259
いせえび刺網		13	23	2	0			39
たかべ刺網		2	31	2				35
いか釣		0	39	0	2	22		63
ひき縄釣		4	39	30	92	12		177
底魚一本釣		48	696	91	575	185		1,595
その他の釣		17	0	1	6		23	48
はえ縄			3	26		297		326
その他のはえ縄							3	3
小型定置網		67	39	46				153
その他の刺網					1		179	180
採貝		15	13	1	0		204	234
採藻		99	103	16				218
突棒			0					0
潜水器			4					4
その他の漁業		0	8		2	19	20	48
計		265	1,051	219	1,072	535	429	3,572

























## 内湾域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

年 区分		22年	23年	24年	25年	26年
魚類	生産量	245	201	215	209	225
	生産額	195	150	145	159	159
その他の水産動物	生産量	1	1	1	1	0
	生産額	1	20	1	1	1
貝類	生産量	88	65	53	213	204
	生産額	50	30	17	67	85
合計	生産量	334	268	269	423	430
	生産額	247	200	163	227	245

## 島しょ地域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

年 区分		22年	23年	24年	25年	26年
魚類	生産量	3,091	2,736	2,728	2,887	2,749
	生産額	2,434	2,304	2,398	2,629	2,794
その他の水産動物	生産量	163	139	155	172	144
	生産額	326	279	248	315	361
貝類	生産量	55	44	65	43	32
	生産額	73	55	74	58	44
藻類	生産量	466	355	390	312	218
	生産額	238	189	168	112	97
合計	生産量	3,775	3,274	3,337	3,414	3,142
	生産額	3,071	2,827	2,888	3,114	3,295

## 主要魚種別生産量の推移

単位：トン

年 魚種	22年	23年	24年	25年	26年
さば類	6	7	11	9	14
とびうお	327	332	272	289	275
あじ類	260	248	183	192	172
かつお類	556	296	165	235	80
まぐろ・かじき類	445	408	497	438	399
たかべ	102	79	87	85	50
あなご	32	18	15	12	8
貝類	143	110	118	256	236
えび・いか類	144	122	139	153	125
てんぐさ等の藻類	466	355	390	312	218
その他の魚類	1,630	1,627	1,729	1,856	1,995
合計	4,111	3,553	3,606	3,837	3,572

## 内水面養殖生産量

単位 : kg

年 魚種 \ 順位	22年	23年	24年	25年	26年
あゆ	4,230	4,590	3,470	2,680	3,590
にじます	44,211	44,226	35,079	40,231	35,910
その他のます類	35,006	33,032	41,904	31,179	28,137
その他	1,500	0	0	0	0
計	84,947	81,848	80,453	74,090	67,637

資料 : 水産課調べ

## 金魚類養殖生産量

単位 : 尾

年 種類 \ 順位	22年	23年	24年	25年	26年
琉金	143,093	135,427	183,867	173,020	133,401
出目金	54,952	65,745	88,845	64,252	55,984
朱文金	48,019	58,596	46,916	65,644	56,408
和金	244,659	159,243	40,432	32,235	40,234
コメット	126,640	97,333	95,221	72,756	91,625
色鯉	4,088	5,490	2,218	2,870	3,836
ひめだか	258,400	164,200	182,887	163,660	55,687
その他	543,278	481,790	628,054	583,675	595,163
計	1,423,129	1,167,824	1,268,440	1,158,112	1,032,338

資料 : 東京都淡水魚養殖漁業協同組合調べ



### 3 漁船

#### (1) 漁船の推移

(平成26年12月末現在)

年度等	項目	内				島 湾 シ よ				会社・官庁・その他				計	
		隻	数	総トン数	馬力数	隻	数	総トン数	馬力数	隻	数	総トン数	馬力数	隻	数
2 1 動 力 船	船	239	658.47	13,427	913	4,040.10	86,009	61	41,778.44	58,517	1,213	46,477.01	157,953	—	—
無動力船	船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 2 動 力 船	船	221	614.37	13,548	902	4,005.01	87,105	55	39,176.23	53,959	1,178	43,795.61	154,612	—	—
無動力船	船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 3 動 力 船	船	218	590.30	13,905	870	3,885.94	86,770	54	37,480.24	53,055	1,142	41,956.48	153,730	—	—
無動力船	船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 4 動 力 船	船	218	596.82	13,995	850	3,784.84	87,485	47	32,023.82	45,907	1,115	36,405.48	147,387	—	—
無動力船	船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 5 動 力 船	船	212	590.08	14,065	828	3,771.94	89,111	43	30,736.98	43,926	1,083	35,099.00	147,102	—	—
無動力船	船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 6 動 力 船	船	210	564.11	13,698	814	3,735.56	91,920	40	31,289.38	47,405	1,064	35,589.05	153,023	—	—
無動力船	船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 漁船登録事務取扱い件数

(平成26年4月～平成27年3月)

(3) 建造・改造・転用許可(漁船)

(平成26年4月～平成27年3月)

項目	船級	総数	1級	2級	15t以上	15t未満	3級	4・5級	6級	7級	
総数		494	103	18	100	273	0	0	0	0	
建造		2	1	0	1	0	0	0	0	0	建造
転用		12	0	0	4	8	0	0	0	0	計
その他		38	2	1	8	27	0	0	0	0	5トン未満
計		52	3	1	13	35	0	0	0	0	5トン以上
変更登録		61	14	3	14	30	0	0	0	0	5トン未満
再交付		9	1	0	4	4	0	0	0	0	5トン以上
賃本交付		115	75	6	7	27	0	0	0	0	計
抹消登録		失効	71	2	1	12	56	0	0	0	
		取消	0	0	0	0	0	0	0	0	
検認		計	71	2	1	12	56	0	0	0	
合格		186	8	7	50	121	0	0	0	0	TK 6
不合格		0	0	0	0	0	0	0	0	0	計
計		186	8	7	50	121	0	0	0	0	0

(4) 等級別登録漁船状況(平成26年12月末現在)

		隻数	総トン数	馬力数
TK 3	5t～9t	219	136.55	8,751
	1～2.9	339	563.54	16,831
	3～4.9	169	713.22	17,105
TK 2	5t～9t	204	1,573.23	37,823
	10～14	68	818.83	14,536
	15～19	32	553.98	11,112
	20～29			
	30～49	2	87.00	1,487
	50～99	1	87.00	1,030
TK 1	100t～199t	3	478.00	2,332
	200t以上	27	30,577.70	42,016
総計	計	1,064	35,589.05	153,023

(TK6とTK3兼用船は、TK3に含める)



## 4 漁業制度と都の漁業

東京都の海域においては、大小様々な操業形態の漁業が営まれている。それらの漁業は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のために、漁業法や水産資源保護法といった国の制度による規制の外、東京都漁業調整規則等、東京都が独自に定めた規則において、漁業許可や漁具・漁法の制限などが規定され、操業が規制されている。

### ○ 漁業の制度

#### § 1 大臣許可漁業等

##### (1) 指定漁業

水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適當と認められる漁業について、漁業法第 52 条の規定に基づき、政令で定められた漁業である。

- |               |               |            |              |
|---------------|---------------|------------|--------------|
| ①冲合底びき網漁業     | ②以西底びき網漁業     | ③遠洋底びき網漁業  | ④大中型まき網漁業    |
| ⑤大型捕鯨業        | ⑥小型捕鯨業        | ⑦母船式捕鯨業    | ⑧遠洋かつお・まぐろ漁業 |
| ⑨近海かつお・まぐろ漁業  | ⑩中型さけ・ます流し網漁業 | ⑪北太平洋さんま漁業 |              |
| ⑫日本海べにずわいがに漁業 | ⑬いか釣り漁業       |            |              |

##### (2) 特定大臣許可漁業

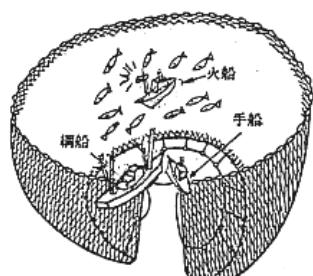
漁業法第 65 条及び水産資源保護法第 4 条の規定に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 2 項で定められた漁業である。

- |            |                 |            |
|------------|-----------------|------------|
| ①ずわいがに漁業   | ②東シナ海等かじき等流し網漁業 | ③東シナ海はえ縄漁業 |
| ④大西洋はえ縄等漁業 | ⑤太平洋底刺し網等漁業     |            |

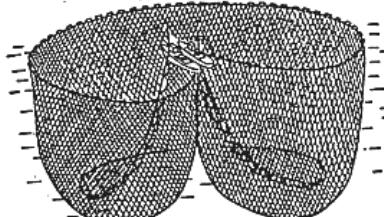
##### (3) 届出漁業

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 3 項で定められた漁業である。

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| ①かじき等流し網漁業   | ②沿岸まぐろはえ縄漁業 | ③小型するめいか釣り漁業 |
| ④暫定措置水域沿岸漁業等 |             |              |

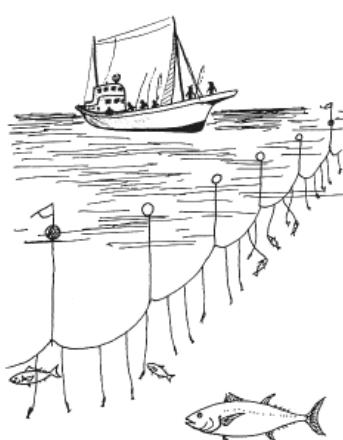


1 そうまき網



2 そうまき網

指定漁業（大中型まき網漁業）



指定漁業（遠洋かつお・まぐろ漁業）

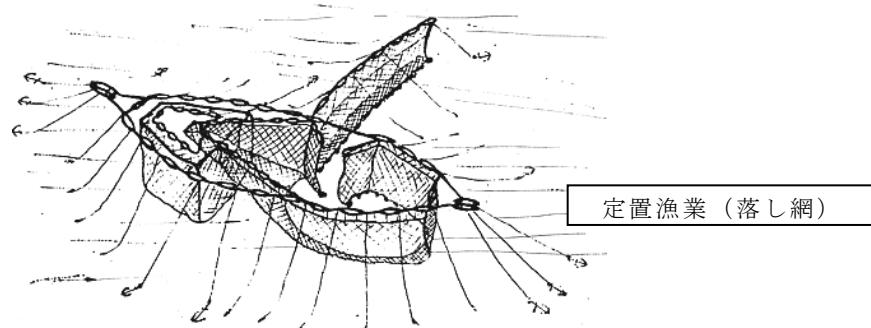
## § 2 知事免許漁業

漁業法第 10 条の規定により、都道府県知事の免許を受けて営む漁業であり、いわゆる漁業権に基づいて営まれる漁業である。

漁業権は、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、次の 3 種類の漁業権が規定されている。

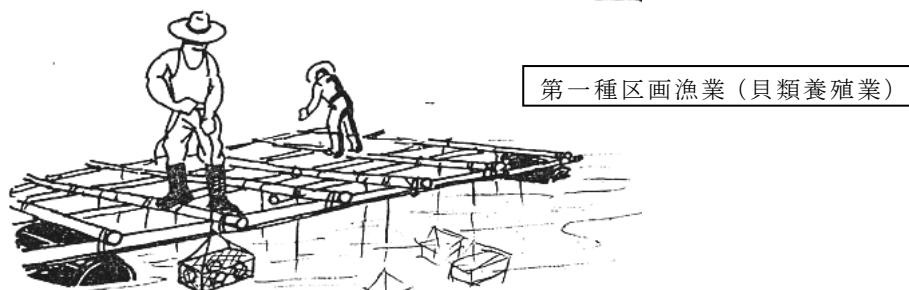
### (1) 定置漁業権

一定の水面に漁具を定置して営む漁業で、主として、水深 27m 以深に漁具を設置する漁業である。



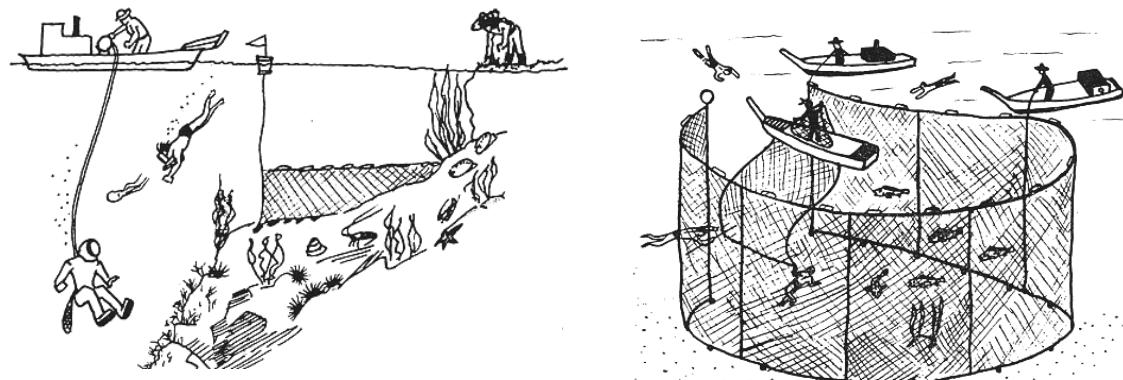
### (2) 区画漁業権（第一種～第三種区画漁業、特定区画漁業）

一定の区域内で養殖業を営む権利で、その形態等によって 4 種類に区分されている。



### (3) 共同漁業権（第一種～第五種共同漁業）

一定の水面を共同に利用して行う漁業を営む権利である。共同漁業権は、本来自由に行われるべき漁業を、漁業者に自ら漁場を管理させるために、漁業協同組合を対象として免許されるものである。共同漁業権は、その形態等によって 5 種類に区分されている。



### § 3 法定知事許可漁業

都道府県間にまたがる漁業調整の関係等により、統一的に規制する必要のある漁業として、漁業法第 66 条に規定されている漁業である。

#### (1) 法定知事許可漁業

- ①中型まき網漁業 ②小型機船底びき網漁業 ③瀬戸内海機船船びき網漁業
- ④小型さけ・ます流し網漁業

#### (2) 都における法定知事許可漁業

中型まき網漁業（総トン数 5 t 以上 40 t 未満）

### § 4 知事許可漁業

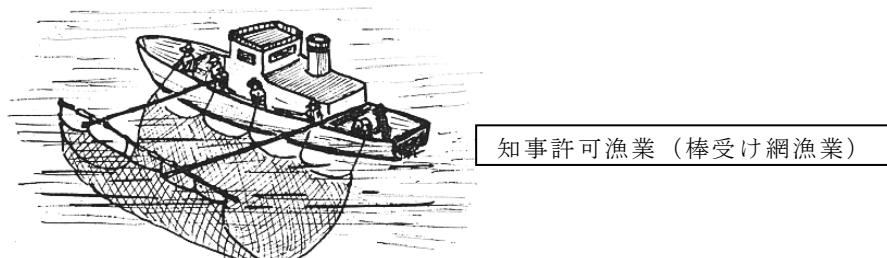
都道府県知事は、漁業法第 65 条の漁業調整に関する命令の規定に基づき、各都道府県毎の実情に応じて、それぞれ漁業調整規則を定めている。東京都における知事許可漁業は、海面においては東京都漁業調整規則第 7 条に、内水面においては東京都内水面漁業調整規則第 6 条にそれぞれ規定されている。

#### (1) 海面の許可漁業

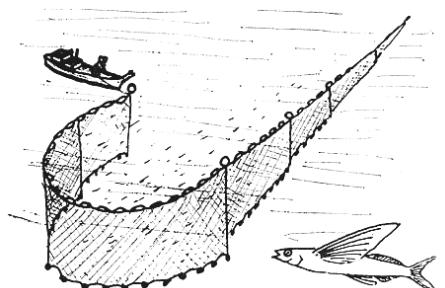
- ①棒受け網漁業（総トン数 5 t 以上） ②火光利用さば漁業（総トン数 5 t 以上）
- ③小型まき網漁業（総トン数 5 t 未満） ④機船船びき網漁業 ⑤とびうお流し刺し網漁業
- ⑥とびうお流しまき網漁業 ⑦刺し網漁業（内湾を除く。） ⑧潜水器漁業 ⑨さんご漁業
- ⑩いそ魚寄せ網漁業 ⑪建て切り網漁業（方言建て網漁業を含む。）
- ⑫固定式刺し網漁業（三枚網、重ね網を含み、内湾を除く。） ⑯四そう張り網漁業
- ⑭地びき網漁業 ⑮小型定置漁業（小笠原のみ。） ⑯底はえ縄漁業 ⑰底魚一本釣り漁業
- ⑱ひき縄漁業 ⑲かつお・まぐろ漁業（⑯～⑲は総トン数 5 t 以上、小笠原のみ。）
- ⑳かめ漁業（あおうみがめが対象、小笠原のみ。） ㉑底立てはえ縄漁業

#### (2) 内水面の許可漁業

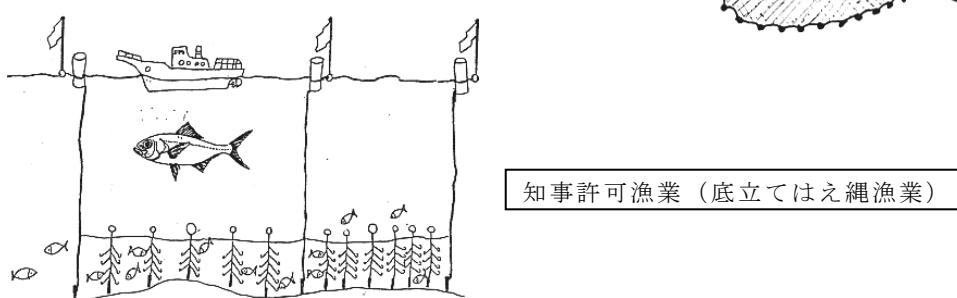
- ①さし網 ②建干網 ③四手網（方言あじ網を含む。）
- ④ふくろ網 ⑤地びき網 ⑥あゆ瀬張網



知事許可漁業（棒受け網漁業）



知事許可漁業（とびうお流し刺し網漁業）



知事許可漁業（底立てはえ縄漁業）

## § 5 海区漁業調整委員会の指示

海区漁業調整委員会等は、水産動植物の繁殖保護、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決のために必要があると認めるときは、漁業法第 67 条の規定に基づき、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限等、必要な指示をすることができる。

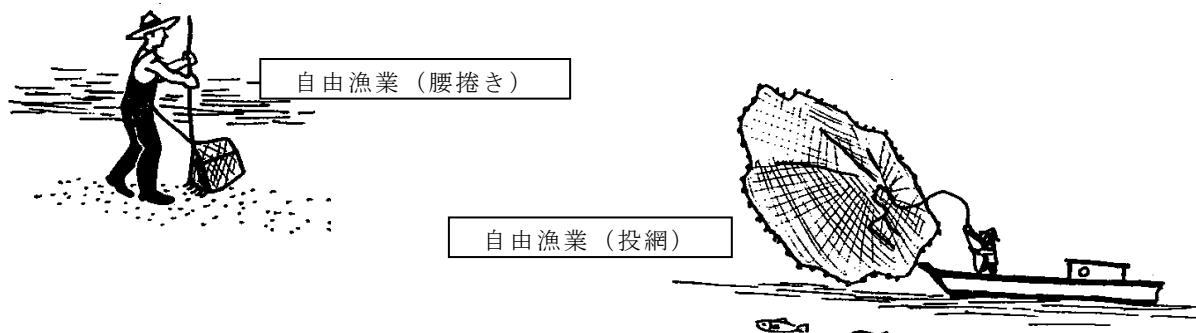
- ①はご釣り漁業 ②うみがめの採捕 ③かにかご漁業 ④浮きはえ縄漁業 ⑤いか釣り漁業
- ⑥そでいか漁業 ⑦火光利用とびうお漁業 ⑧浮魚礁における漁業の制限（八丈海域）
- ⑨釣漁法の制限（いきえさの使用禁止） ⑩底魚・かつお及びまぐろの採捕の制限（小笠原）
- ⑪木更津人工島（通称海ほたる）周辺海域の採捕及び遊漁案内の禁止
- ⑫遊漁者のひき縄釣による採捕の制限 \*②、⑨～⑫は遊漁者にも適用される。

また、広域漁業調整委員会は、広域的な見地から水産動植物の繁殖保護等漁業調整上の必要があると認めるときは、漁業法第 68 条の規定に基づき、関係者に対し必要な指示をすることができる。

太平洋広域漁業調整委員会指示①沿岸くろまぐろ漁業

## § 6 自由漁業

漁業関係法令（漁業法、政令、省令、規則、告示、知事規則、委員会指示、水産資源保護法等）により規制されない漁業で、上記 § 1～§ 5（漁業権漁業及び許可漁業等）に記載されている漁業以外をいう。



## § 7 禁止漁業等

漁業調整規則で禁止されている漁業等

- (1) 都の禁止漁業 ①沖縄式追込網漁業 ②潜水器漁業（小笠原村地先海面に限る。）

- (2) 都の禁止漁具・漁法

### ア 海面

- ①はぜびき網（方言だぼ網） ②張切網 ③水中銃（発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するもの） ④掛なわこぎ（文鎮こぎ及び朝鮮けたを含む。） ⑤ころばし ⑥水中に電流を通じてする漁法 ⑦集魚燈を使用してする漁法（火光利用さば漁業、いか釣り漁業、棒受け網漁業（4月1日～12月31日の期間で銭洲及び大室出しの海域に限る。）及び火光利用とびうお漁業（たも網又は敷網を使用してとびうおを採捕する。）を除く。）

### イ 内水面

- ①やな ②張切網 ③なで網 ④押網 ⑤三枚網 ⑥びんど又はこれに類似する漁具 ⑦かい堀 ⑧瀬干 ⑨火光を利用する漁具又は漁法 ⑩水中に電流を通じてする漁具又は漁法 ⑪水中銃その他弾力をを利用して発射する漁具 ⑫がちゃ網（4月1日～6月30日の期間）

- (3) その他の禁止行為

都の海面及び内水面における有害物の遺棄漏せつの禁止

## § 8 遊漁者等が使用できる漁具及び漁法

下記の漁具及び漁法以外で水産動植物を採捕してはならない。

- ①竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。） ②たも網及びさ手網 ③投網（船を使用しない。）
- ④やす及びは具 ⑤徒手採捕 ⑥ひき縄釣（ただし、海区漁業調整委員会の承認を受けた大会に限る。）

また、第五種共同漁業権が免許された内水面（河川）においては、知事が認可した遊漁規則に基づいて、遊漁を行うことができる。



東京都の水産  
(平成27年版)

平成28年度  
登録番号(28)30

平成28年5月発行

編集・発行 東京都産業労働局農林水産部水産課  
(所在地) 新宿区西新宿2-8-1  
(電話) 03(5321)1111  
(内線) 37-421  
印 刷 株式会社 三響社  
(所在地) 千代田区小川神田町3-2  
(電話) 03(3293)0841



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています  
白色度70%再生紙を使用しています

